

障害者の しおり



いこいな
©シンエイ/西東京市

(令和8年3月)



1. 相談窓口 ▶

2. 手帳 ▶

3. 障害者総合支援法等 ▶

4. 日常生活の支援 ▶

5. 手当・年金 ▶

6. 医療 ▶

7. 社会参加 ▶

8. 講習 ▶

9. 税金の軽減・各種割引 ▶

10. 就労 ▶

11. 子ども ▶

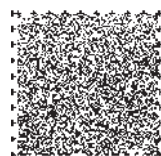
12. 施設・団体等 ▶

さくいん ▶

西東京市 健康福祉部 障害福祉課
電話 (042) 464-1311 (市役所代表)
直通 (042) 420-2804・2805・2806
FAX (042) 466-9666 (田無庁舎)
URL <http://www.city.nishitokyo.lg.jp>



西東京市



コミュニケーションボード

コミュニケーションボードは、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方に対して、分かりやすいイラストを指さしながら意思を伝えることができるボードです。

西東京市では、話し言葉によるコミュニケーションが困難な方と、周囲の方をつなぐための話し言葉に代わるツール＝「コミュニケーションボード」を普及することで、コミュニケーションが図りやすくなることを目指します。

市役所窓口や一部の市内店舗などに設置しています。

※ホームページからもダウンロードできますので、ご活用ください。



ヘルプカード

障害のある方が普段から身につけておくことで、「緊急時」・「災害時」・「困ったとき」に周囲の配慮や手助けを求めやすくするためのヘルプカードを配布しています。

カードに所持する方の氏名、連絡先、障害の特性、手助けしてほしいこと、配慮してほしいことなどを記入します。必要ときに所持する方がそれを提示して、周囲の人に必要な手助けを求めることができます。



配布対象者

身体・知的・精神に障害のある方（手帳交付の有無は問いません）、難病患者の方

配布するもの

ヘルプカード、カード入れケース、リーフレット（記入の仕方や使用方法を記載したもの）

配布方法

事前連絡は不要です。直接、配布場所へお越しください。来所が困難な方で郵送を希望する方は、担当窓口へご連絡ください。

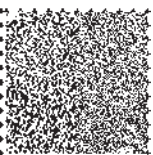
配布場所

・田無庁舎障害福祉課・(保谷庁舎)防災センター・西東京市保谷障害者福祉センター
・西東京市障害者総合支援センター フレンドリー・保谷保健福祉総合センター1F

サポートステッカー

障害者サポーター養成講座を受講した方がいるお店には、サポートステッカーを配布しています。

障害者サポーターはヘルプカードについて理解し、障害のある方をあたたかく見守り、お店の方のできる範囲の支援を行います。



しおりをご覧になる前に

このしおりは障害のある方のための福祉施策の概要とサービスの窓口を紹介し、日常生活の手引きとして活用していただくために作成しました。

- (1) このしおりの内容は、令和7年10月現在の内容で作成してあります。
- (2) 住所・電話番号・インターネットのホームページアドレスなどを掲載している施設などがありますが、都合で変更（移転）する場合がありますので、ご了承ください。
- (3) その他記載事項については、予告なく変更となることもありますので、詳細については各問い合わせ先へご確認ください。

知りたい情報の探し方

- (1) **インデックスを利用する**⇒本文ページ端のインデックスと、表紙に印刷されたインデックスは同じ位置に印刷されており、お探しの情報にたどり着きやすくなっています。
- (2) **目次を利用する**⇒2～7ページの目次では、各情報のタイトルから探すことができます。
- (3) **さくいん（198ページ～）を利用する**⇒50音別のさくいんから各事業の事業名と本文の掲載ページを探することができます。

本文にある **身** **知** **精** **難** マークについて

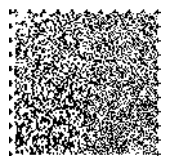
身 身体障害者が対象 **知** 知的障害者が対象 **精** 精神障害者が対象 **難** 難病患者が対象
このマークは、対象となる障害を表す目安となるものです。内容によって障害種別・等級などの要件がありますので、本文も必ずご覧ください。

音声コードについて

このガイドブックの本文ページには、「Uni-Voice（音声コード）」が印刷されています。視覚障害のある方のための専用の読み上げ装置で聞くことができます。

マイナンバー制度について

平成28年1月よりマイナンバー制度がスタートし、一部の手続きの際にはマイナンバーの記入（提示）が必要になりました。手続きの詳細につきましては、担当窓口までお問い合わせください。



もくじ

1. 相談窓口

総合窓口

- 障害福祉課 8
- 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー 9
- 基幹相談支援センター ●地域活動支援センター 10
- 相談支援事業所 ●東京都心身障害者福祉センター 11
- 東京都多摩小平保健所 12

こころの健康相談

- 東京都立多摩総合精神保健福祉センター 12
- 東京都発達障害者支援センター（こども TOSCA）
- 東京都発達障害者支援センター（おとな TOSCA） 13

難病の方の相談

- 東京都難病相談・支援センター ●東京都多摩難病相談・支援室 14
- 東京都難病ピア相談室 ●難病医療相談会 15

子どもの相談

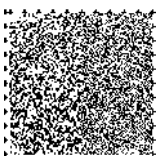
- 西東京市児童発達支援センターひいらぎ（西東京市子ども家庭課発達支援係）
- 西東京市教育委員会 教育支援課 ●西東京市教育委員会 教育指導課 16
- 子ども相談室 ほっとルーム ●東京都小平児童相談所 17
- 東京都医療的ケア児支援センター ●医療的ケア児等コーディネーター 18

虐待の相談

- 障害者虐待の相談窓口 19
- 障害者虐待防止センター（障害福祉課） 20

その他の相談窓口・相談事業

- ペアレントメンターとお話会 20
- 高次脳機能障害専門ダイヤル ●全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）
- 東京都障害者福祉会館
- 西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課 西東京ボランティア・市民活動センター・ 21
- 西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課 地域福祉推進係
- 西東京市社会福祉協議会福祉支援課 サービス提供係
- 西東京市社会福祉協議会福祉支援課 権利擁護係（権利擁護センターあんしん西東京）・ 22



2. 手帳

●身体障害者手帳	23
●愛の手帳	24
●精神障害者保健福祉手帳	25

3. 障害者総合支援法等

●サービスの体系	26
●障害のある方を対象としたサービス	27
●サービスを利用するための手続きの流れ（障害のある方の場合）	30
●障害のあるお子さんを対象としたサービス	31
●サービスを利用するための手続きの流れ（障害のあるお子さんの場合）	32
●相談支援事業	34
●利用者負担（障害福祉サービス）	35
●地域生活支援事業等	36
●その他のサービス	43
●難病の方について	44

4. 日常生活の支援

補装具・設備等

●補装具費の支給（購入費・修理費・借受け費）	48
●中等度難聴児の補聴器購入費の助成	49
●日常生活用具の給付	50
●身体障害者補助犬の給付 ●家具等転倒防止器具取付け等サービス	52
●住宅設備改善費の給付	53
●在宅重度心身障害者（児）入浴サービス ●重度脳性麻痺者介護	54

情報の支援

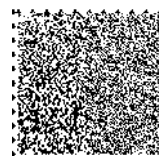
●市立図書館	55
--------	----

視覚に障害のある方へのサービス

●視覚障害者生活用具の販売・あっせん	
●東京都ガイドセンター	56
●日本点字図書館のサービス ●点字による即時情報ネットワーク事業	57
●点字・録音刊行物の作成・配布事業 ●視覚障害者日常生活情報点訳等サービス	
●広報東京都の点字版・テープ版・デイジー版の郵送	58
●都議会だよりの点字版・テープ版・デイジー版の郵送	59

聴覚に障害のある方へのサービス

●手話通訳者の派遣 ●要約筆記者の派遣	59
●手話通訳者の配置 ●コミュニケーション機器の貸し出し	60
●聴覚障害者向け映像ライブラリー事業 ●聴覚障害に関する相談	61
●聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧 ●電話リレーサービスの利用について	62



住宅

- 都営住宅の募集と使用料特別減額 63
- 住宅使用料の特別減額 64
- 都市再生機構UR賃貸住宅の申込優遇制度 65

各種サービス 緊急・安全

- 重度身体障害者救急代理通報等システム（都・市の制度）
- 119番ファクシミリ通報 66
- 緊急ネット通報（119番） ●110番アプリシステム 67
- 災害避難時に支援が必要な避難行動要支援者の安全を確保する体制を整備する制度
- 災害避難時に支援が必要な災害時要援護者の登録制度 68
- 避難所等一覧 69
- ごみの戸別訪問収集 ●生活福祉資金の貸付 74

5. 手当・年金

手当

- 障害児福祉手当（国の制度） ●特別障害者手当（国の制度） 78
- 重度心身障害者手当（都の制度） 79
- 心身障害者福祉手当（都の制度） ●心身障害者福祉手当（市の制度） 80
- 難病者福祉手当（市の制度） 81
- 児童扶養手当（国の制度） ●児童育成手当（育成手当）（都の制度） 82
- 児童育成手当（障害手当）（都の制度） ●特別児童扶養手当（国の制度） 83

年金

- 障害基礎年金（国民年金） 84
- 特別障害給付金 85
- その他の障害年金 ●心身障害者扶養共済制度 86

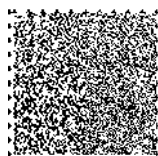
その他

- 産科医療補償制度 87

6. 医療

保険・助成・給付

- 心身障害者医療費助成（マル障） 88
- 後期高齢者医療保険（障害認定） 89
- 自立支援医療（精神通院医療） 90
- 自立支援医療（更生医療） ●自立支援医療（育成医療） 91
- 難病医療費等助成制度 ●特殊医療費等助成制度 92
 - B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度
 - 肝がん・重度肝硬変医療費助成制度 93
 - 小児精神病医療費助成制度 ●小児慢性特定疾病の医療費助成 94
 - ひとり親家庭等医療費助成制度（都の制度） 95



診療など

- 障害のある方の歯科医療機関 95

7. 社会参加

交通

- JR線の割引 97
- 都営交通の割引 98
- 民営バスの割引 99
- 西東京市コミュニティバス はなバス 100
- 旅客船・フェリーの割引 ●国内航空券の割引 101
- 有料道路の割引 102
- 自動車燃料費の助成（市の制度） ●タクシー運賃の割引 103
- タクシー料金の助成（市の制度） 104

自動車

- 自動車運転教習費用の補助 104
- 自動車改造費の助成 105
- 駐車禁止規制の除外 106

外出支援

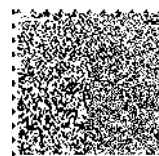
- 外出を援助する自動車での移動サービス 108
- 盲ろう児・者への通訳・介助者の派遣、支援 109

スポーツ・芸術・学習

- 公民館 109
- 西東京市障害者スポーツ支援事業 ●かわうそ水泳教室 110
- 西東京市のスポーツ施設等の利用の減免 ●東京都障害者スポーツセンター 111
- 東京都障害者スポーツ大会 112
- ENJOYニュースポーツ ●スポーツ相談窓口 113
- 障害者芸術文化活動支援センター ●東京都障害者休養ホーム 114
- タクトホールこもれび GRAFARE ホール施設使用料 障害者減免について
- 多摩六都科学館施設利用料 障害者減免について 115
- 都立文化施設、体育施設、公園等の無料利用等 116

投票

- 郵便等による不在者投票（郵便等投票） 116
- 代理投票・点字投票 117



8. 講習

聴覚に障害のある方対象

- 読話講習会 ●中途失聴者・難聴者手話講習会 118
- 文化教養講座 119

視覚に障害のある方対象

- 家庭生活訓練事業 119
- 盲青年等社会生活教室開催事業 ●中途失明者緊急生活訓練事業
- 視覚障害者のための講座 120

音声・言語に障害のある方対象

- 喉頭摘出者発声訓練 ●吃音者の講座 121

その他

- オストメイト社会適応訓練
- 重度身体障害者パソコン講習事業（IT 技術者在宅養成講座） 122
- 東京都盲ろう者支援センター 123

支援する方対象

- 障害者サポーター養成講座 ●西東京市手話通訳者養成講習会 124
- 東京都手話通訳者等養成講習会 ●東京都要約筆記者養成講習会 125

9. 税金の軽減・各種割引

税金

- 税の控除など 126
- 自動車税／軽自動車税環境性能割・自動車税種別割の減免 130
- 軽自動車税（種別割）の減免 131

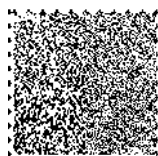
各種割引

- 市庁舎等駐車場の割引
- 廃棄物処理手数料の減免（市指定収集袋（ごみ袋）の配布） 132
- 水道・下水道使用料の減免 133
- NHK受信料の免除 ●自転車駐車場利用料の割引 134
- 市営駐車場使用料の免除 ●郵便料金の免除・特例 135
- 電話番号案内の無料利用（NTT ふれあい案内） 137

10. 就労

職業相談・仕事

- 西東京市障害者就労支援センター 一步
- ハローワーク（公共職業安定所） 138



●製造たばこ小売販売業の許可	139
●東京障害者職業センター	140

職業訓練

●東京障害者職業能力開発校	140
●国立職業リハビリテーションセンター	141
●公益財団法人東京しごと財団障害者就業支援課	142

11. 子ども

教育

●特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校等	
●障害のある児童・生徒のための学校一覧表	143

発達支援

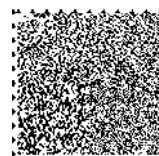
●西東京市児童発達支援センターひいらぎ	146
---------------------	-----

お子様のサービス

●その他対象となる制度等	147
--------------	-----

12. 施設・団体等

●市内の障害者福祉施設・障害者福祉関係通所施設等	148
●地域活動支援センター	150
●基幹相談支援センター	151
●就労支援センター ●生活介護	152
●就労継続支援B型	155
●就労移行支援	159
●就労定着支援 ●自立訓練（機能訓練・生活訓練）	160
●共同生活援助	161
●施設入所支援 ●短期入所	163
●訪問系サービス	164
●市内の障害児福祉関係通所施設	172
●通所系（障害児）	174
●保育所等訪問支援	181
●地域生活支援事業	182
●重症心身障害者	187
●計画相談支援事業所	188
●障害者団体	192
●福祉に関するホームページのご紹介	193
●障害者福祉施策（事業別対象者）一覧表	194
さくいん	198



1. 相談窓口

障害のある方や、そのご家族のための相談窓口です。わからないこと、心配事など、ひとりで抱え込まずにお気軽にご相談ください。

1.

相談窓口

総合窓口

障害福祉課 **身** **知** **精** **難**

市の障害者福祉についての総合窓口です。手帳の交付や手当の給付、障害福祉サービスの給付など、各種福祉制度の申請受付や相談を行っています。

〈問合せ〉

○田無庁舎1階 〒188-8666 西東京市南町5-6-13

電話 (042) 464-1311 (代表) 障害者支援係 (042) 420-2804

障害者相談係 (042) 420-2805 手当助成係 (042) 420-2806

FAX (042) 466-9666

○保谷庁舎1階 〒202-8555 西東京市中町1-5-1

(防災センター・保谷保健福祉総合センター内)

○両庁舎共通

電話 (042) 464-1311 (代表)

メール f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp ホームページ <https://www.city.nishitokyo.lg.jp>

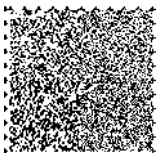
〈窓口時間〉 午前8時30分～午後5時 〈閉庁日〉 土・日・祝日・年末年始

障害者支援係

- (1) 障害者福祉に係る計画に関すること。
- (2) 障害者福祉施策に係る調査・研究および普及啓発に関すること。
- (3) 障害福祉サービスに係る請求および、補装具に係る決定および支給に関すること。
- (4) 高額障害者福祉サービス等給付費等に関すること。
- (5) 障害者に係る福祉団体・事業者に対する補助または指導・育成に関すること。
- (6) 障害者通所施設等に対する補助に関すること。
- (7) 障害者福祉施設に関すること。
- (8) 地域生活支援事業の実施、決定(他の係に属するものを除く。)および支払に関すること。
- (9) 障害者の日常生活・社会生活支援に関すること。
- (10) 地域自立支援協議会に関すること。
- (11) 障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (12) 課内の庶務に関すること。

障害者相談係

- (1) 障害福祉サービスに係る相談および決定に関すること。
- (2) 障害支援区分の調査および認定に関すること。
- (3) 地域生活支援事業の利用に係る相談に関すること。
- (4) 障害者の就労支援に関すること。
- (5) 障害支援区分認定審査会に関すること。
- (6) 基幹相談支援センターに関すること。



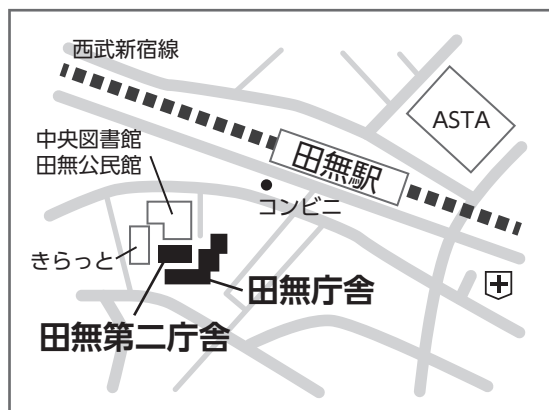
- (7) 障害者虐待防止センターに関すること。
- (8) 地域生活支援事業の実施および決定に関すること。
- (9) 身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）、知的障害者福祉法（昭和 35 年法律第 37 号）および精神保健および精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）による措置ならびに児童福祉法による措置（障害児に関するものに限る。）に関すること。

手当助成等

- (1) 障害者の手帳に関すること。
- (2) 障害者の各種手当および助成に関すること。
- (3) 心身障害者扶養共済などに関すること。
- (4) 障害者の医療費の支給および助成に関すること。

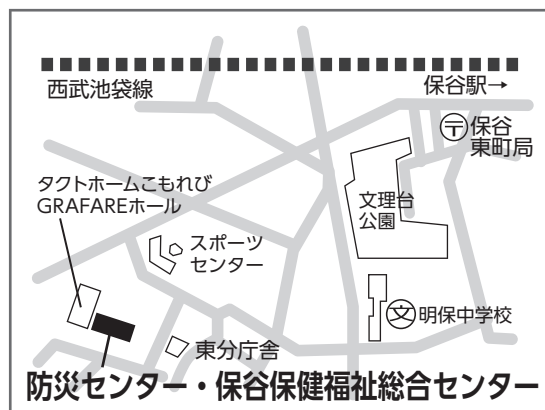
市役所案内図

田無庁舎



〒 188-8666 西東京市南町 5-6-13

保谷庁舎



〒 202-8555 西東京市中町 1-5-1

西東京市障害者総合支援センター フレンドリー

障害者総合支援センターは、市内に居住する障害のある方の自立と社会参加の促進を目的に、基幹相談支援センター、障害者就労支援センター、地域活動支援センター、生活介護事業所等を統合する施設です。

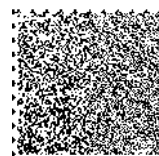
障害のある方だけでなく、地域の皆さまにも広く活用していただけるよう、情報コーナーや会議室などを備えています。福祉関係団体は会議室の使用料の免除を受けることができます。

会議室などの利用については、フレンドリー事務室へお問い合わせください。

〒 188-0011 西東京市田無町 4-17-14

〈開館時間〉 午前 9 時～午後 9 時 30 分（祝日・年末年始を除く）

〈休館日〉 祝日・年末年始（12月29日～1月3日）



1階 フレンドリー事務室

電話 (042) 452-0087 (午前9時~午後6時30分) FAX (042) 452-0076

基幹相談支援センター えぼっく (10・151 ページ参照)

電話 (042) 452-0075 FAX (042) 452-0076

障害者就労支援センター 一歩 (138・152 ページ参照)

電話 (042) 452-0095 FAX (042) 452-0096

Cafe & Restaurant もぐもぐの森

電話 (042) 452-6613

2階 地域活動支援センター ハーモニー (10・150 ページ参照)

電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774

2階 会議室 A・B・C**3階 多目的室****3階 4階 Life Design あくと・療育型放課後等デイサービスここいろ第2 (153・177 ページ参照)**

電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776

基幹相談支援センター 身 知 精 難**西東京市基幹相談支援センター (障害者虐待防止センター)**

障害福祉サービスに関する相談や虐待に関する相談、相談支援事業所等のバックアップを担っています。お気軽にお問い合わせください。

〈問合せ〉電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666

基幹相談支援センター えぼっく

身体障害・知的障害・精神障害など、障害の種別にかかわらず、日常生活や障害福祉サービスの利用に関することなど、幅広くご相談に応じています。お気軽にお問い合わせください。

〈問合せ〉電話 (042) 452-0075 FAX (042) 452-0076

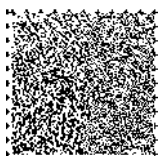
※詳しくは 151 ページ 基幹相談支援センター をご覧ください。**地域活動支援センター 身 知 精 難**

地域活動支援センターでは、日中活動と相談支援事業を実施しています。日中活動のご利用はあらかじめ登録が必要です。

保谷障害者福祉センター (主に身体障害のある方が対象)

西東京市保谷町 1-6-20

電話 (042) 463-9861 FAX (042) 463-9862



地域活動支援センター ハーモニー（主に精神障害のある方が対象）

西東京市田無町 4-17-14

西東京市障害者総合支援センター「フレンドリー」 2階

電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774

地域活動支援センター ブルーム（主に知的障害のある方が対象）

西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 3階

電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086

相談支援事業所 身 知 精 難

障害のある方の生活全般にわたる相談を受け付けます。

相談内容からご本人のニーズを整理し、障害福祉サービスの利用が必要な場合には、サービス等利用計画を作成し、事業所の利用調整などの必要な支援を行います。

※サービスを利用するための手続きの流れについては「30 ページ」をご覧ください。

※計画相談支援事業所の一覧については「188 ページ～192 ページ」をご覧ください。

東京都心身障害者福祉センター 身 知

(1) 補装具の判定、愛の手帳の判定（18歳以上）、援護の実施者である区市町村などへの専門的支援

(2) 身体障害者手帳および愛の手帳の交付

(3) 高次脳機能障害に関する相談・支援等

※利用する場合は、市の障害福祉課を通して申し込んでください。ただし、愛の手帳の判定（18歳以上）は直接電話をして希望する判定機関（本所または多摩支所）に日時を予約してください。また、高次脳機能障害の相談は専用電話に直接おかけください。

〈窓口時間〉 月～金曜日の午前9時～正午 午後1時～5時（祝日、年末年始を除く）
（ただし、高次脳機能障害専用電話相談は午後4時まで）

〈問合せ〉

（本 所） 〒162-0823

新宿区神楽河岸 1-1 東京都飯田橋庁舎（セントラルプラザ）12～15階

電話 (03) 3235-2946（代表） FAX (03) 3235-2968

ホームページ

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shisetsu/jigyosyo/shisho>

愛の手帳の判定予約 電話 (03) 3235-2961

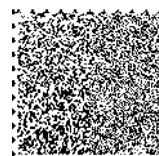
高次脳機能障害専用電話相談 電話 (03) 3235-2955

※電話での相談が難しい場合 FAX (03) 3235-2957

（多摩支所） 〒186-0003

国立市富士見台 2-1-1（東京都多摩障害者スポーツセンター内）

電話 (042) 573-3311 FAX (042) 576-5295



とうきょう高次脳機能障害インフォメーション (東京都心身障害者福祉センター ホームページ内)

高次脳機能障害のある方の相談窓口一覧、就労支援機関一覧、入所施設、対応できる医療機関一覧、当事者・家族会一覧、高次脳機能障害関連セミナー等開催情報など、高次脳機能障害に関するさまざまな情報を掲載しています。

東京都多摩小平保健所 **精** **難**

地域住民の健康の保持および増進のため、地域保健の広域的、専門的、技術的拠点として、次のような業務を実施しています。

- (1) 精神保健福祉（こころの相談）
- (2) 難病・重症心身障害児の相談
- (3) 感染症の情報提供・相談、エイズ・性感染症の相談・検査（予約制）、結核健診（予約制）、結核患者療養支援
- (4) 次の医療費公費負担申請受付：結核医療、療育給付、妊娠高血圧症候群等、石綿（アスベスト）健康被害救済給付
- (5) 肝炎ウイルス検査、HTLV-1検査（いずれも予約制）
- (6) 在宅難病患者一時入院事業
- (7) 在宅人工呼吸器使用難病患者訪問看護事業
- (8) 東京都在宅重度心身障害児（者）等訪問事業

〈窓口時間〉月～金曜日の午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）

〈問合せ〉

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24
電話 (042) 450-3111 FAX (042) 450-3261

こころの健康相談

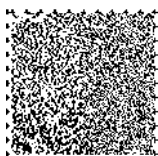
東京都立多摩総合精神保健福祉センター **精**

こころの電話相談では、多摩地域（23区、島しょ以外）在住で、こころの問題についてお悩みの方の相談をお受けしています。

対人関係や心の病およびアルコール・薬物・ギャンブルなどの依存症問題や思春期・青年期（引きこもり・不登校など）問題などでお悩みの方はご相談ください。必要に応じて面接相談も行っています。

〈問合せ〉

〒206-0036 多摩市中沢2-1-3
「こころの電話相談」月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日、年末年始を除く）
電話 (042) 371-5560 FAX (042) 376-6885



東京都発達障害者支援センター（こども TOSCA）

都内在住の18歳未満の発達障害（疑い含む）のあるご本人とご家族、関係機関・施設からの発達障害に関わる様々な相談をお受けしています。ご利用にあたっては予約が必要です。

必要に応じて、情報提供や他機関との連携、関係機関コンサルテーション、研修講師の派遣なども行います。

〈窓口時間〉 月～金曜日 午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

〈相談日〉 月・火・木・金曜日 午前9時30分～午後5時（祝日・年末年始を除く）

〈問合せ〉

〒156-0055 東京都世田谷区船橋 1-30-9

電話 (03) 6413-0231

E-mail tosca@kisenfukushi.com

ホームページ <http://www.tosca-net.com/>

1.

相談窓口

東京都発達障害者支援センター（おとな TOSCA）

東京都在住・在勤で18歳以上の発達障害（疑い含む）のある本人とその家族、関係機関・施設からの発達障害に関する電話相談はご予約なしでお受けしています。

※来所相談はご予約が必要となります。

関係機関へのコンサルテーション、研修・講師派遣なども行います。

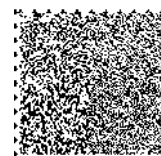
〈電話相談〉 ・第1・3週 月～土曜日
・第2・4・5週 月・火・木・金曜日
午前9時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

〈問合せ〉

〒162-0851 東京都新宿区弁天町 91 公益財団法人神経研究所ビル 1階

電話 (03) 5579-8207

ホームページ <https://otona-tosca.org/>



難病の方の相談

東京都難病相談・支援センター **難**

〈主な業務内容〉

- (1) 療養相談（電話・面談）：日常生活・療養生活における相談について、難病相談支援員が対応します。その他公的手続などに関する情報提供を行います。
※面談は要事前予約
- (2) 就労相談（電話・面談）：難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてお話を伺い、これからのことを一緒に考えます。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。
※面談は要事前予約
- (3) 難病に関する資料の提供：難病に関する書籍や資料および行政情報等を閲覧できます。
- (4) 日常生活用具展示コーナー：用具について説明を受けることができます。

〈窓口時間〉月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※相談対応時間は午前10時～午後5時30分

〈問合せ〉

〒113-0033 文京区本郷1-1-19 元町ウェルネスパーク西館1階
電話 (03) 5802-1892 (直通)

東京都多摩難病相談・支援室 **難**

〈主な業務内容〉

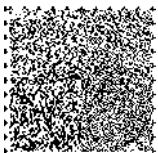
- (1) 療養相談（電話・面談）：日常生活・療養生活における相談について、難病相談支援員が対応します。その他公的手続などに関する情報提供を行います。
※面談は要事前予約
- (2) 就労相談（電話・面談）：難病患者就労コーディネーターが、就労に関する悩みや疑問についてお話を伺い、これからのことを一緒に考えます。また、必要に応じてハローワークへの訪問に同行し、職業紹介が円滑に進むよう支援を行います。
※面談は要事前予約
- (3) 難病に関する資料の提供：難病に関する書籍や資料および行政情報などを閲覧できます。

〈窓口時間〉月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※相談受付は午前10時～午後4時

〈問合せ〉

〒183-0042 府中市武蔵台2-6-1 東京都立神経病院2階
電話 (042) 323-5880 (直通)



東京都難病ピア相談室 **難**

〈主な業務内容〉

- (1) 疾病別ピア相談：日常生活・療養生活における相談について、ピア相談員（難病患者・家族）が対応します。※面談は要事前予約
- (2) 難病患者・家族の交流会：患者さん・ご家族同士の交流と情報交換を目的とした交流会を行います。※要事前予約
- (3) 難病に関する資料の提供：難病に関する書籍や資料および行政情報などを閲覧できます。
- (4) 日常生活用具展示コーナー：用具について説明を受けることができます。

〈窓口時間〉月～金曜日の午前10時～午後5時（祝日・年末年始を除く）

※相談受付は午前10時～午後4時

〈問合せ〉

〒150-0012 渋谷区広尾5-7-1 東京都広尾庁舎1階

電話 (03) 3446-0220 (相談専用)

(03) 3446-1144 (予約・問合せ)

難病医療相談会 **難**

専門医による疾病群別の個別相談（原則お一人につき30分程度）を行います。都内にお住まいの難病患者の方、難病の疑いのある方、ご家族で相談を希望される方はお気軽にご予約ください。

〈問合せ〉

①東京都難病相談・支援センター

〒113-0033 文京区本郷1-1-19 元町ウェルネスパーク西館1階

電話 (03) 5802-1892

予約受付時間：平日午前10時～午後5時

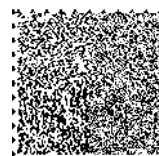
②東京都多摩難病相談・支援室

〒183-0042 府中市武蔵台2-6-1 東京都立神経病院2階

電話 (042) 323-5880

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

日時、場所および対象疾病などは東京都難病ポータルサイトをご確認ください。



子どもの相談

西東京市児童発達支援センターひいらぎ (西東京市子ども家庭課発達支援係)

0～18歳のお子さんの発達について、まずはお電話でお子さんの様子や悩みを伺います。未就学のお子さんは、必要に応じて、専門の職員が対応し、今後の方針を保護者様と一緒に考えます。また、学齢のお子さんは、ご相談いただいた内容を丁寧に聞き取り、適切な支援先へおつなぎします。

1.

相談窓口

〈問合せ〉

〒202-0005 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館ルピナス

電話 (042) 422-9897 FAX (042) 422-5375

相談受付時間：平日午前9時～午後4時

西東京市教育委員会 教育支援課

〈主な業務内容〉

【教育相談総合窓口「あったか相談窓口」】お子さんのことで気になることや分からないことがあった際にご利用いただける窓口です。利用者のニーズに合わせて、お困りの内容に合った情報の提供や相談先を紹介します。子どものことでどこに相談したらよいか分からない場合にはお気軽にお問い合わせください。

【教育相談センター】教育相談・幼児相談（心理相談）。幼児・小・中・高校生のお子さんに関する困り事や心配事について、臨床心理士などが相談をお受けします。心身の発達や親子関係の悩み、いじめや不登校、学業など学校に関する問題をカウンセリングやプレイセラピーなどの心理的援助を交え一緒に考えます（電話相談もあり）。

【言語相談】うまくしゃべれない、言葉がはっきりしないなど、お子さんの言葉の発達・発音に心配のある方のために、言語聴覚士による言語訓練・言語相談を月1回程度開催しています。詳細は、毎月1日号の市報およびホームページにてお知らせします。

〈問合せ〉 田無第二庁舎

教育相談総合窓口「あったか相談窓口」 (042) 464-7110

教育相談センター (042) 420-2830

言語相談 (042) 420-2829

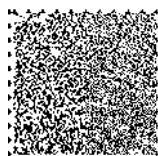
西東京市教育委員会 教育指導課

〈主な業務内容〉

【就学相談】市立小中学校特別支援学級（固定制）や都立特別支援学校への就学相談や転学相談、市立小中学校特別支援教室・通級指導学級への入室・入級相談

〈問合せ〉 田無第二庁舎

就学相談 (042) 420-2837



子ども相談室 ほっとルーム

〈主な業務内容〉

いじめなどの子どもの権利侵害について相談を受け、救済につなげるために「西東京市子どもの権利擁護委員」（愛称：CPT）を設置し、その窓口として「子ども相談室 ほっとルーム」を開設しています。

来所や電話、メールによる相談を受け付けています。

子どものことなら、おとなも相談できます。

〈相談時間〉 平日 午後2時～午後8時
土曜日 午前10時～午後4時
日曜・祝日・年末年始は休み

〈問合せ〉

〒202-0005 西東京市住吉町6-15-6 住吉会館ルピナス2階
電話 (042) 439-6645
フリーダイヤル **クイック なやみなし**
相談専用電話 0120-9109-77

【メール相談受付フォーム】



東京都小平児童相談所 **身 知 精**

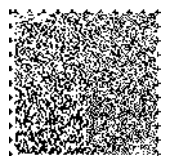
18歳未満の児童に関する家族・本人などからの様々な相談の窓口として都が設置しています。養育・育成・非行・虐待・心身の発達相談、児童福祉施設への入所、一時保護、愛の手帳取得のための判定と交付などを行っています。

〈窓口時間〉

月～金曜日 午前9時～午後5時（児童虐待などの相談や通報など緊急性のある場合は夜間、土・日曜日、祝日も受け付けます。）

〈問合せ〉

〒187-0002 小平市花小金井1-31-24 東京都多摩小平保健所庁舎3階
電話 (042) 467-3711 **FAX** (042) 467-5241
夜間休日緊急連絡ダイヤル 電話 (03) 5937-2330
児童相談所虐待対応ダイヤル 189（24時間365日受付）



東京都医療的ケア児支援センター

〈主な業務内容〉

都内在住の医療的ケア児やそのご家族・支援者からお話をうかがい、医療的ケアを必要とするお子さんの心身の状況に応じた適切な支援につなげるための相談窓口です。電話もしくはWEBにより受け付けます。

1.

相談
窓口

〈問合せ〉

(区部) 豊島区南大塚 2-8-1 (東京都立大塚病院内)
電話 (03) 3941-3221

(多摩地域) 府中市武蔵台 2-8-29 (東京都立小児総合医療センター内)
電話 (042) 312-8164

WEB https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/shougai/nichijo/s_shien/ikeajicenter.html

相談受付時間 月～金曜日 午前9時～午後5時まで
(祝日・年末年始を除く。)

医療的ケア児等コーディネーター

〈主な業務内容〉

医療的ケア児などが必要とする保健、医療、福祉、教育などの多分野にまたがる支援の利用を調整し、総合的かつ包括的な支援の提供につなげます。相談を希望される方は、各事業所などにご確認ください。

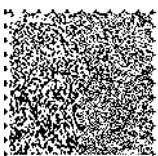
〈問合せ〉

障害福祉課 電話 (042) 420-2805

西東京市児童発達支援センターひいらぎ 電話 (042) 422-9897

相談支援事業所 ポラリス 電話 (042) 252-3103

相談室 ところ 電話 (042) 424-7775



虐待の相談

障害者虐待かも！？と感じるケースがあったら…

- ・虐待を受けたと思われる障害のある方を発見した人は、市町村などへの通報義務があります。ためらわずに以下の窓口へ連絡・通報をお願いします。
- ・通報などを受けた市町村では、迅速かつ適切な保護・支援を行います。
- ・通報などは匿名でも構いません。また、通報者・相談者の秘密は守られます。

障害者虐待の相談窓口

身 知 精 難

担当窓口 障害福祉課

1.

相談窓口

障害者の尊厳を守るために

障害のある方に対する虐待は、障害のある方の尊厳を害するものであり、障害のある方の自立および社会参加のためには、虐待を防止することがとても重要です。

そこで、障害のある方に対する虐待を禁止し、国・自治体などの責務、虐待を受けた障害のある方に対する保護と自立の支援のための措置や、養護者に対する支援のための措置などを定めた「障害者虐待防止法」（正式名称：障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律）が制定され、平成24年10月から施行されました。

障害のある方に対する虐待は、障害がある方の生活の場で、身近な人によって引き起こされていることが多く、気づきにくい傾向があります。また、被害者自身が虐待を受けているという自覚がない場合や、被害を訴えることができない場合もあります。

私たち全員が、虐待の芽に早めに気づき、ためらわずに連絡・通報することが重要です。

障害者虐待防止法が対象とする「障害者」とは

障害者虐待防止法は、「障害者」を障害者基本法に規定する「障害者」と定めています。具体的には、「身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害および社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」（障害者基本法第2条第1号）とされています。

禁止の対象となる「障害者虐待」とは

障害者虐待防止法は、障害者に対する虐待を以下の3つと定めています。

- (1) 養護者による障害者虐待
- (2) 障害者福祉施設従事者などによる障害者虐待
- (3) 使用者による障害者虐待

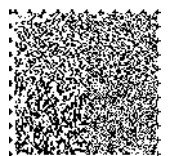
また、障害のある方に対する虐待は、その内容から以下の5つに分類されます。

1. 身体的虐待

障害者の身体に外傷が生じ、もしくは生じるおそれのある暴行を加え、または正当な理由なく障害者の身体を拘束すること

2. 性的虐待

障害者にわいせつな行為をすることまたは障害者にわいせつな行為をさせること



3. 心理的虐待

著しい暴言または著しく拒絶的な対応その他著しい心理的外傷を与える言動を行うこと

4. ネグレクト（放棄・放任）

衰弱させるような著しい減食または長時間の放置、1～3に揚げる行為と同様の行為の放置など

5. 経済的虐待

財産を不当に処分すること、その他不当に財産上の利益を得ること

障害者虐待防止センター（障害福祉課）

日中（午前8時30分～午後5時）の連絡先

障害福祉課障害者相談係 〒188-8666 西東京市南町5-6-13
電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666

休日・夜間（午後5時～午前8時30分）の連絡先

西東京市役所（代表）
電話 (042) 464-1311 FAX (042) 466-9666

その他の相談窓口・相談事業

ペアレントメンターとお話会

〈主な業務内容〉

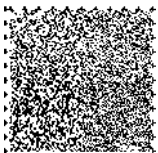
発達障害などがあるお子さんの子育ての悩みを話してみませんか？障害福祉課の実施するグループ相談会では、障害のあるお子さんの保護者の方が相談員となって、同じ立場から相談を受けます。児童発達支援センターひいらぎでは、ペアレントメンターさんのお話を聞く会も実施しています。

〈対象〉

- ① 18歳以上の発達障害などのあるお子さんがいる方
- ② 0～18歳の発達障害などのあるお子さんがいる方

〈問合せ〉

- ① 障害福祉課
直通電話 (042) 420-2805
- ② 西東京市児童発達支援センターひいらぎ
直通電話 (042) 422-9897



高次脳機能障害専門ダイヤル

保谷障害者福祉センター（10 ページ参照）では高次脳機能障害のある方とそのご家族、および関係者からの相談を受け付けています。

- 〈対 象〉 市内在住の当事者、ご家族および関係者（予約制）
- 〈相談日〉 月～金曜日 午前9時30分～午後4時30分
- 〈電 話〉 (042) 468-8500（留守電あり）
- 〈メール〉 koujinou-senmon@npomimoza.com

1.

相談窓口

全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〈主な業務内容〉

障害のある方が利用しやすい多目的施設です。会議室、研修室、個室スペース（デイユース）、体育館の利用に関する相談をお受けします。障害のある方は、通常よりも早く予約が可能になります。また、利用料金には割引があります。

※利用時間・手続き・費用は施設ごとに異なります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

〈問合せ〉

〒162-0052 新宿区戸山1-22-1
電話 (03) 3204-3611 FAX (03) 3232-3621

東京都障害者福祉会館

〈主な業務内容〉

障害別福祉相談（ピアカウンセリング）を実施しています。都内在住・在勤の障害者とその関係者などの日常生活や社会生活の問題について、同じ障害のある相談員が相談に応じるほか、弁護士による法律相談も行います。（一部予約制・無料）

〈問合せ〉

〒108-0014 港区芝5-18-2
電話 (03) 3455-6321 FAX (03) 3453-6550

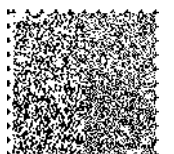
西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課 西東京ボランティア・市民活動センター

〈主な業務内容〉

ボランティア活動に関すること

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町5-5-12 田無総合福祉センター1階
電話 (042) 466-3070 FAX (042) 466-3555



西東京市社会福祉協議会福祉活動推進課 地域福祉推進係

〈主な業務内容〉

- (1) 地域福祉活動に関すること
- (2) ふれまち助け合い活動の推進
- (3) 地域活動拠点の運営など

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 1階
電話 (042) 497-5180 FAX (042) 466-3555

西東京市社会福祉協議会福祉支援課 サービス提供係

〈主な業務内容〉

- (1) 家事援助、在宅サービスに関すること
- (2) 子どもの預かりに関すること
- (3) 生活福祉資金貸付に関すること
- (4) 中学3年生・高校3年生などの学習塾など受講料・受験料の貸付に関すること
- (5) 車いすの貸出し

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 4階
電話

- (1) (042) 497-5076 (在宅福祉サービス担当)
 - (2) (042) 497-5079 (ファミリー・サポート・センター担当)
 - (3)(5) (042) 497-5071 (生活福祉資金担当・車いすの貸出し)
 - (4) (042) 497-5073 (受験生チャレンジ貸付担当)
- FAX (042) 497-5354 (共通)

西東京市社会福祉協議会福祉支援課 権利擁護係 (権利擁護センターあんしん西東京)

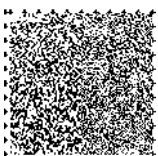
〈主な業務内容〉

- ・日常生活自立支援事業 (地域福祉権利擁護事業)
- ・成年後見制度の利用支援
- ・保健福祉サービスの苦情受付窓口

※障害者総合支援法によるサービスについては、障害福祉課 (042-420-2805) へご相談ください。

〈問合せ〉

〒188-0011 西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 4階
電話 (042) 497-5239 FAX (042) 497-5230



2. 手帳

身体障害者手帳 **身**

担当窓口 障害福祉課

身体に障害のある方に交付される手帳で、各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。

〈手帳の交付対象となる障害種別〉 ※手帳の等級には、1級から6級があります。

(1) 視覚障害 1～6級

(2) 聴覚障害 2～4級・6級

(3) 平衡機能障害 3級・5級

(4) 音声機能・言語機能・そしゃく機能の障害 3・4級

(5) 肢体不自由（上肢、下肢、乳幼児期以前の進行性の脳病変による運動機能障害）
1～7級 ※ただし、7級は1つの障害のみでは手帳は交付されません。

(6) 肢体不自由（体幹） 1～3級・5級

(7) 内部障害（心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸の機能の障害）
1級・3級・4級

(8) 内部障害（免疫・肝臓の機能の障害） 1～4級

〈申請方法〉

次のものがが必要です。

- (1) 身体障害者診断書・意見書（身体障害者福祉法第15条指定医師が作成したもの）
- (2) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの）
- (3) マイナンバーのわかる書類および本人確認書類

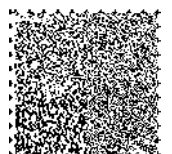
〈変更手続等〉

手帳交付後に次のような変更などがあった場合は手続きをしてください。

- ・居住地、氏名、障害程度の変更、障害の追加
- ・紛失、破損（再交付）
- ・死亡（返還）

〈申請窓口〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



知的障害のある方やお子さんが各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。「愛の手帳」は都が独自に設けている手帳ですが、国の「療育手帳」制度の適用を受けています。

〈対象〉

医学的所見、心理学的所見、社会診断所見に基づき、総合的に判定し、

- 1度（最重度）
- 2度（重度）
- 3度（中度）
- 4度（軽度）に区分します。

愛の手帳の交付を受けた方は、3歳、6歳、12歳、18歳に達したとき、またはこの間に障害程度の著しい変化が生じたときに、手帳を更新する必要があります。

〈申請方法〉

電話で予約して判定を受けてください。

次のものがが必要です。

- (1) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、脱帽、上半身、1年以内に撮影したもの）
- (2) 本人の個人番号（マイナンバー）を確認する書類
- (3) 申請者（保護者）の本人確認書類など

※母子健康手帳があればお持ちください。その他電話予約時に指定された資料などをお持ちください。

〈個人番号（マイナンバー）の記載について〉

令和5年2月より、新たに愛の手帳を申請（これまで愛の手帳をお持ちでない方）する場合、個人番号（マイナンバー）の記載が必要になります。手帳の取得を希望するご本人の個人番号（マイナンバー）を確認する書類のほか、申請者（保護者）の方の本人確認書類が必要となります。判定の際にお持ちください。

お持ちいただく書類の詳細は東京都のホームページから「愛の手帳申請書に係る個人番号（マイナンバー）確認書類について」にてご確認ください。

〈変更手続き等〉

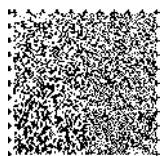
手帳交付後に次のような変更などがあった場合は手続きをしてください。障害福祉課でも受けつけています。

- ・居住地、氏名の変更
- ・紛失、破損（再交付）
- ・死亡（返還）

〈申請窓口〉

18歳未満の方 窓口
東京都小平児童相談所
 電話 (042) 467-3711

18歳以上の方 窓口
東京都心身障害者福祉センター
 電話 (03) 3235-2961（愛の手帳判定予約）



東京都心身障害者福祉センター多摩支所
 電話 (042) 573-3311

精神に障害のある方に交付される手帳で、各種の福祉サービスを受けるために必要なものです。

〈対 象〉

精神障害のため、日常生活や社会生活にハンディキャップを持つ方。
申請に基づき東京都が審査を行い、1～3級に区分され、都知事が交付。
※有効期限は原則として2年です。
※更新は手帳の有効期限の3ヶ月前から申請できます。

〈申請方法〉

次のものがが必要です。

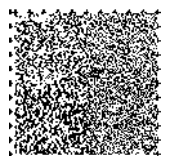
- (1) 診断書（精神障害者保健福祉手帳用）または障害年金証書など（精神障害を理由とした）の写し
- (2) 写真1枚（タテ4cm×ヨコ3cm、上半身脱帽、1年以内に撮影したもの）
- (3) マイナンバーのわかる書類および本人確認書類

〈変更手続等〉

手帳交付後に次のような変更などがあった場合は手続きをしてください。

- ・居住地、氏名の変更
- ・障害程度の変更（等級変更）
- ・紛失、破損（再交付）
- ・死亡（返還）

〈申請窓口〉 障害福祉課
直通電話 (042) 420-2806



3. 障害者総合支援法等

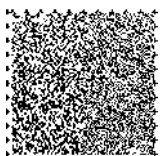
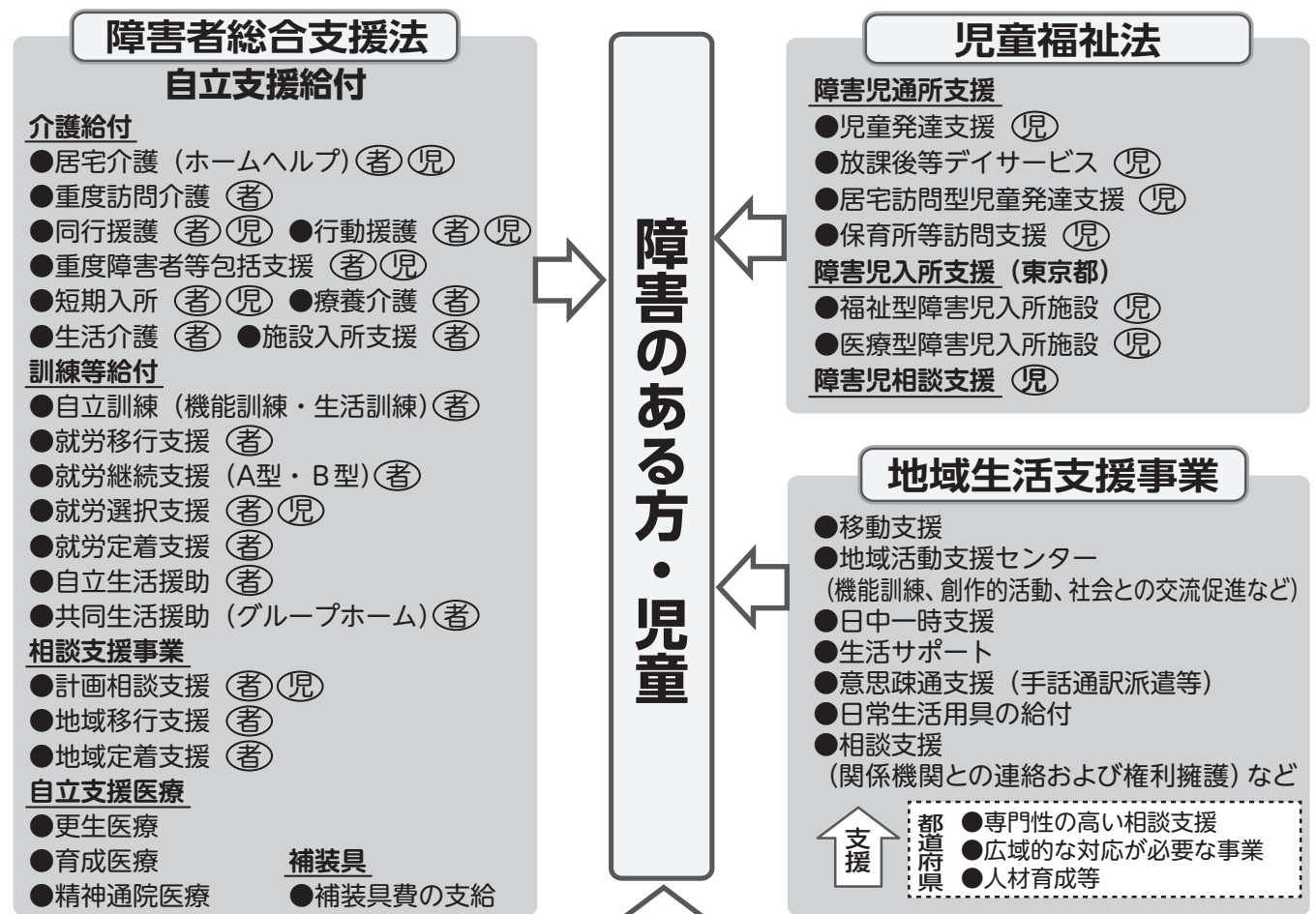
サービスの体系 **身** **知** **精** **難**

担当窓口 障害福祉課

平成 25 年 4 月から「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行されました。障害者総合支援法に基づくサービスは、障害のある方の障害の程度や様々な状況に応じて全国共通の基準、水準で提供される「自立支援給付」と、地域の特性や利用者の状況に応じて市が主体で行う「地域生活支援事業」に大別されます。また、障害のあるお子さんには、「児童福祉法」に基づいて行われるサービスもあります。原則として、「自立支援給付」と「児童福祉法」に基づくサービスが優先されます。

それらのサービスが利用できない場合などでも、「地域生活支援事業」や自治体独自のサービスなどをご利用いただける場合があります。

3. 障害者総合支援法等



サービスの種類

【訪問系・その他サービス】

※市内事業所については148ページ以降の「12.施設・団体等」をご覧ください。

■自宅での暮らしを支援するサービス

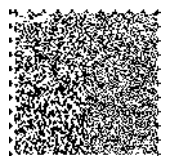
※介護保険対象者は介護保険サービス優先。一定要件のもと介護保険サービスに上乗せ利用の場合あり。

サービスの名称	内容		対象者
居宅介護 (ホームヘルプ)	身体介護	日常生活において介護支援を必要とする方に対し、直接身体に触れて、食事介助、入浴介助、排泄介助等を行うもの	障害支援区分1以上の方
	家事援助	日常生活上の調理、洗濯、掃除等の家事一般について、本人に代わってまたは本人と一緒にを行うもの	
	通院等介助	定期的な通院などのための介助を行うもの（身体介護を伴うものと伴わないものがあります）	障害支援区分2以上の方
	通院等乗降介助	定期的通院などのために、車両への乗車または降車、その前後の屋内外の移動など、通院先での受診などの手続き・移動などの介助を中心に行うもの	
重度訪問介護	重度の肢体不自由の方、重度の知的障害、若しくは精神障害により行動上著しい困難を有するため、常時介護を必要とする方に、身体介護、家事援助などを総合的に行うもの		<ul style="list-style-type: none"> ●障害支援区分4以上で、二肢以上に麻痺があり、「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれにも見守り～介助が必要と認められる方 ●重度の知的障害・精神障害により行動上著しい困難を有する障害のある方で常時介護を要する方（障害支援区分の認定調査項目のうち、行動関連項目などの合計点数が10点以上） ※病院などに入院中の意思疎通などの支援は、障害支援区分6で意思疎通などの支援が必要と認められる方
重度障害者等包括支援	常時介護を必要とし意思の疎通に著しい困難を伴う方に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行うもの		障害支援区分6で、以下いずれかにあてはまる方 <ul style="list-style-type: none"> ●四肢麻痺寝たきりで人工呼吸器を装着している方 ●四肢麻痺寝たきりで愛の手帳1度の重度心身障害をもつ方 ●強度行動障害

介護給付

3.

障害者総合支援法等



■外出を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害のある方などの外出支援などを行うもの	視覚障害により移動に著しい困難を有する視覚障害のある方、これに相当する程度の障害を有する方
	行動援護	知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有し、常時介護を必要とする方の外出支援などを行うもの	障害支援区分3以上で、知的障害または精神障害により、行動上著しい困難を有する、常時介護を必要とする方(別途、基準があります)

■介護する家族などを支援するサービス

3.

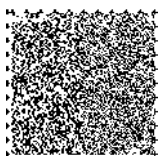
障害者総合支援法等

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	短期入所 (ショートステイ)	介護者の疾病や事故などで、家庭での介護が一時的に困難になった場合や介護者の休養が必要な場合に、短期入所施設で介護を行うもの	障害者支援区分1以上の方 ※障害のあるお子さんの場合、障害児支援区分における区分1以上に該当する方

【日中活動系サービス】

■昼間の活動を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護給付	療養介護	病院において、医学的管理の下における介護・日常生活上の世話その他必要な医療を要するもので、常時介護が必要な方に対し、介護・機能訓練・療養上の管理・看護などを行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ●障害支援区分6で、気管切開を伴う人工呼吸器を装着している方 ●障害支援区分5以上で、以下に該当する方 <ul style="list-style-type: none"> ・重症心身障害のある方または進行性筋萎縮症の方 ・医療的なケアを必要とする方(別途、基準があります)
	生活介護	常時介護が必要な方に対し、食事・入浴などの介護、生産活動などの機会提供などを行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ●障害支援区分3以上(障害者支援施設入所者は区分4以上)の方 ●50歳以上で、障害支援区分2以上(障害者支援施設入所者は区分3以上)の方



■自立や就労を支援するサービス

	サービスの名称	内容
訓練等 給付	自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	障害者支援施設若しくは障害福祉サービス事業所に通所する、または当該障害のある方の居宅を訪問する形で、身体機能向上や日常生活を営むために必要な訓練などを行うもの
	宿泊型自立訓練	一定期間居住の場を提供し、帰宅後の家事などの日常生活能力を向上させるために必要な支援を行うもの
	就労移行支援	就労を希望し、一般企業などに雇用されることが可能と見込まれる方に対し、生産活動、職場体験の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練、求職活動に関する相談、支援などを行うもの
	就労継続支援 A型(雇用型) B型(非雇用型)	一般企業などに雇用されることが困難な方に対し、生産活動の機会の提供、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練などを行うもの(雇用契約に基づく場合がA型、雇用契約を交わさない場合はB型)
	就労選択支援	就労を希望する障害のある方に対し、自分に合った働き方を考えるための相談や体験、準備などの支援を行うもの。一般就労やA型・B型など、どの働き方が合うかを一緒に検討し、将来の就労につなげるもの
	就労定着支援	就労移行支援などの利用を経て一般就労した障害のある方で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方に対し、企業・自宅などへの訪問や障害のある方の来所による、生活リズム、家計、体調管理などの問題解決のための連絡調整や指導・助言などを行うもの
	自立生活援助	障害者支援施設やグループホームなどを利用していた障害のある方で、一人暮らしを希望する方などに対し、定期的に利用者宅を訪問し、食事・洗濯・掃除などの課題、公共料金や家賃の滞納、体調の変化がないかなどの確認・助言、医療機関などとの連絡調整などを行うもの

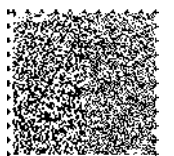
※通所利用については就労移行への取り組みが強化されています。

【居住系サービス】

■住まいの場で生活を支援するサービス

	サービスの名称	内容	対象者
介護 給付	施設入所支援	施設に入所する方に夜間や休日における入浴、排せつおよび食事などの介護をはじめとする日常生活上の支援を行うもの	<ul style="list-style-type: none"> ●生活介護を利用している障害支援区分4(50歳以上は区分3)以上の方 ●自立訓練・就労移行支援を利用している方のうち、通所が困難である方
訓練等 給付	共同生活援助 (グループホーム)	日中就労または就労継続支援などのサービスを利用している方に対し、共同生活の場において、夜間や休日における入浴・排せつおよび食事などの介護や相談、助言などの日常生活上の支援を行うもの	身体障害、知的障害または精神障害のある方および難病のある方。 ※介護が必要な方は、障害支援区分の認定が必要な場合があります。

※障害者施設の入所利用については、生活介護などの日中活動系サービスと、施設入所支援の居住系サービスを組み合わせる体系となっています。



サービスを利用するための手続きの流れ (障害のある方の場合) **身** **知** **精** **難**

障害福祉サービスを利用するには、障害福祉課への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、障害福祉課や特定相談支援事業所（188 ページ～190 ページ）がお手伝いをします。

1 相談 (障害福祉課または相談支援事業所)

まずは、障害福祉課や相談支援事業所の窓口にご相談します。

2 利用申請・サービス等利用計画案の作成・提出依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課へ提出します。また、相談支援専門員にサービス等利用計画案の作成をしてもらい障害福祉課へ提出します。ご本人・ご家族には、サービス等利用計画案の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者がセルフプランを作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、148 ページ以降の「12. 施設・団体等」、193 ページの「福祉に関するホームページのご紹介」をご参照していただくか、相談支援事業所に相談してください。

3 面接調査・勘案事項調査 (生活・就労・日中行動・介護者・居住など) [市]

職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族などに対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。

(訓練等給付を希望する場合)

(介護給付を希望する場合)

障害者の心身の状況を判定するため、80 項目の調査を行います。

4 障害支援区分の一次判定

5 障害支援区分の二次判定 [障害支援区分認定審査会]

6 障害支援区分認定 [市]

7 支給決定

障害支援区分認定審査会とは

障害のある方の保健・福祉についてよく知る委員で構成されている「審査会」で、一次判定の結果と医師の意見書をもとに審査判定を行います。

障害支援区分とは

障害の特性や心身の状態に合わせて必要とされる支援の度合いを示すものです。区分1～6（※6が最も高い）までに分けられています。この区分を目安にして利用できるサービスの内容や量などが決まります。

提出されたサービス等利用計画案や法令に定める事項を踏まえて、障害福祉課で支給の可否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。

3.

障害者総合支援法等

受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。

8 サービス担当者会議・支給決定時のサービス等利用計画の作成

支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用するサービス等利用計画を作成します。

9 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。

10 サービスの利用開始

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。

障害のあるお子さんを対象としたサービス

身 知 精 難

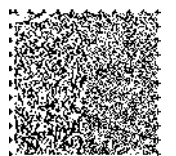
担当窓口
障害福祉課

児童福祉法による給付等の対象となる障害のあるお子さん

- ・身体障害、精神障害（発達障害を含む）、知的障害、難病などで通所による療育などの支援が必要な児童
 - ・児童相談所、医師などにより療育の必要性が認められた児童
- ※愛の手帳などをお持ちでない方については、療育の必要性を確認するため、医師の診断書などの提出をお願いする場合があります。

サービスの種類

サービスの名称	内容
児童発達支援	障害（発達障害を含む）のある未就学の児童に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うもの
放課後等デイサービス	学校に在学中の障害のあるお子さんに対して、放課後や夏休みなどの長期休暇中において自立した日常生活を営むために必要な訓練、創作的活動、地域交流などを行うもの
保育所等訪問支援	障害のあるお子さんが集団生活を営む施設を訪問し、当該施設における障害のあるお子さん以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援その他の便宜を供与するもの
居宅訪問型児童発達支援	児童発達支援などの障害児通所支援を受けるために外出することが困難な重度の障害のあるお子さん（重度心身障害児など）に対し、障害のあるお子さんの居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作（知識技能の付与など）の指導・支援などを行うもの



	サービスの名称	内容	申請窓口
障害児入所支援	福祉型障害児入所施設	入所している障害のあるお子さんに対し、保護、日常生活の指導および知識技能の付与を行うもの	児童相談所 (※都道府県におけるサービス)
	医療型障害児入所施設	施設に入所または指定医療機関に入院している障害のあるお子さんに対し、保護、日常生活の指導および知識技能の付与、並びに治療を行うもの	

3. サービスを利用するための手続きの流れ (障害のあるお子さんの場合) **身 知 精 難**

障害児通所給付サービスを利用するには、障害福祉課への申請が必要です。ここでは、申請からサービス利用までの流れを説明します。必要なサービスを正しく利用できるよう、障害福祉課や障害児相談支援事業所（191 ページ～192 ページ）がお手伝いをします。

1 相談 (障害福祉課または相談支援事業所)

まずは、障害福祉課や相談支援事業所の窓口にご相談します。

※障害児入所支援については、児童相談所（17 ページ）にご相談します。



2 利用申請・障害児支援利用計画案の作成・提出依頼

利用したいサービスの支給決定を受けるため、申請書を障害福祉課へ提出します。また、相談支援専門員に障害児支援利用計画案の作成をしてもらい障害福祉課へ提出します。ご本人・ご家族には、障害児支援利用計画案の写しが渡されます。

※相談支援事業所に代わり、ご本人やご家族・支援者がセルフプランを作成することもできます。

※サービス提供事業所の探し方については、148 ページ以降の「12. 施設・団体等」、193 ページの「福祉に関するホームページのご紹介」を参照していただくか、相談支援事業所に相談してください。

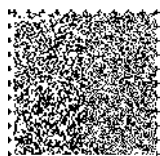


3 サービス利用意向調査

職員が、サービスの利用を希望するご本人やご家族などに対して、障害や生活の状況などについて聞き取り調査を行います。



(次項へつづく)



受給者証とは

サービスを利用するのに必要な情報が記載されたものです。サービスを利用するときに、サービス提供事業者に提示します。有効期間が過ぎた後の再申請や支給量の変更を申請するときなどにも必要なので、大切に取り扱いましょう。

4 支給決定

提出された障害児支援利用計画案や法令に定める事項を踏まえて、障害福祉課で支給の要否や支給量などが決定され、支給決定通知書や受給者証がご本人・ご家族に送付されます。

5 サービス担当者会議・支給決定時の障害児支援利用計画の作成

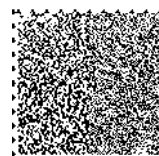
支給決定が行われた後、相談支援事業所はサービス担当者会議を開いて、サービス提供事業者などと連絡調整を行い、実際に利用する障害児支援利用計画を作成します。

6 サービス提供事業者と契約

実際にサービスを利用するサービス提供事業者と契約します。

7 サービスの利用開始

担当する相談支援事業所の相談支援専門員が、定期的にサービス内容が適切かどうかの検証（モニタリング）を行い、状況に応じてサービス見直しを行います。



相談支援事業 **身** **知** **精** **難**

障害福祉サービスまたは障害児通所支援を申請した場合は、サービス等利用計画案または障害児支援利用計画案の提出が必要となります。サービス等利用計画案または、障害児支援利用計画案とは、障害のある方の自立した地域生活の支援を効果的に行うため、必要なサービスが継続的かつ計画的に提供されるよう作成されるものです。

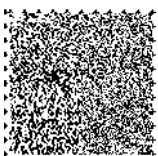
利用者の意向をサービスなどに反映しやすくし、支給決定の際に参考として用いることができるほか、サービス提供事業者が個別支援計画を立てる時や、サービスを提供する際に、共通の目標を持つことができます。

指定特定相談支援事業所・指定障害児相談支援事業所（188～192ページ）が作成を行います。なお、作成にあたって利用者負担はありません。相談支援事業の内容は、つぎのとおりです。

事業名	内容
計画相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●サービス利用支援 障害福祉サービスなどの申請に係る支給決定前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者などとの連絡調整などを行うとともに、サービス等利用計画の作成を行います。 ●継続サービス利用支援 支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。
障害児相談支援 (児童福祉法)	<ul style="list-style-type: none"> ●障害児支援利用援助 障害児通所支援の申請に係る支給決定時に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定後に、サービス事業者などとの連絡調整などを行うとともに、障害児支援利用計画の作成を行います。 ●継続障害児支援利用援助 支給決定されたサービスなどの利用状況の検証（モニタリング）を行い、サービス事業者などとの連絡調整などを行います。
地域相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ●地域移行支援 障害者支援施設、精神科病院、保護施設、矯正施設などを退所する障害のある方、児童福祉施設を利用する18歳以上の方などを対象として、地域移行支援計画の作成、相談による不安解消、外出への同行支援、住居確保、関係機関との調整などを行います。 ●地域定着支援 居宅において単身で生活している障害のある方などを対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時に必要な支援を行います。

サービス事業所の検索について

詳しくは148ページ以降の「12. 施設・団体等」、193ページの「福祉に関するホームページのご紹介」をご参照ください。



利用者負担（障害福祉サービス） **身 知 精 難**

利用者負担には、所得に応じた負担上限額が設定されており、原則費用の1割に相当する額が利用者負担となります。

所得区分ごとの利用者負担上限月額は以下のとおりです。

所得区分		負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	低所得 1 市町村民税世帯非課税者であって、障害のある方本人または障害のあるお子さんの保護者の収入が年間80万円以下の方	
	低所得 2 市町村民税世帯非課税者のうち低所得 1 に該当しない方	
一般 1	居宅で生活する障害のあるお子さん（市町村民税所得割 28万円未満の方に限る。）	4,600円
	居宅で生活する障害のある方および20歳未満の施設入所者（市町村民税所得割 16万円未満（20歳未満の施設入所者は28万円未満）の方に限る。）	9,300円
一般 2	市町村民税世帯に属する方のうち、一般 1 に該当しない方	37,200円

※負担上限月額がサービス提供に要した費用の1割に相当する額を超える場合は、1割に相当する額が利用者負担額になります。

所得を判断する際の世帯の範囲は、次のとおりです。

種別	世帯の範囲
18歳以上の障害のある方 （施設に入所する18、19歳を除く）	障害のある方とその配偶者
障害のあるお子さん （施設に入所する18、19歳を含む）	保護者の属する住民基本台帳での世帯



◎移動支援

障害のある方が、社会生活上外出が必要なときまたは余暇活動もしくは社会参加の促進から外出する希望があり、宿泊を伴わず1日の範囲で用務を終えることができるものに対し、その際の移動の介護を行います。

※移動の介護とは、原則1人の利用者に対して1人の介助者で支援に当たることを指します。例外として、「身体介護なし」に該当する者に限り、最低1名以上の介助者で支援にあたっていれば差し支えございません。ただし、利用者の障害特性上、複数の介助者が必要である場合は、適切な介助者数を配置することが必須となります。

また、自動車を利用して移動支援を行う際も、運転手のほかに適切な介助者の配置が必須となります。

〈対 象〉

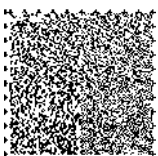
1. 愛の手帳（療育手帳）をお持ちで知的障害のある方
2. 就学児以上の障害のあるお子さん
3. 身体障害者手帳をお持ちの以下の方
 - (1) 視覚障害のある方
 - (2) 単独で外出が困難な方かつ、身体状況が重度訪問介護の対象要件に該当する方（65歳未満に身体障害者手帳の交付を受けた方）
4. 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで精神障害のある方

〈支給量〉

	基本	社会生活上不可欠な用務としての 上乘せ（対象者のみ）	夏期休暇期間（7・8月） について上乘せ
知的障害のある方 身体障害のある方 精神障害のある方	月 32 時間	月 8 時間	
児童	月 16 時間		月 10 時間

利用の便宜を図るため、支給量は、7・8・9月、10・11・12月、1・2・3月、4・5・6月の組み合わせによる3か月単位での利用もできます。

- ◆行動援護・同行援護等の支給決定者については、原則併給できないものとします。
- ◆「社会生活上不可欠な用務」とは、冠婚葬祭、銀行・役所での手続き、就職活動、保護者会参加などを指します。なお、当上乘せは知的障害のある方、視覚障害のある方または精神障害のある方で、かつ独居の方を対象とします。
- ◆18歳に達したとしても、高校在学中の場合には児童とみなします。
- ◆児童（高校生まで）の夏期休暇期間（7・8月）については、一律月10時間が上乘せされます（変更申請は必要ありません）。



〈利用の助成〉

利用者が移動支援のサービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成します（時間数、時間あたりの助成額に上限あり。）世帯の収入状況に応じた負担額（原則1割）があります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	単価の10%負担

〈単価・算定基準〉

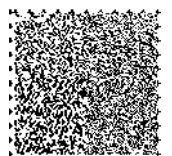
◆単価

移動支援	30分	1時間	1.5時間	以降30分
身体介護あり	1,660円	3,320円	4,980円	1,660円
身体介護なし	1,030円	2,070円	3,110円	1,030円
身体介護なし (1:2)	730円	1,450円	2,180円	730円
身体介護なし (1:3)	570円	1,140円	1,720円	570円

※上記利用時間以外、その他の加算単価については、HP掲載の単価表をご確認ください。

◆算定30分を最小単位とし、15分以上経過で次の単価額で算定します。

◆利用対象時間は原則午前6時～午後10時までとします。



◎日中一時支援

障害のある方の日中における活動の場を確保し、また日常的に介護している家族の一時的な休息を目的として、施設に滞在するものです。

〈対象〉

- (1) 愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方
- (2) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) 難病の支給決定を受けている方
- (5) 就学児以上の障害のあるお子さん

〈単価・算定基準〉

利用時間区分による算定日数と単価は次のとおりです。

利用時間	基準単価	重度障害者 個別支援加算	日中活動系併用加算	
			(敷地外)	(敷地内)
2 時間未満	1,580 円	1,580 円	1,260 円	790 円
2 時間以上 2.5 時間未満	1,980 円	1,980 円	1,580 円	990 円
2.5 時間以上 3 時間未満	2,380 円	2,380 円	1,900 円	1,190 円
3 時間以上 3.5 時間未満	2,780 円	2,780 円	2,220 円	1,390 円
3.5 時間以上 4 時間未満	3,180 円	3,180 円	2,540 円	1,590 円

※上記利用時間以外、その他の加算単価については、HP 掲載の単価表をご確認ください。

〈支給量〉

前項「単価・算定基準」にある算定日数に基づき、一人あたりひと月合計 112 時間の利用ができます。

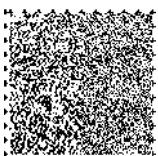
◆利用時間の管理は支給決定時にお渡しする「日中一時支援（日帰りショートステイ）利用者管理表」により行います。

〈利用の助成〉

利用者が日中一時支援のサービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成します。
(時間数、時間あたりの助成額に上限あり)

世帯の収入状況に応じた負担額（原則 1 割）があります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	単価の 10%負担



◎心身障害者（児）施設緊急一時保護

〈対 象〉

保護者または家族疾病、出産、事故、冠婚葬祭、休養などのため一時的に介護が受けられなくなる満6歳（学齡児）以上（介護保険の対象者を除く。）の障害のある方（児）

〈給付の内容等〉

対象者を施設にて保護します。年間24泊以内
1回の利用は6泊以内

〈制 限〉

食事代などの実費負担と、基準日額の1割（生活保護世帯免除）の自己負担があります。

3.

障害者総合支援法等

◎地域活動支援センター（保谷障害者福祉センター）

障害のある方が日中の活動の場として通所をし、機能訓練、創作的活動、社会生活への適応のために必要な訓練などを行い、障害のある方の自立の促進、生活の改善、機能の維持向上などを図ります。

〈対 象〉

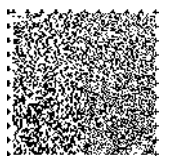
- (1) 身体障害者手帳をお持ちで身体障害のある方
- (2) 愛の手帳（療育手帳）をお持ちで知的障害のある方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちで精神障害のある方
- (4) (1)～(3)の対象者で地域活動支援センターに通い、自立した日常生活および社会生活を営むための支援を要する方

〈支給量〉

- ◆利用する方およびセンターの状況などを勘案した上で決定します。
- ◆一回の利用算定にひと月の通所回数に乗じて支給量（日数）を算出します。

4時間以下	4時間超 6時間以下	6時間超
0.5日	0.75日	1日

※例：1回3時間を月10回利用する場合、0.5日×10回＝5日の支給となります。



〈単価・算定基準〉

利用単価は次のとおりです。(利用者区分は区分判定票により調査を行い決定します)

区分	4 時間以下	4 時間超 6 時間以下	6 時間超
区分 A	2,930 円	4,890 円	6,360 円
区分 B	2,670 円	4,440 円	5,780 円
区分 C	2,390 円	4,000 円	5,200 円

入浴・送迎を利用する場合は加算があります。

入浴	一回あたり 400 円
送迎	片道 540 円

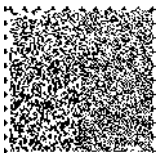
〈利用の助成〉

利用者が地域活動支援センターのサービスを提供する事業者に対して支払う額の一部を助成します。世帯の収入状況に応じた負担額（原則 1 割）があります。

世帯区分	利用者負担
生活保護世帯	利用者負担なし
市町村民税非課税世帯	
市町村民税課税世帯	単価の 10%負担

3.

障害者総合支援法等



◎重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業

.....

日常的に医療的ケアの必要な重症心身障害のあるお子さん（方）などの自宅に看護師を派遣し、一定時間、医療的ケアおよび療養上の介助（食事ケア、排泄ケア、体位交換など）を行うことで、家族などの介護負担の軽減及び就労支援を図ります。対象者に該当している方で事業利用をご希望の場合はホームページをご覧ください。障害福祉課にお問い合わせください。

〈対 象〉

次のいずれにも該当する方を介護する家族など

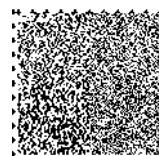
- (1) 市内に住所を有し、家族などによる介護を受け在宅で生活している 65 歳未満の方
- (2) 医療的ケア（※1）を必要とし、主治医の指示のもと、現に訪問看護を利用している方
- (3) 次のいずれかに該当する方
 - ア 重症心身障害児（者）（※2）
 - イ 重症心身障害児に該当しない 18 歳未満の障害のあるお子さん
 - ※1 対象となる医療的ケアの内容については障害福祉課までご連絡ください。
 - ※2 身体障害者手帳 1 級または 2 級（歩行困難な程度）かつ、愛の手帳 1・2 度が重複しており、18 歳未満にその状態になった方

〈利用時間・回数〉

- (1) 利用時間は 1 年度につき 288 時間が上限です。
- (2) 1 回につき、2 時間から 4 時間まで 30 分単位で利用できます。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2805



◎知的障害者グループホーム家賃助成事業

グループホームに入居している知的障害のある方に、その利用に係る家賃の一部を対象者の所得に応じて助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。所得要件など詳細については、障害福祉課までお問い合わせください。

〈対 象〉

- (1) 都内のグループホーム（滞在型）に入居している知的障害のある方
- (2) 所得要件を満たす方（月額収入から控除を差し引いた額が97,000円未満）

3.

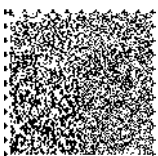
障害者総合支援法等

〈家賃助成額〉

	利用者の所得	家賃助成額
1	月額 73,000 円未満	月額 24,000 円 ※家賃の額が 24,000 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。ただし、特定障害者特別給付費の支給対象者は 24,000 円から控除した額とする。
2	月額 73,000 円以上 97,000 円未満	月額 12,000 円 ※家賃の額が 12,000 円を下回る場合は、当該家賃の額とする。ただし、特定障害者特別給付費の支給対象者は 12,000 円から控除した額とする。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804

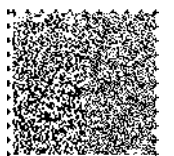


その他のサービス **身 知 精 難**

	サービスの名称	内容	掲載ページ
補装具	補装具費の支給	身体上の機能を補うために補装具を必要とする方に対し、購入、修理、借受けにかかる費用を支給します。	48 ページ
自立支援医療	精神通院医療	精神障害や、それを原因とする病気について、継続的に通院して治療を行う必要がある方のための医療に係る医療費の一部または全部を助成します。	90 ページ
	更生医療	身体障害がある方の障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活や職業能力を高めたりするための医療に係る医療費の一部または全部を助成します。	91 ページ
	育成医療	身体障害があるお子さんの障害の程度を軽くしたり、手術などで日常生活などの能力を高めるための医療に係る医療費の一部または全部を助成します。	91 ページ
地域生活支援事業	日常生活用具の給付	在宅重度障害のある方（お子さん）および対象とされている難病などによる障害のある方の日常生活を容易にするため、日常生活用具の給付をします。	50 ページ
	在宅重度心身障害者（児）入浴サービス	ご家庭で入浴することが困難な寝たきりなどの重度身体障害のある方（お子さん）に対し、定期的に巡回入浴車がお宅へ訪問し、部屋の中に浴槽を持ち込み、専門スタッフが入浴の介護を行います。	54 ページ
	意思疎通支援	手話通訳者の派遣 健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。 要約筆記者の派遣 健聴者などとの意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。 手話通訳者の配置 障害福祉課に手話通訳者を配置します。	59 ページ 60 ページ
	自動車運転教習費用の補助・ 自動車改造費の助成	自動車運転教習費用の補助 ：心身障害がある方が自動車運転免許を取得する場合、または免許の限定解除を受ける場合、費用の一部を補助します。 自動車改造費の助成 ：身体障害がある方自らが所有し運転する自動車に、アクセル、ブレーキなどの改造が必要な場合、経費の一部を助成します。	104 ページ 105 ページ
	中等度難聴児の補聴器 購入費の助成	身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない18歳未満の中等度の難聴のあるお子さんに、言語習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を市が助成します。	49 ページ
	重度身体障害者 救急代理通報等システム	専用通報機などの貸与（貸与した機器を通して、家庭内での緊急事態を受信センターや東京消防庁に通報できます。）	66 ページ

3.

障害者総合支援法等



難病の方について **難**

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法では、障害のある方の範囲に難病などの方々が加わりました。対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービスなどの受給が可能となります。

〈対 象〉

対象疾病による障害がある方

〈手続き〉

対象疾病『厚生労働大臣が定める 376 疾病』に罹患していることがわかる証明書（診断書、特定医療費（指定難病）受給者証または登録者証）を持参の上、窓口で支給を申請してください。その後、障害支援区分の認定や支給申請などの手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できるようになります。また、平成 30 年 1 月 1 日より、障害福祉サービスなどの受給申請を行う際に、難病医療費助成の却下通知を診断書などに代えて、当該却下通知に記載されている指定難病に罹患していることを示す証明として使用できることとなります。

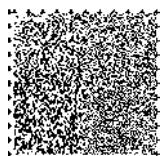
障害者総合支援法の対象疾病一覧 (376 疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA 腎症
4	IgG4 関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36 欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性腭炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群

番号	疾病名
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1 関連脳小血管病
33	HTLV-1 関連脊髄症
34	ATR-X 症候群
35	ADH 分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エプスタイン症候群
38	エプスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2 重複症候群
41	LMNB1 関連大脳白質脳症
42	遠位型ミオパチー
43	円錐角膜 ○
44	黄色靭帯骨化症
45	黄斑ジストロフィー
46	大田原症候群
47	オクシピタル・ホーン症候群
48	オスラー病
49	カーニー複合
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
51	潰瘍性大腸炎
52	下垂体前葉機能低下症
53	家族性地中海熱
54	家族性低βリポタンパク血症 1 (ホモ接合体)
55	家族性良性慢性天疱瘡
56	カナバン病
57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
58	歌舞伎症候群
59	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
60	カルニチン回路異常症
61	加齢黄斑変性 ○
62	肝型糖原病

令和 7 年 4 月 1 日から



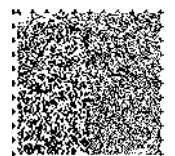
障害者総合支援法の対象疾病一覧 (376 疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

番号	疾病名
63	間質性膀胱炎 (ハンナ型)
64	環状 20 番染色体症候群
65	関節リウマチ
66	完全大血管転位症
67	眼皮膚白皮症
68	偽性副甲状腺機能低下症
69	ギャロウェイ・モワト症候群
70	急性壊死性脳症 ○
71	急性網膜壊死 ○
72	球脊髄性筋萎縮症
73	急速進行性糸球体腎炎
74	強直性脊椎炎
75	巨細胞性動脈炎
76	巨大静脈奇形 (頸部口腔咽頭びまん性病変)
77	巨大動静脈奇形 (頸部顔面又は四肢病変)
78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
79	巨大リンパ管奇形 (頸部顔面病変)
80	筋萎縮性側索硬化症
81	筋型糖原病
82	筋ジストロフィー
83	クッシング病
84	クリオピリン関連周期熱症候群
85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
86	クルーゾン症候群
87	グルコーストランスporter 1 欠損症
88	グルタル酸血症 1 型
89	グルタル酸血症 2 型
90	クロウ・深瀬症候群
91	クローン病
92	クロンカイト・カナダ症候群
93	痙攣重積型 (二相性) 急性脳症
94	結節性硬化症
95	結節性多発動脈炎
96	血栓性血小板減少性紫斑病
97	限局性皮膚異形成
98	原発性肝外門脈閉塞症
99	原発性局所多汗症 ○
100	原発性硬化性胆管炎
101	原発性高脂血症
102	原発性側索硬化症
103	原発性胆汁性胆管炎
104	原発性免疫不全症候群
105	顕微鏡の大腸炎 ○
106	顕微鏡的多発血管炎
107	高 IgD 症候群
108	好酸球性消化管疾患
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
110	好酸球性副鼻腔炎
111	抗糸球体基底膜腎炎
112	後縦靭帯骨化症
113	甲状腺ホルモン不応症
114	拘束型心筋症
115	高チロシン血症 1 型
116	高チロシン血症 2 型
117	高チロシン血症 3 型
118	後天性赤芽球癆

番号	疾病名
119	広範脊柱管狭窄症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー
121	抗リン脂質抗体症候群
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症
123	コケイン症候群
124	コステロ症候群
125	骨形成不全症
126	骨髄異形成症候群 ○
127	骨髄線維症 ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症
129	5p 欠失症候群
130	コフィン・シリズ症候群
131	コフィン・ローリー症候群
132	混合性結合組織病
133	鰓耳腎症候群
134	再生不良性貧血
135	サイトメガロウイルス角膜内皮炎 ○
136	再発性多発軟骨炎
137	左心低形成症候群
138	サルコイドーシス
139	三尖弁閉鎖症
140	三頭酵素欠損症
141	CFC 症候群
142	シェーグレン症候群
143	色素性乾皮症
144	自己貪食空胞性ミオパチー
145	自己免疫性肝炎
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
147	自己免疫性溶血性貧血
148	四肢形成不全 ○
149	シトステロール血症
150	シトリン欠損症
151	紫斑病性腎炎
152	脂肪萎縮症
153	若年性特発性関節炎
154	若年性肺気腫
155	シャルコー・マリー・トゥース病
156	重症筋無力症
157	修正大血管転位症
158	出血性線溶異常症
159	ジュベール症候群関連疾患
160	シュワルツ・ヤンペル症候群
161	神経細胞移動異常症
162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
163	神経線維腫症
164	神経有棘赤血球症
165	進行性核上性麻痺
166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
167	進行性骨化性線維異形成症
168	進行性多巣性白質脳症
169	進行性白質脳症

令和 7 年 4 月 1 日から



3.

障害者総合支援法等

障害者総合支援法の対象疾病一覧 (376 疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

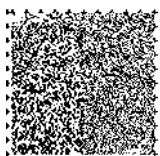
番号	疾病名
170	進行性ミオクローヌステんかん
171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
173	睡眠時棘徐波活性化を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症
174	スタージ・ウェーバー症候群
175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
176	スミス・マギニス症候群
177	スモン ○
178	脆弱 X 症候群
179	脆弱 X 症候群関連疾患
180	成人発症スチル病
181	成人ホルモン分泌亢進症
182	脊髄空洞症
183	脊髄小脳変性症 (多系統萎縮症を除く。)
184	脊髄髄膜瘤
185	脊髄性筋萎縮症
186	セピアプテリン還元酵素 (SR) 欠損症
187	前眼部形成異常
188	全身性エリテマトーデス
189	全身性强皮症
190	先天異常症候群
191	先天性横隔膜ヘルニア
192	先天性核上性球麻痺
193	先天性気管狭窄症 / 先天性声門下狭窄症
194	先天性魚鱗癬
195	先天性筋無力症候群
196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
197	先天性三尖弁狭窄症
198	先天性腎性尿崩症
199	先天性赤血球形成異常性貧血
200	先天性僧帽弁狭窄症
201	先天性大脳白質形成不全症
202	先天性肺静脈狭窄症
203	先天性風疹症候群 ○
204	先天性副腎低形成症
205	先天性副腎皮質酵素欠損症
206	先天性ミオパチー
207	先天性無痛無汗症
208	先天性葉酸吸収不全
209	前頭側頭葉変性症
210	線毛機能不全症候群 (カルタゲナー(Kartagener)症候群を含む。)
211	早期ミオクロニー脳症
212	総動脈幹遺残症
213	総排泄腔遺残
214	総排泄腔外反症
215	ソトス症候群
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血
217	第 14 番染色体父親性ダイソミー症候群
218	大脳皮質基底核変性症
219	大理石骨病
220	ダウン症候群 ○

番号	疾病名
221	高安動脈炎
222	多系統萎縮症
223	タナトフォリック骨異形成症
224	多発血管炎性肉芽腫症
225	多発性硬化症 / 視神経脊髄炎
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○
227	多発性嚢胞腎
228	多脾症候群
229	タンジール病
230	単心室症
231	弾性線維性仮性黄色腫
232	短腸症候群 ○
233	胆道閉鎖症
234	遅発性内リンパ水腫
235	チャージ症候群
236	中隔視神経形成異常症 / ドモルシア症候群
237	中毒性表皮壊死症
238	腸管神経節細胞僅少症
239	TRPV4 異常症
240	TSH 分泌亢進症
241	TNF 受容体関連周期性症候群
242	低ホスファターゼ症
243	天疱瘡
244	特発性拡張型心筋症
245	特発性間質性肺炎
246	特発性基底核石灰化症
247	特発性血栓症 (遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
248	特発性後天性全身性無汗症
249	特発性大腿骨頭壊死症
250	特発性多中心性キャスルマン病
251	特発性門脈圧亢進症
252	特発性両側性感音難聴
253	突発性難聴 ○
254	ドラベ症候群
255	中條・西村症候群
256	那須・ハコラ病
257	軟骨無形成症
258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
259	22q11.2 欠失症候群
260	乳児発症 STING 関連血管炎
261	乳幼児肝巨大血管腫
262	尿素サイクル異常症
263	ヌーナン症候群
264	ネイルパテラ症候群 (爪膝蓋骨症候群) / LMX1B 関連腎症
265	ネフロン癆
266	脳クレアチン欠乏症候群
267	脳髄黄色腫症
268	脳内鉄沈着神経変性症
269	脳表ヘモジデリン沈着症
270	膿疱性乾癬
271	嚢胞性線維症
272	パーキンソン病
273	バージャー病
274	肺静脈閉塞症 / 肺毛細血管腫症

令和 7 年 4 月 1 日から

3.

障害者総合支援法等



障害者総合支援法の対象疾病一覧 (376 疾病)

○障害者総合支援法独自の対象疾病 (29 疾病)

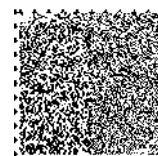
番号	疾病名
275	肺動脈性肺高血圧症
276	肺胞蛋白症 (自己免疫性又は先天性)
277	肺胞低換気症候群
278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
279	バッド・キアリ症候群
280	ハンチントン病
281	汎発性特発性骨増殖症 ○
282	PCDH19 関連症候群
283	PURA 関連神経発達異常症
284	非ケトーシス型高グリシン血症
285	肥厚性皮膚骨膜炎
286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
288	肥大型心筋症
289	左肺動脈右肺動脈起始症
290	ビタミン D 依存性くる病 / 骨軟化症
291	ビタミン D 抵抗性くる病 / 骨軟化症
292	ビッカースタッフ脳幹脳炎
293	非典型型溶血性尿毒症症候群
294	非特異性多発性小腸潰瘍症
295	皮膚筋炎 / 多発性筋炎
296	びまん性汎細気管支炎 ○
297	肥満低換気症候群 ○
298	表皮水疱症
299	ヒルシスプルング病 (全結腸型又は小腸型)
300	VATER 症候群
301	ファイファー症候群
302	ファロー四徴症
303	ファンコニ貧血
304	封入体筋炎
305	フェニルケトン尿症
306	フォンタン術後症候群 ○
307	複合カルボキシラーゼ欠損症
308	副甲状腺機能低下症
309	副腎白質ジストロフィー
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症
311	ブラウ症候群
312	プラダー・ウィリ症候群
313	プリオン病
314	プロピオン酸血症
315	PRL 分泌亢進症 (高プロラクチン血症)
316	閉塞性細気管支炎
317	β -ケトチオラーゼ欠損症
318	ベーチェット病
319	ベスレムミオパチー
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○
321	ヘモクロマトーシス ○
322	ペリー病
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
324	ペルオキシソーム病 (副腎白質ジストロフィーを除く。)
325	片側巨脳症
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群
327	芳香族 L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症

番号	疾病名
329	ホモシスチン尿症
330	ポルフィリン症
331	マリネスコ・シェーグレン症候群
332	マルファン症候群 / ロイス・ディーツ症候群
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎 / 多巣性運動ニューロパチー
334	慢性血栓性肺高血圧症
335	慢性再発性多発性骨髄炎
336	慢性瞬炎 ○
337	慢性特発性偽性腸閉塞症
338	ミオクロニー欠伸てんかん
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
340	ミトコンドリア病
341	無虹彩症
342	無脾症候群
343	無 β リポタンパク血症
344	メープルシロップ尿症
345	メチルグルタコン酸尿症
346	メチルマロン酸血症
347	メビウス症候群
348	免疫性血小板減少症
349	メンケス病
350	網膜色素変性症
351	もやもや病
352	モワット・ウイルソン症候群
353	薬剤性過敏症候群 ○
354	ヤング・シンプソン症候群
355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
357	4p 欠失症候群
358	ライソゾーム病
359	ラスムッセン脳炎
360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
361	ランドウ・クレフナー症候群
362	リジン尿性蛋白不耐症
363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
364	両大血管右室起始症
365	リンパ管腫症 / ゴーハム病
366	リンパ脈管筋腫症
367	類天疱瘡 (後天性表皮水疱症を含む。)
368	ルビンシュタイン・テイビ症候群
369	レーベル遺伝性視神経症
370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
372	レット症候群
373	レノックス・ガストー症候群
374	ロウ症候群
375	ロスモンド・トムソン症候群
376	肋骨異常を伴う先天性側弯症

令和 7 年 4 月 1 日から

3.

障害者総合支援法等



4. 日常生活の支援

補装具・設備等

補装具費の支給（購入費・修理費・借受け費）

身 難

担当窓口
障害福祉課

補装具費（購入費・修理費・借受け費）の支給をいたします。必要な方は補装具の購入・修理・借受けを行う前に障害福祉課にご相談ください。

〈対象者〉

身体障害者手帳をお持ちの方・難病による障害がある方

※障害などの内容により、購入・修理・借受けできる補装具の種目が決まっています。

〈種目一覧〉

障害種別	種目
視覚	視覚障害者安全つえ、義眼、眼鏡、コンタクトレンズ
聴覚	補聴器、人工内耳（人工内耳用音声信号処理装置の修理に限る）
肢体	義手、義足、装具、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ、姿勢保持装置、重度障害者用意思伝達装置、車載用姿勢保持装置
肢体（18歳未満のみ）	起立保持具、排便補助具

※一部種目については借受け制度があります。

〈制限〉

(1) すべて事前申請。原則1割負担（利用者の属する世帯の課税状況による制限、負担上限月額があります）。

※世帯の範囲は、対象者が18歳以上の場合は「本人および配偶者」、18歳未満の場合は原則として「本人および住民票上の世帯全員」です。

※対象者が18歳以上の方で、世帯員の中に市町村民税所得割が46万円以上の方がいる場合は、支給対象外となります。

※補装具ごとに定められた基準額を超えた部分については、利用者負担となります。

(2) 介護保険の被保険者の方は、介護保険と共通する種目については、介護保険サービスを優先して受けていただきます。

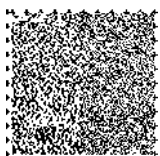
(3) 東京都心身障害者福祉センターの判定（児童の場合は療育指定保健所または指定自立支援医療機関発行の意見書）などが必要な場合があります。

また、医師の意見書（指定の様式あり）の提出をお願いすることがありますので、事前にご相談ください。

(4) 下肢装具・体幹装具などは治療用装具として製作したことがあの方が対象です。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804



労災保険などによる義肢・装具の交付について

労働者災害補償保険受給者においても、義肢・装具の交付が受けられる場合があります。また、治療用装具として、医師に認められた場合は、健康保険が適用されます。いずれの場合も、補装具の制度より優先されます。

詳しくは労働基準監督署・各健康保険組合へお問い合わせください。

中等度難聴児の補聴器購入費の助成

担当窓口 障害福祉課

身体障害者手帳（聴覚障害）の交付の対象とならない18歳未満の中等度の難聴のお子さんに、言語習得やコミュニケーション能力の向上を促進するため、補聴器購入費用の一部を市が助成します。必要な方は、購入する前に障害福祉課にご相談ください。

〈対象〉

以下のいずれにも該当する方

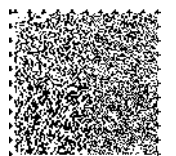
- (1) 市内在住で18歳未満の児童
- (2) 両耳の聴力レベルがおおむね30dB以上で身体障害者手帳（聴覚障害）の対象となる聴力でないこと。
- (3) 補聴器の装用により、言語の習得など、一定の効果が期待できると医師が判断すること。

〈給付の内容等〉

補聴器の購入費用と助成基準額（1台14万4,900円）を比較して少ない額の9割（世帯の収入状況に応じて軽減措置あり）

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804



在宅の重度障害のある方（お子さん）・難病による障害がある方などに対し、日常生活を容易にするため、主に次の種目の日常生活用具を給付しています。手帳の種別、等級、程度によって、給付できるものとできないものがあります。

原則として費用は1割が自己負担です。利用者の属する世帯の課税状況による制限、負担上限月額があります。

また、介護保険対象の方は、介護保険による福祉用具貸与や福祉用具購入費の支給との共通の種目（特殊寝台・移動用リフト・特殊マット・住宅改修費など）については介護保険からサービスを受けていただきます。

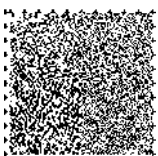
※障害のある方本人および同一世帯構成員のいずれかが、一定所得以上の場合は日常生活用具の給付の対象となりません。

一定所得以上の場合とは、

18歳以上の方で、障害のある方本人および配偶者の方の市町村民税所得割の納税額が、46万円以上の場合です。

4.

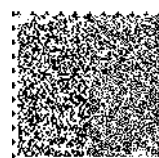
日常生活用具		基準額 (円)	耐用年数 (年)	
介護・訓練支援用具	特殊寝台	160,000	8	
	特殊マット	知的障害者用・下肢・体幹機能障害 2 級	19,600	5
		下肢・体幹機能障害 1 級	154,000	5
	特殊尿器	159,000	5	
	入浴担架	和式	118,400	5
		洋式	82,400	5
	体位変換機	15,000	5	
	移動用リフト	251,000	4	
	訓練いす (児童のみ)	33,100	5	
スリングシート	50,000	4		
自立生活支援用具	簡易型浴槽 (湯沸器を含む)	36,000	8	
	入浴補助用具	90,000	8	
	便器	15,850	8	
	頭部保護帽	スポンジ、革製	15,600	3
		スポンジ、革製、プラスチック製	37,800	3
	歩行補助つえ	3,200	3	
	移動・移乗支援用具	60,000	8	
	特殊便器	151,200	8	
	火災警報器	31,000	8	
	自動消化装置	28,700	8	
電磁調理器	視覚障害者・知的障害者用	41,000	6	
	肢体不自由者用	36,000	6	



自立生活支援用具	歩行時間延長信号機用小型送信機 (音響案内装置)	視覚障害者1級	43,000	10
		視覚障害者2級	7,000	10
	聴覚障害者用屋内信号装置		87,400	10
		フラッシュベル	12,400	10
	ガス安全システム		36,000	8
携帯用信号装置		36,000	6	
在宅療養等支援用具	透析液加温器		87,500	5
	ネブライザー (吸入器)		36,000	5
	電気式たん吸引器		56,400	5
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)		50,000	6
	視覚障害者用体温計		9,000	5
	視覚障害者用体重計		18,000	5
	視覚障害者用血圧計		15,000	5
	視覚障害者用温湿度計 (音声式)		5,000	5
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置		130,000	5
	点字ディスプレイ		383,500	6
	点字器	標準型	※1 10,700	7
		携帯用	※2 7,400	5
	点字タイプライター		63,100	5
	視覚障害者用 ポータブル レコーダー	録音再生用	85,000	6
		再生専用	35,000	6
		テープレコーダー	23,000	6
	視覚障害者用地上デジタル放送受信ラジオ		29,000	6
	視覚障害者用活字文書読上げ装置		99,800	6
	視覚障害者用読書器		198,000	8
	視覚障害者用時計		13,300	10
	聴覚障害者用通信装置 (FAX)		35,000	5
	聴覚障害者用情報受信装置		88,900	6
	人工喉頭	笛式	8,300	4
		電動式	72,200	5
	点字図書		—	—
	会議用拡聴器		36,000	6
	暗所視支援眼鏡		395,000	8
	情報・通信支援用具		70,000	6
排泄管理支援用具	ストマ用装具	蓄便袋	8,858	—
		蓄尿袋	11,639	—
	紙おむつ		12,000	—
	収尿器	男性用	※3 7,900	1
女性用		※4 8,700	1	
居住生活動作補助用具		住宅改修費 (小規模の住宅改修を伴うもの)	200,000	1世帯につき 1回限り

〈問合せ〉 障害福祉課
直通電話 (042) 420 - 2804

※1 プラスチック製は 6,700 円
※2 プラスチック製は 1,700 円
※3 簡易型は 5,800 円
※4 簡易型は 6,000 円



身体障害者補助犬の給付 **身**

担当窓口 障害福祉課

身体障害のある方の自立と社会参加を推進することを目的とした制度です。東京都が、盲導犬訓練育成団体に訓練を委託した身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）を給付します。公共施設、交通機関、デパートなどの一般的な施設でも補助犬を同伴できます。

〈対象〉

都内におおむね1年以上居住する18歳以上の在宅の身体障害のある方で次のいずれかに該当する方

- (1) 盲導犬 視覚障害 1級
- (2) 介助犬 肢体不自由 1・2級
- (3) 聴導犬 聴覚障害 2級

〈給付内容〉

給付は無料

※飼育費などは実費負担

〈制限〉

- ・世帯全体に係る所得税課税額の月平均額が7万7千円未満であること。
- ・借家、借間などに居住されている方は家主または管理者の承諾が得られること。
- ・所定の訓練を受け、補助犬を適切に管理できること。
- ・補助犬を使用することにより、社会活動への参加に効果があると認められること。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804

4.

日常生活の支援

家具等転倒防止器具取付け等サービス **身** **知**

担当窓口 障害福祉課

心身障害のある方の世帯に家具などの転倒防止器具の給付や、取付けを行う制度です。

〈対象〉

市内在住の身体障害者手帳4級以上または愛の手帳4度以上をお持ちの方のみで構成される世帯（過去に西東京市の事業で家具等転倒防止器具の取付けをしていない世帯）

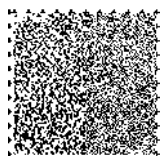
〈給付内容〉

- (1) 器具の給付と取付け
器具をお持ちでない世帯で、1世帯につき器具料金上限額4,000円（消費税を含む）以内で5か所まで。
- (2) 器具の取付けのみ
器具をお持ちの世帯で、業者が取り付けできる器具を、1世帯につき3か所まで。

※ (1) (2) いずれかのみ

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804



在宅の重度身体障害のある方（お子さん）に対し、日常生活を容易にするため、次の種目の住宅設備改善費を給付します。いずれも、利用者の属する世帯の課税状況による制限、負担上限月額があります。

※原則、入院中や入居前の改修はできません。住宅改修をご希望の方は必ず事前にご相談ください。

※中規模改修は、日常生活用具給付品目（50・51 ページ）の住宅改修費（小規模改修）の給付を受けてなお足りない部分の改修となります。

中規模改修

〈対象〉

身体障害者手帳をお持ちの 65 歳未満の方で、次のいずれかに該当する方

- 下肢または体幹機能障害が 2 級以上に該当する方
- 補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方

給付の上限額 64 万 1,000 円

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804

屋内移動設備（1）機器本体及び附属器具（2）設置費

〈対象〉

身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかに該当する方

- 歩行ができない状態で、上肢、下肢または体幹機能障害の程度が 1 級の方
- 補装具として車いすの交付を受けた内部障害のある方

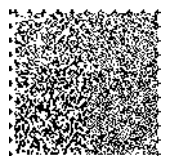
給付の上限額

(1) 機器本体および附属器具・・・97 万 9,000 円

(2) 設置費・・・35 万 3,000 円

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804



在宅重度心身障害者（児）入浴サービス **身**

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

市内に住所を有し、かつ、肢体不自由 2 級以上の障害のある在宅の重度心身障害者（児）で、入浴が困難な方。ただし、他の入浴サービス（居宅介護、生活介護、重度訪問介護など）の利用が可能な場合は、他の入浴サービスの利用を優先します。

〈給付の内容等〉

1 人週 2 回を限度とします。利用者の属する世帯の課税状況による負担があります。

〈制 限〉

原則として介護保険適用者は介護保険を優先します。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804

4.

日常生活の支援

重度脳性麻痺者介護 **身**

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

重度脳性麻痺者で身体障害者手帳 1 級をお持ちで 20 歳以上の方

〈給付の内容等〉

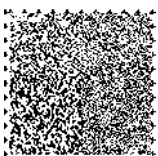
障害者の推薦により登録された介護人により屋外への手引き、同行、その他必要な用務のお手伝いを行います。

〈制 限〉

利用回数は月 12 回以内（無料）

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804



情報の支援

市立図書館 **身**

市立図書館のハンディキャップサービス

〈対象〉

市内在住の方で、活字による読書に支障のある方および様々な障害によって図書館の利用が困難な方。(利用登録が必要です)

〈内容等〉

(1) 「声の広報」の貸出

「広報西東京」「暮らしの便利帳」など、市や図書館で発行している広報を音訳し、CD-Rなどに録音したものを貸出しています。

(2) 録音資料の貸出

ご希望の本や雑誌などを音訳した「録音図書」などを貸出しています。または他の自治体の図書館からの借用や市販品の購入などご希望の資料を用意します。

(3) プライベート資料の作成

個人的に必要な資料やパンフレットなどを音訳し提供しています。資料およびCD-Rなどはご自分で用意してください。

(4) 対面朗読

図書館所蔵の本・雑誌・新聞や、お手持ちの資料などを対面で朗読します。手紙などプライベート資料についてはご相談ください。

(5) 点訳

図書や雑誌などを点訳・貸出しています。個人的に必要な資料を点訳し提供しています。

(6) 布の絵本・さわる絵本

児童を対象に布の絵本・さわる絵本を貸出しています。

(7) 宅配

図書館に来館が困難な方の自宅へ、本や雑誌、CDなどを届けています。

(8) 資料の郵送貸出

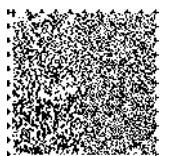
図書館に来館が困難な方の自宅へ、郵送で資料をお送りします(郵便法の許可の範囲内となりますので、身体障害者手帳をお持ちの視覚障害のある方が対象となります)。

(9) 障害児へのサービス

活字による読書に支障のある児童を対象にマルチメディアデージー図書を貸出しています。

〈問合せ〉 谷戸図書館

電話 (042) 421-4545 FAX (042) 421-5548



市立図書館のハンディキャップサービス（聴覚）

〈対 象〉

聴覚または言語に障害がある方

〈内容等〉

資料のリクエストや調べものなどについて、ファックスその他で受付けをします。

*利用登録後、サービス利用方法はご相談ください。

〈問合せ〉 谷戸図書館

電話 (042) 421-4545 FAX (042) 421-5548

視覚に障害のある方へのサービス

視覚障害者生活用具の販売・あっせん **身**

〈対 象〉

視覚障害のある方

〈給付の内容等〉

視覚障害のある方の日常生活に必要な各種用具の販売・あっせんを行っています。対象品目などについては、直接お問い合わせください。

〈問合せ〉

社会福祉法人 日本視覚障害者団体連合 用具購買所

電話 (03) 3200-6422 FAX (03) 3200-6428

社会福祉法人 日本点字図書館 用具事業課

電話 (03) 3209-0751 FAX (03) 3200-4133

東京都ガイドセンター **身**

〈対 象〉

視覚に障害のある方

〈内 容〉

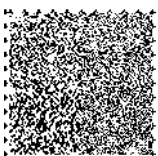
東京都内にお住まいの方が、他道府県を移動する際に、移動先で利用できるガイドセンターを紹介します。また、東京都外にお住まいの方が、東京都内を移動する際に、ガイドヘルパーを紹介します。

利用日の2週間以上前までに電話、FAX またはメールで東京都ガイドセンターまでご連絡ください。

〈費 用〉

ガイドヘルパーの紹介は無料です。

ガイドヘルパーに支払う利用料金は、東京都ガイドセンターでは1時間930円です。他道府県の利用料金は紹介先のガイドセンターにご確認ください。交通費などは、ガイドヘルパーの分を含めて利用者の負担です。



〈問合せ〉

電話 (03) 5272 - 0996 FAX (03) 3200 - 7755

Eメール jigyou@jfb.jp

日本点字図書館のサービス **身**

〈対 象〉

全国の視覚に障害のある方など

〈内容等〉

(1) 点字図書・録音図書の貸し出し、ダウンロードサービス

点字・録音図書の貸し出しサービスを行っています。貸し出しに係る費用は無料です。インターネットの接続作業が難しい方に、インターネット上の図書館（サピエ図書館）から図書をダウンロードするサービスを行っています。ダウンロードに必要なメモリーカードなどをご自身でご用意をお願いします。

(2) レファレンス・サービス

視覚障害者用図書に関する情報提供や視覚障害関係の施設・団体の紹介を行っています。

(3) 対面リーディングサービス

専門図書や資料を対面で読み上げます。1回2時間までを一区切りとしています。休館日を除く3日前までに予約が必要です。図書などは持参してください。

(4) プライベートサービス（都内在住・在勤・在学の視覚に障害のある方）

希望に応じて点字図書・録音図書の製作・テキスト化などをします。

製作に必要な点字用紙、録音CD代、製本代は自己負担となります。原本はご自身でご用意ください。

(5) 自立訓練（視覚障害者の手帳をお持ちの方）

白杖を使った歩行訓練、パソコンやスマホなどのICT訓練、点字訓練、日常生活訓練を提供しています。障害福祉サービスを使つての訓練ですので、費用は原則1割負担です。

〈問合せ〉日本点字図書館

電話 (03) 3209-0241 FAX (03) 3204-5641

点字による即時情報ネットワーク事業 **身**

〈対 象〉

都内在住の視覚に障害のある方

〈内容等〉

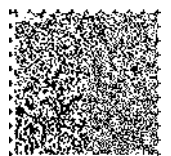
新聞記事・福祉情報などの抜粋記事を点字で郵送。（メール版もあり）

※電話ナビゲーションサービスによる音声提供もしています。（電話番号 0570-021802）

〈問合せ〉東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp



点字・録音刊行物の作成・配布事業 **身**

〈対象〉

都内在住（原則 18 歳以上）の身体障害者手帳をお持ちで視覚障害のある方

〈内容等〉

原則、都政刊行物の中から視覚障害のある方に必要な情報を選定し、点字本・録音物（デージーまたはテープ）のいずれか毎月 1 点を希望者に無料で配布します。

〈問合せ〉 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

4.

日常生活の支援

視覚障害者日常生活情報点訳等サービス **身**

〈対象〉

都内在住・在勤で、身体障害者手帳をお持ちで視覚障害のある方

〈内容〉

日常生活上必要とする情報（図書館または点字図書館で取り扱わない郵便物やパンフレットなど）の点訳・墨訳、対面朗読（ファックスによる電話朗読も含む）を行います。詳しくはお問合せください。要予約。

〈費用〉

無料。ただし、作業後のデータ保存をされる場合は、保存用媒体（USBやCD外）をご持参ください。

〈問合せ〉 東京都障害者福祉会館 〒108-0014 港区芝5-18-2

電話 (03) 3455-6321 FAX (03) 3453-6550

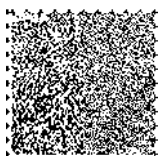
広報東京都の点字版・テープ版・デージー版の郵送

〈対象〉

都内在住の視覚障害のある方で送付を希望する方

〈内容〉

毎月 1 回発行の「広報東京都」を点字版・テープ版・デージー版に編集して、無料で郵送します。また、都公式ウェブサイト「WEB 広報東京都」(<https://www.koho.metro.tokyo.lg.jp/>)でも、音声を聞くことができます。



〈問合せ〉 東京都政策企画局戦略広報部戦略広報課

電話 (03) 5388-3093 FAX (03) 5388-1329

都議会だよりの点字版・テープ版・デージー版の郵送

〈対象〉

都内在住の視覚障害のある方で送付を希望する方

〈内容等〉

都議会広報紙「都議会だより」を点字版・テープ版・デージー版に編集したものを年4回発行し、無料で郵送します。また、都議会ホームページの「都議会だより」(<https://www.gikai.metro.tokyo.lg.jp/>)のページでも音声を聞くことができます。

〈問合せ〉 東京都議会議会局管理部広報課

電話 (03) 5320-7126 FAX (03) 5388-1779

聴覚に障害のある方へのサービス

手話通訳者の派遣

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

- ・身体障害者手帳をお持ちで聴覚や言語障害のある方
- ・上記の者を主たる構成員とする団体

〈内容等〉

健聴者との意思疎通を円滑にするため手話通訳を必要とする場合、手話通訳者を派遣します。

〈費用〉

無料（ただし通訳者の交通費・入場料などの実費は利用者の負担となります。）

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804 FAX (042) 466-9666

あらかじめ利用者として登録申請をする必要があります。

要約筆記者の派遣

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

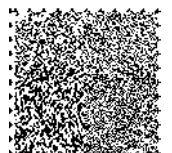
- ・身体障害者手帳をお持ちで聴覚障害のある方
- ・上記の者を主たる構成員とする団体

〈内容等〉

健聴者などとの意思疎通を円滑にするため要約筆記者を必要とする場合、要約筆記者を派遣します。

〈費用〉

無料（ただし通訳者の交通費・入場料などの実費は利用者の負担となります。）



〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804 FAX (042) 466-9666

あらかじめ利用者として登録申請をする必要があります。

手話通訳者の配置 **身**

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

手話を必要とする方

〈内容等〉

障害福祉課に手話通訳者を配置

〈田無庁舎〉 毎月第3金曜日：午後1時～午後5時

〈保谷庁舎〉 (防災センター・保谷保健福祉総合センター)

毎月第1水曜日：午後1時～午後5時

* 年末年始・祝日を除く

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804 FAX (042) 466-9666

コミュニケーション機器の貸し出し **身**

〈対 象〉

聴覚障害のある方で身体障害者手帳をお持ちの方およびその保護者または、聴覚障害者団体など

〈内容等〉

貸し出しの機器

(1) オーバーヘッドカメラ (OHC)

※オーバーヘッドプロジェクター (OHP) も含む

(2) ヒアリングループ

(3) プロジェクター

(4) スクリーン

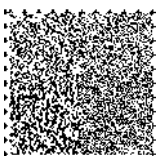
〈費 用〉

無料 (ただし、運搬費用などは自己負担となります)

※機器の貸出期間については、10日以内

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868



聴覚障害者向け映像ライブラリー事業 **身**

字幕・手話入ビデオテープ・DVDの貸し出し

〈対象〉

都内に在住・在勤・在学の方で、

- (1) 聴覚障害のある方・お子さん（常時補聴器、人工内耳を装着している方であれば手帳の有無は問いません）
- (2) 聴覚障害者関係団体、施設およびろう学校、難聴学級
- (3) 聴覚障害福祉や手話に関心のある聞こえる方

〈内容〉

映画やテレビ番組などに字幕や手話を挿入したビデオテープ・DVDを無料で貸出しています。1回につき2週間6本まで借りられます。

※郵送による貸出しも可。但し送料のみ本人負担。

※手帳をお持ちの方は、すべての作品をご利用できますが、それ以外の方は作品によってご利用できないものがございます。詳細はお問い合わせください。

※上映会で利用できるものもあります。

〈問合せ〉社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時

金曜日 午前10時～午後7時

閉館：日・月曜日、祝日、年末年始

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール video@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

聴覚障害に関する相談 **身**

〈対象〉

聞こえない、聞こえづらい方（身体障害者手帳の有無は問いません）とその家族、関係者

〈内容〉

聞こえに関すること、福祉機器に関すること、生活の困り事や悩みなど、来所・メール・電話・FAX・オンラインなどにて相談を受けています。（来所・オンライン相談は原則予約制・無料）秘密は厳守いたします。また、言語聴覚士による「聞こえの相談会」を月に1回開催しています。（予約制・無料）詳細はお問い合わせください。

〈問合せ〉社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時

金曜日 午前10時～午後7時

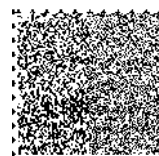
閉館：日・月曜日、祝日、年末年始

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>



聴覚障害関係図書等の貸出・閲覧

〈対象〉

聴覚障害に関心を持つ方や手話学習者など、どなたでもご利用できます。

〈内容〉

聴覚障害や手話に関する図書や資料を収集し、どなたにもご利用いただけるように、ライブラリーに設置しています。一部の資料を除き、一人3冊まで2週間貸出可能です。その他、ライブラリーではビデオの視聴やパソコンの利用ができます。

〈問合せ〉 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時
金曜日 午前10時～午後7時

閉館：日・月曜日、祝日、年末年始

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール video@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp/>

電話リレーサービスの利用について

〈対象〉

きこえない人（聴覚や発話に困難がある方）

〈内容〉

令和3年より公共インフラとして始まった電話リレーサービスとは、きこえない人ときこえる人との会話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより電話で即時双方向につなぐサービスです。

利用に際してきこえない人は事前登録を行い、専用アプリをダウンロードします。なお、きこえる人は、手続きなどは不要で、ご自身がお使いの電話端末で、利用登録したきこえない人からの通話を受けることが可能です。また、きこえない人の電話リレーサービス用電話番号を知っていると、その番号にダイヤルすることで、通訳オペレータを介して通話を行うことが可能です。（通話料）・きこえない人…プランは2つ、月額料（178.2円）の有無が選べます。詳しくは <https://www.nftrs.or.jp/about/> をご確認ください。フリーダイヤル、緊急通報は無料でかけられます。

〈問合せ〉 総務大臣指定 電話リレーサービス提供機関 一般財団法人日本財団電話リレーサービス

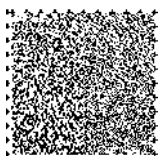
開設時間：午前9時半～午後5時

休日：年末年始

電話 (0120) 528-071 FAX (03) 6275-0913

ホームページ <https://www.nftrs.or.jp/>

手話・文字チャットによる問合せ <https://www.nftrs.or.jp/contact/>



住 宅

都営住宅の募集と使用料特別減額 **身 知 精 難**

家族向住宅（優遇抽せん制度）（5月・11月）

〈対 象〉

- (1) 申込者または同居の親族が、身体障害者手帳（1～4級）、もしくは愛の手帳（1～3度）、精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）（障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上をお持ちで都営住宅入居資格のある方など
- (2) 申込者または同居の親族が身体障害者手帳（5級～）、もしくは愛の手帳4度、精神障害者保健福祉手帳3級（障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）、原爆被爆者健康手帳をお持ちで、都営住宅入居資格のある方など

〈内 容〉

抽せん方式、一般の方よりも当せん率が高くなります。

- (1) 乙優遇（優遇倍率7倍）
- (2) 甲優遇（優遇倍率5倍）

家族向住宅（ポイント方式）（2月・8月）

〈対象（1）〉

申込者または同居の親族が、身体障害者手帳（1～4級）、もしくは愛の手帳（1～3度）、精神障害者保健福祉手帳（1級・2級）（障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）、戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ3の第1款症以上をお持ちで都営住宅入居資格のある方など

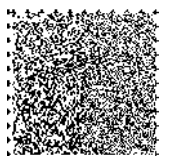
※申込者が東京都内に継続して3年以上居住している方に限ります。

〈対象（2）車いす使用者世帯向住宅

都営住宅入居資格があり、申込者または同居の親族が、身体障害者手帳（1級・2級）または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上をお持ちの、住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに車いす使用者本人が来社することで車いす使用を証明できること。（車いす使用者は満6歳以上で東京都内居住者に限ります。）

〈内 容〉

抽せんによらないで、申込地区ごとに住宅困窮度の高い方から順に募集戸数分の世帯を資格審査対象者とします。



単身者用車いす使用者向住宅（抽せん方式）（2月・8月）

〈対 象〉

都営住宅入居資格があり、申込者が身体障害者手帳（1級・2級）または戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の第1項症以上をお持ちの、住居内の移動に車いすの使用を必要としている方で、車いす使用を証明する書類を提出できること、または入居資格審査のときに本人が来社することで車いす使用を証明できること。

※東京都内に継続して3年以上居住している方に限ります。

〈内 容〉

抽せん方式

単身者向住宅（抽せん方式）（2月・5月・8月・11月）

〈対 象〉

都営住宅入居資格があり、身体障害者手帳（1～4級）、もしくは愛の手帳（1～4度）、精神障害者保健福祉手帳（1～3級、障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。）

※東京都内に継続して3年以上居住している方に限ります。

〈内 容〉

抽せん方式

年4回の定期募集のほか、毎月募集でも単身者向住宅の募集があります。詳しくはホームページをご覧ください。<https://www.to-kousya.or.jp/kouei/toeibosyu/index.html>

〈問合せ〉

東京都住宅供給公社都営住宅募集センター

電話 (03) 3498-8894 FAX (03) 3409-4527

テレホンサービス (03) 6418-5571（募集の概要を音声アナウンスでご案内しています。）

住宅使用料の特別減額

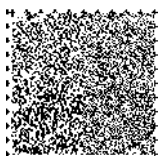
〈対 象〉

1. 世帯の所得が一定準以下で、以下の（1）～（3）のいずれかの交付を受けている世帯

（1）身体障害者手帳1・2級

（2）愛の手帳1～3度

（3）精神障害者保健福祉手帳1・2級（障害年金などの受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む）



2. 常時介護を必要とする世帯で、以下の（１）～（５）のいずれかの交付を受けている世帯

- （１）難病の患者に対する医療等に関する法律に基づく特定医療費（指定難病）受給者証
- （２）東京都難病患者などに係る医療費の助成による医療券
- （３）児童福祉法にもとづく小児慢性特定疾病医療受給者証
- （４）公害医療手帳
- （５）大気汚染に係る健康障害者に対する医療費の助成による医療券など

〈内 容〉

使用料を減額します。

減額率は所得により異なります。

〈問合せ〉 JKK 東京（東京都住宅供給公社）お客さまセンター

電話（0570）03-0071（ナビダイヤル）または（03）6279-2652（一般電話）

※ナビダイヤルは、各通信事業者が提供している無料通話や通話料定額プランの対象外となります。

都市再生機構 UR 賃貸住宅の申込優遇制度 **身 知**

UR 賃貸住宅の近居促進制度（近居割）

〈対 象〉

4級以上の身体障害または、重度の知的障害などのある方を含む世帯などおよび、これらの世帯を支援する直系血族または現に扶養義務を負っている3親等内の親族（※）を含む世帯（※）民法第877条第1項および同条第2項の規定により扶養義務を負っている者をいう。

〈内 容〉

上記に記載する世帯の双方がURが指定する同一団地に居住する場合、または対象団地と概ね半径2キロ以内に存する団地、URが指定するエリア内の団地に居住する場合に、対象団地に新たにご入居いただく世帯の家賃を、入居後5年間5%減額します。（入居開始可能日から起算して、5年を経過する日の属する年度の年度末まで。）

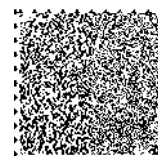
対象団地等の詳細は、こちらからご参照ください。

<https://www.ur-net.go.jp/chintai/whats/system/kinkyo/>

〈問合せ〉 UR 都市機構東日本賃貸住宅本部

電話（0120）411-363（午前9時30分～午後6時）

定休日なし／年末年始を除く



各種サービス 緊急・安全

重度身体障害者救急代理通報等システム（都・市の制度）

〈対象〉

担当窓口 障害福祉課

18歳以上のひとり暮らしなどの重度の身体障害のある方および難病による障害がある方

〈内容等〉

専用通報機などの貸与（貸与した機器を通して、家庭内での緊急事態を受信センターや東京消防庁に通報できます。）

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804

4.

日常生活の支援

119番ファクシミリ通報

〈対象〉

どなたでも利用ができます。

事前に名前や住所などを登録する必要はありません。

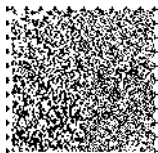
〈内容等〉

- あらかじめ、住所・氏名などを記載してファックスの近くに準備しておき、通報したい内容を記入し「119」の番号でファックスを送信してください。
- 決まった様式はありませんが、東京消防庁ホームページより通報用紙（記入例）をダウンロードすることもできます。

東京消防庁ホームページ

<https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>

「個人の方へ」→「119番通報」→「119番のしくみ」→「119番ファクシミリ通報利用案内」
また近くの消防署、各出張所及び西東京市障害福祉課でも通報用紙を手に入れることができます。



緊急ネット通報（119番）**身**

〈対象〉

東京消防庁管内に在住、通勤、通学の聴覚または音声・言語に機能障害がある方で電子メール機能を使うことができる携帯電話またはスマートフォンをお持ちの方（事前登録が必要です）

〈内容等〉

音声（肉声）による119番通報が困難な方が携帯電話やスマートフォンのウェブ機能を使用して緊急時に東京消防庁への通報を行う補助手段として、消防車や救急車の出動を要請します。

〈窓口・手続〉

登録方法などの詳細についてはホームページをご覧ください。
東京消防庁ホームページ <https://www.tfd.metro.tokyo.lg.jp/>
「個人の方へ」 → 「119番通報」 → 「緊急ネット通報の案内」

110番アプリシステム **身**

〈対象〉

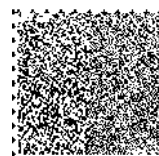
聴覚や言語機能に障害がある方など音声による通報が困難な方

〈内容等〉

事件・事故にあったとき、文字や画像で110番通報できます。

〈問合せ〉

詳しくは警視庁ホームページ <http://www.keishicho.metro.tokyo.jp>
「事件・事故」 → 110番 → 110番アプリシステム
※スマートフォンの方は、「110番アプリ」をインストールしてください。
フィーチャーフォンの方は、<https://mobile110.npa.go.jp> にアクセスしてください。



災害避難時に支援が必要な避難行動要支援者の安全を確保する体制を整備する制度 **身** **知** **精**

〈対象〉

担当窓口 障害福祉課、危機管理課

- 身体障害者手帳（視覚障害 1 級または 2 級、聴覚障害 2 級、肢体不自由 1 級または 2 級）を取得している方
- 愛の手帳 1 度または療育手帳 A を取得している方
- 精神障害者保健福祉手帳 1 級を取得している方
- 介護保険の要介護度 3 以上の方
（※施設入所者は除く）

〈内容等〉

災害時の避難に支援が必要な方の名簿をあらかじめ作成し、名簿を基に安否確認をはじめ、支援に役立てられます。

*対象者に該当すると自動的に名簿登載されるので、申請は不要です。

〈その他〉

名簿に登録された情報は、消防、警察などの地域の関係機関などに提供されますが、名簿情報の提供を拒否する場合には、避難行動要支援者名簿情報提供拒否届を提出することで、名簿から情報を除くことが可能です。

*名簿は、災害時などの避難支援以外への目的には使用されません。

〈問合せ〉

障害福祉課 直通電話 (042) 420-2805

保谷庁舎 危機管理課 直通電話 (042) 438-4010

災害避難時に支援が必要な災害時要援護者の登録制度 **身** **知** **精** **難**

〈対象〉

担当窓口 障害福祉課、危機管理課

- 65 才以上で一人暮らしまたは高齢者のみの世帯
- 要介護認定を受けている方
- 心身などに障害がある方
- 難病（国および都の難病等医療費助成認定）の方
- その他の理由により登録を希望する方

〈内容等〉

登録申請をもとに災害時の避難に支援が必要な方の名簿をあらかじめ作成し、名簿を基に安否確認などの支援体制を整備します。

*登録は任意のため、避難にあたり支援を要しない方、身近に避難の手助けをしてくれる方がいる方、登録を希望されない方などは、登録する必要はありません。

〈その他〉

登録申請には、「氏名」「住所」「生年月日」などの個人情報を、消防、警察および地域の関係機関などに提供することに同意が必要です。

*名簿は、災害対応や訓練以外の目的には使用されません。



〈問合せ〉

障害福祉課 直通電話 (042) 420-2805

保谷庁舎 危機管理課 直通電話 (042) 438-4010

避難所等一覧 **身** **知** **精** **難**

担当窓口 危機管理課

広域避難場所・避難広場・避難所・自主避難所・福祉避難所

避難所などは、それぞれ目的などが異なります。内容や場所などを確認してください。

広域避難場所

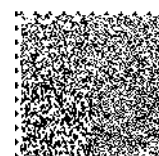
広域避難場所とは、大地震時に発生する延焼火災やその他の危険から避難者の生命を保護するために必要な面積を有する大規模公園、緑地などのオープンスペースです。

広域避難場所

項番	施設名	所在地
1	東京大学大学院農学生命科学研究科附属生態調和農学機構	西東京市緑町 1-1-1
2	東京大学大学院農学生命科学研究科附属田無演習林	西東京市緑町 1-1-8
3	西東京いこいの森公園	西東京市緑町 3-2
4	都立小金井公園	西東京市向台町 6-4
5	文理台公園	西東京市東町 1-4
6	都立東伏見公園	西東京市東伏見 1

4.

日常生活の支援



避難広場

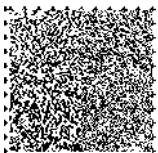
避難広場は、火災、建物の倒壊、落下物などの危険が少なく、安全と考えられる場所です。避難者の安全が確保されるスペースを有する学校などのグラウンドなどです。

避難広場

項番	施設名	所在地	備考
1	田無小学校	西東京市田無町 4-5-21	
2	柳沢小学校	西東京市南町 2-12-37	
3	田無第一中学校	西東京市南町 6-9-37	
4	田無第三中学校	西東京市西原町 3-4-1	
5	西原自然公園	西東京市西原町 4-5	※風水害時使用不可
6	日本文華学園	西東京市西原町 4-5-85	※風水害時使用不可
7	谷戸小学校	西東京市緑町 3-1-1	
8	谷戸第二小学校	西東京市谷戸町 1-17-27	
9	谷戸せせらぎ公園	西東京市谷戸町 1-22	※風水害時使用不可
10	谷戸イチョウ公園	西東京市谷戸町 2-12	※風水害時使用不可
11	田無第二中学校	西東京市北原町 2-9-1	
12	都立田無工科高等学校	西東京市向台町 1-9-1	
13	向台小学校	西東京市向台町 2-1-1	
14	向台公園	西東京市向台町 2-5	※風水害時使用不可
15	田無第四中学校	西東京市向台町 2-14-9	
16	向台調節池	西東京市向台町 5-4	※風水害時使用不可
17	都立田無高等学校	西東京市向台町 5-4-34	
18	上向台小学校	西東京市向台町 6-7-28	
19	芝久保調節池	西東京市芝久保町 1-18	※風水害時使用不可
20	芝久保小学校	西東京市芝久保町 3-7-1	
21	けやき小学校	西東京市芝久保町 5-7-1	※風水害時使用不可
22	武蔵野大学	西東京市新町 1-1-20	※風水害時使用不可
23	岩倉高等学校総合運動場	西東京市新町 2-3-27	※風水害時使用不可
24	柳沢中学校	西東京市柳沢 3-8-22	
25	保谷第二小学校	西東京市柳沢 4-2-11	
26	MUFG PARK	西東京市柳沢 4-4-40	※風水害時使用不可
27	早稲田大学東伏見キャンパス 東伏見総合グラウンド	西東京市東伏見 2-7	※風水害時使用不可
28	東伏見小学校	西東京市東伏見 6-1-28	※風水害時使用不可
29	保谷小学校	西東京市保谷町 1-3-35	
30	本町小学校	西東京市保谷町 1-14-23	
31	保谷中学校	西東京市保谷町 1-17-4	

4.

日常生活の支援

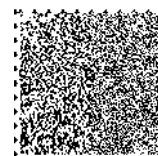


項番	施設名	所在地	備考
32	碧山小学校	西東京市中町 5-11-4	※風水害時使用不可
33	明保中学校	西東京市東町 1-1-24	
34	東小学校	西東京市東町 6-2-33	
35	ひばりが丘中学校	西東京市ひばりが丘 3-2-42	
36	住吉小学校	西東京市住吉町 5-2-1	
37	都立保谷高等学校	西東京市住吉町 5-8-23	※風水害時使用不可
38	中原小学校	西東京市ひばりが丘 2-6-25	
39	ひばりが丘総合運動場	西東京市ひばりが丘 3-1	※風水害時使用不可
40	栄小学校	西東京市栄町 2-10-9	
41	青嵐中学校	西東京市北町 2-13-17	
42	保谷第一小学校	西東京市下保谷 1-4-4	
43	泉小わくわく公園	西東京市泉町 3-6	※風水害時使用不可

避難所

避難所は、地震等による家屋の倒壊や焼失などによって被害を受けた方や被害を受けるおそれのある方を一時的に受け入れ、保護するための場所です。学校などの建物を指定しています。

項番	施設名	所在地	備考
1	田無小学校	西東京市田無町 4-5-21	
2	柳沢小学校	西東京市南町 2-12-37	
3	田無第一中学校	西東京市南町 6-9-37	
4	田無第三中学校	西東京市西原町 3-4-1	
5	日本文華学園	西東京市西原町 4-5-85	※風水害時使用不可
6	谷戸小学校	西東京市緑町 3-1-1	
7	谷戸第二小学校	西東京市谷戸町 1-17-27	
8	田無第二中学校	西東京市北原町 2-9-1	
9	都立田無工科高等学校	西東京市向台町 1-9-1	
10	向台小学校	西東京市向台町 2-1-1	
11	田無第四中学校	西東京市向台町 2-14-9	
12	都立田無高等学校	西東京市向台町 5-4-34	
13	上向台小学校	西東京市向台町 6-7-28	
14	芝久保小学校	西東京市芝久保町 3-7-1	
15	けやき小学校	西東京市芝久保町 5-7-1	※風水害時使用不可
16	武蔵野大学	西東京市新町 1-1-20	※風水害時使用不可
17	柳沢中学校	西東京市柳沢 3-8-22	
18	保谷第二小学校	西東京市柳沢 4-2-11	
19	東伏見小学校	西東京市東伏見 6-1-28	※風水害時使用不可
20	保谷小学校	西東京市保谷町 1-3-35	
21	本町小学校	西東京市保谷町 1-14-23	
22	保谷中学校	西東京市保谷町 1-17-4	
23	碧山小学校	西東京市中町 5-11-4	※風水害時使用不可



項番	施設名	所在地	備考
24	明保中学校	西東京市東町 1-1-24	
25	東小学校	西東京市東町 6-2-33	
26	ひばりが丘中学校	西東京市ひばりが丘 3-2-42	
27	住吉小学校	西東京市住吉町 5-2-1	
28	都立保谷高等学校	西東京市住吉町 5-8-23	※風水害時使用不可
29	中原小学校	西東京市ひばりが丘 2-6-25	
30	栄小学校	西東京市栄町 2-10-9	
31	青嵐中学校	西東京市北町 2-13-17	
32	保谷第一小学校	西東京市下保谷 1-4-4	

自主避難所

自主避難所とは、大型台風の接近が予測される場合や長時間続く風雨の影響などで自宅では不安であるが、親戚・知人宅への避難が困難な方のために開設する一時的な施設です。食料など生活物資の配給は基本的に行いません。

項番	施設名	所在地	備考
1	谷戸小学校	西東京市緑町 3-1-1	
2	向台小学校	西東京市向台町 2-1-1	
3	芝久保小学校	西東京市芝久保町 3-7-1	
4	柳沢中学校	西東京市柳沢 3-8-22	
5	保谷小学校	西東京市保谷町 1-3-35	
6	保谷第一小学校	西東京市下保谷 1-4-4	
7	エコプラザ西東京	西東京市泉町 3-12-35	ペット屋内避難希望者のみ

福祉避難所

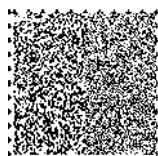
福祉避難所とは、一般の避難所で生活することが困難な要配慮者に対し、必要なサービスを提供するため、また、乳幼児や妊婦のための施設です。

※発災後すぐに福祉避難所に避難することはできません。

※一般の避難所に避難した者のうち、優先度の高い順に受け入れを決定します。直接避難されても受け入れできません。

福祉避難所

項番	施設名	所在地
1	田無総合福祉センター	西東京市田無町 5-5-12
2	保谷障害者福祉センター	西東京市保谷町 1-6-20
3	老人憩いの家「おあしす」	西東京市南町 3-18-40
4	東京都立田無特別支援学校	西東京市南町 5-15-5
5	住吉会館（ルピナス）	西東京市住吉町 6-15-6
6	下保谷福祉会館	西東京市下保谷 4-3-20
7	新町福祉会館	西東京市新町 5-2-7



項番	施設名	所在地
8	富士町福祉会館	西東京市富士町 6-6-13
9	ひばりが丘福祉会館	西東京市ひばりが丘 2-8-27
10	社会福祉法人大誠会 田無保育園	西東京市緑町 1-2-26
11	そよかぜ保育園	西東京市ひばりが丘 3-1-25
12	はこべら保育園	西東京市富士町 1-7-2
13	向台保育園	西東京市南町 3-23-1
14	西原保育園	西東京市芝久保町 5-4-2
15	社会福祉法人たつの子の会 西東京みどり保育園	西東京市緑町 2-15-12
16	芝久保保育園	西東京市芝久保町 1-14-32
17	すみよし保育園	西東京市住吉町 3-14-14
18	なかまち保育園	西東京市中町 4-4-16
19	ひがし保育園	西東京市東町 2-4-13
20	社会福祉法人至誠学舎東京 しもほうや保育園	西東京市下保谷 3-8-15
21	やぎさわ保育園	西東京市柳沢 5-8-2
22	けやき保育園	西東京市西原町 4-5-96
23	社会福祉法人ナオミの会 ほうやちょう保育園	西東京市保谷町 3-13-1
24	ひばりが丘保育園	西東京市ひばりが丘 2-3-5
25	社会福祉法人青柳保育会 東伏見えにしだ保育園	西東京市東伏見 2-11-11
26	こまどり保育園	西東京市下保谷 2-4-2
27	障害者総合支援センター「フレンドリー」	西東京市田無町 4-17-14
28	高齢者センター「きらら」	西東京市富士町 1-7-69

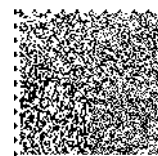
一時滞在施設

一時滞在施設は、被災した外出者のうち、行き場のない帰宅困難者が一時的に滞在できる施設です。

一時滞在施設

項番	施設名	所在地
1	J:COM コール田無	西東京市田無町 3-7-2
2	田無公民館・中央図書館	西東京市南町 5-6-11
3	谷戸公民館・図書館	西東京市谷戸町 1-17-2
4	芝久保公民館・図書館	西東京市芝久保町 5-4-48
5	柳沢公民館・図書館	西東京市柳沢 1-15-1
6	保谷駅前公民館・図書館	西東京市東町 3-14-30
7	ひばりが丘公民館	西東京市ひばりが丘 2-3-4
8	ひばりが丘図書館	西東京市ひばりが丘 1-2-1
9	スポーツクラブルネサンスひばりヶ丘	西東京市ひばりが丘北 2-8-23
10	スポーツクラブルネサンス東伏見	西東京市東伏見 3-4-1

〈問合せ〉 保谷庁舎 危機管理課
直通電話 (042) 438-4010



ふれあい収集（ごみの戸別訪問収集）

〈対象〉

- (1) 介護保険法に基づく要介護状態区分が「要介護1～要介護5」のいずれかの認定を受けた65歳以上の方だけで構成されている世帯
- (2) 身体障害者手帳の障害の程度が肢体不自由の1級または2級の方だけで構成されている世帯
- (3) その他ふれあい収集を市長が必要と認めた世帯

〈実施内容等〉

ごみ出しが困難な上記の基準に該当する高齢の方や障害のある方に、申込および調査により戸別訪問収集を実施します。

〈問合せ〉エコプラザ西東京

資源循環推進課 直通電話 (042) 438-4043

生活福祉資金の貸付

障害があるために長期にわたり日常生活に相当な制限を受けられている身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方、あるいは障害者総合支援法による障害福祉サービスの受給者の属する世帯が、その障害のために貸付が必要な場合に、該当する資金の貸付と民生委員による援助および指導を受けることにより、障害のある方自身の経済的自立および生活意欲の助長促進などを図ることを目的とした貸付を行っています。

〈対象者〉

身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が属する世帯で、その障害のために該当する資金の貸付が必要な世帯

〈共通する条件〉

- ・生計が維持できており、返済の見込みが立てられる状況であること。
- ・原則として連帯保証人が必要（審査あり）
- ・無利子（ただし連帯保証人がいない場合は年率1.5%の有利子）
- ・申込みから資金交付まで1ヶ月半から4ヶ月必要となります。

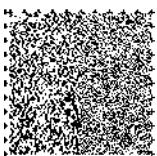
※貸付は他制度が優先となります。

※未払い・未契約の費用が対象です。

※貸付にあたっては諸条件がありますので詳細はお問い合わせください。

〈問合せ〉西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354



技能習得に必要な経費

就職するための知識、技能を習得するために必要な経費および生計中心者の技能習得の場合に、その習得期間中の生計を維持するために必要な経費。

社会人の方への貸付については、職場から求められている場合や、これまで計画的に入学金程度の自己資金を準備してきた場合が対象。

- 〈貸付限度〉 技能習得期間によって貸付金額を設定 例) 6ヶ月以内・上限 130万円まで
 〈償還期間〉 8年以内
 〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係
 電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

生業を営むために必要な経費

障害のある方が常時就労する目的の自営業に必要な経費

※中小企業診断士との面談・アドバイスを要す

※新規創業は全体経費の 1/3 以上の自己資金が必要

- 〈貸付限度〉 460万円以内
 〈償還期間〉 9年以内 ※ただし、75歳までに償還完了が可能であること
 〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係
 電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

住居の移転等に必要な経費

住居の移転に際し必要な賃貸契約の更新に伴う経費

※障害による療養などのために、現在の住居に住み続けられないなどの条件あり

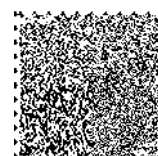
- 〈貸付限度〉 50万円以内
 〈償還期間〉 3年以内
 〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係
 電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

就職の支度に必要な経費

就職に際し必要な経費

※就職が内定しており、内定後から初任給がでるまでの期間に就職に直接必要な最低限のもの

- 〈貸付限度〉 50万円以内
 〈償還期間〉 3年以内
 〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係
 電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354



住宅増改築補修等に必要な経費

住宅の増築、改修、保全にかかる経費

※今、改修・整備する必要性があることが条件

〈貸付限度〉 250万円以内

〈償還期間〉 7年以内

〈問合せ〉西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

福祉用具等の購入に必要な経費

4.

機能回復訓練器具および日常生活の便宜を図るための福祉用具を購入するために必要な経費

〈貸付限度〉 170万円以内

〈償還期間〉 8年以内

〈問合せ〉西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354

障害者自動車の購入に必要な経費

障害のある方が自ら運転する自動車、または同居の生計同一者が障害者の日常生活（通勤・通院・通学など）の便宜を図るために自動車を購入するのに必要な経費

買い替え ①走行距離5万キロ以上かつ5年以上使用、②継続使用が困難な破損状態のいずれかに該当する

中古車 ①走行距離5万キロ以内、②新車登録から5年以内の要件を満たすこと

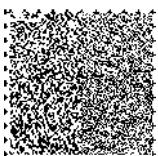
※駐車場が確保でき、車検費用などの維持経費が負担できることが条件

〈貸付限度〉 250万円以内

〈償還期間〉 8年以内

〈問合せ〉西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354



障害者サービス等を受けるために必要な経費

障害者総合支援法の対象となる障害福祉サービスもしくは自立支援医療を受けるため、または補装具を購入・修理するために必要な経費、および生計中心者である方が、障害福祉サービスなど受給期間中に生計を維持するために必要な経費

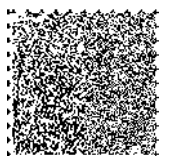
※当該必要な経費を負担することが困難であると認められる期間が1年以内であることが条件

〈貸付限度〉 170万円以内

〈償還期間〉 5年以内

〈問合せ〉 西東京市社会福祉協議会サービス提供係

電話 (042) 497-5071 FAX (042) 497-5354



5. 手当・年金

手当

障害児福祉手当（国の制度） **身** **知** **精**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

20歳未満の方で、身体または精神に著しい重度の障害があり、日常生活において常に介護を必要とする状態にある方（おおむね、身体障害者手帳1・2級程度、愛の手帳1・2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方。）

※障害者手帳を取得していなくても申請することはできます。

※受給するには、所定の診断書による審査で認定を受ける必要があります。

〈支給金額〉

月額 16,100円

※手当額については、国基準により改定されることがあります。

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 本人または配偶者・扶養義務者の所得が所得制限基準額を超えているとき（申請することはできますが、支給停止となります。）
- (2) 施設に入所しているとき（※）
- (3) 障害を支給理由とする公的年金を受給しているとき

※施設とは、障害児入所施設、乳児院、児童養護施設、救護施設、のぞみの園などです。母子生活支援施設、児童自立支援施設、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

特別障害者手当（国の制度） **身** **知** **精**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

20歳以上の方で、身体または精神に著しい重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする方（おおむね、身体障害者手帳1・2級程度および愛の手帳1・2度程度の方。あるいは、これらと同等の疾病、精神障害の方。）

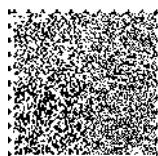
※障害者手帳を取得していなくても申請することはできます。

※受給するには、所定の診断書による審査で認定を受ける必要があります。

〈支給金額〉

月額 29,590円

※手当額については、国基準により改定されることがあります。



〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 本人または配偶者・扶養義務者の所得が所得制限基準額を超えているとき（申請することはできますが、支給停止となります。）
- (2) 施設に入所しているとき（※）
- (3) 病院または診療所、介護老人保健施設に3か月を超えて入院、入所しているとき
- (4) 原爆介護手当受給者（併給調整があります。）

※施設とは、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。

有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

重度心身障害者手当（都の制度）

身 知 精

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

次のいずれかの障害のある方

- (1) 重度の知的障害で、常時複雑な配慮を必要とする著しい精神症状を有する方
- (2) 重度の知的障害と1・2級程度の身体障害を重複している方
- (3) 重度の肢体不自由であって両上肢および両下肢の機能が失われ、かつ、座っていることが困難な程度以上の身体障害を有する方
・申請後、東京都心身障害者福祉センターにおいて障害の判定が行われます。

〈支給金額〉

月額 60,000円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

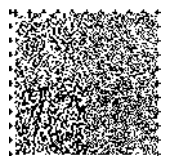
- (1) 65歳以上の方（新規）
- (2) 本人（20歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (3) 施設に入所しているとき（※）
- (4) 病院または診療所等に3か月を超えて入院しているとき

※施設とは、障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。

母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



心身障害者福祉手当（都の制度） **身** **知**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

20歳以上の方で、次のいずれかの障害を有する方

- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 愛の手帳1～3度
- (3) 脳性まひ・進行性筋萎縮症

〈支給金額〉

月額 15,500円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 65歳以上で新規に対象級になったとき
- (2) 本人の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (3) 施設に入所しているとき（※）
- (4) 児童育成手当（障害手当）を受給しているとき
- (5) 申請するときの年齢が65歳以上であるとき（都外から転入した場合など、対象になる場合があります。）

※施設とは障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。
有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

心身障害者福祉手当（市の制度） **身** **知**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

次のいずれかの障害を有する方

- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 愛の手帳1～3度
- (3) 脳性まひ・進行性筋萎縮症
- (4) 身体障害者手帳3・4級
- (5) 愛の手帳4度

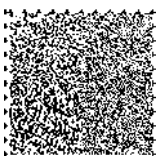
〈支給金額〉

- (1)～(3) 月額 6,500円
- (4)・(5) 月額 5,500円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 都制度心身障害福祉手当を受給しているとき



- (2) 65歳以上で新規に対象級になったとき（ただし65歳未満で支給対象者（4）、（5）に該当していた方が、65歳以上で支給対象者（1）～（3）の要件に該当した場合を除く）
- (3) 本人（20歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (4) 施設に入所しているとき（※）
- (5) 申請するときの年齢が65歳以上であるとき（都外から転入した場合など、対象になる場合があります。）

※施設とは障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。
母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

難病者福祉手当（市の制度） **難**

担当窓口 障害福祉課

〈支給対象者〉

次のいずれかに該当する方

- (1) 東京都難病等医療費助成制度による特定医療費受給者証またはマル都医療券（※）をお持ちで、治療を継続中の方
- (2) 點頭てんかんにり患している方

※特定医療費受給者証またはマル都医療券の対象となる疾病について

- ・難病（国疾病・都疾病）
- ・スモン、プリオン病
- ・劇症肝炎、重症急性膵炎
- ・人工透析を必要とする腎不全
- ・先天性血液凝固因子欠乏症等

〈支給金額〉

月額 5,500円

〈支給制限〉

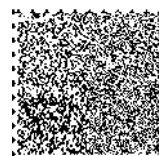
次のいずれかに該当する場合は支給されません。

- (1) 本人（20歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき
- (2) 施設に入所しているとき（※）
- (3) 心身障害者福祉手当を受給しているとき
- (4) 生活保護を受給しているとき

※施設とは障害児入所施設、障害者支援施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。
母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



児童扶養手当（国の制度）

身

知

精

担当窓口 子ども若者応援課

〈支給対象者〉

父または母が重度の障害のある方（障害基礎年金1級程度）で18歳に達した日の属する年度末以前（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害のあるお子さんは20歳未満）の児童を養育している父または母もしくは養育者

〈支給金額〉

全部支給

児童1人 46,690円

2人 57,720円

3人 68,750円

一部支給（所得に応じて決定）

1人 46,680円～11,010円

2人 57,700円～16,530円

3人 68,720円～22,050円

5.

手当・年金

※第4子以降は児童1人につき11,030円～5,520円のうち、所得に応じた額が加算されます。

※令和7年4月改定

〈支給制限〉

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 児童が施設などに入所している
- (2) 父または母もしくは養育者およびその配偶者・扶養義務者の所得が基準額以上である
- (3) 公的年金給付金などの月額が手当額以上である

〈問合せ〉 田無第二庁舎 子ども若者応援課手当助成係

直通電話 (042) 460-9840

児童育成手当（育成手当）（都の制度）

身

知

精

担当窓口 子ども若者応援課

〈支給対象者〉

父または母が、重度障害の状態（身体障害者手帳おおむね1、2級程度）である場合で、18歳に達した日の属する年度の末日以前の児童を扶養している保護者

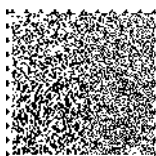
〈支給金額〉

月額 13,500円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 申請者または配偶者の前年の所得が基準額以上である
- (2) 児童が施設に入所している



〈問合せ〉 田無第二庁舎 子ども若者応援課手当助成係

直通電話 (042) 460-9840

児童育成手当（障害手当）（都の制度）

身

知

精

担当窓口 子ども若者応援課

〈支給対象者〉

次のいずれかの障害がある 20 歳未満の児童を扶養している保護者

- (1) 愛の手帳 1～3 度程度
- (2) 身体障害者手帳 1、2 級程度
- (3) 脳性まひ
- (4) 進行性筋萎縮症

〈支給金額〉

月額 15,500 円

〈支給制限〉

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 申請者または配偶者の前年の所得が基準額以上である
- (2) 児童が施設に入所している

〈問合せ〉 田無第二庁舎 子ども若者応援課手当助成係

直通電話 (042) 460-9840

5.

手
当
・
年
金

特別児童扶養手当（国の制度）

身

知

精

担当窓口 子ども若者応援課

〈支給対象者〉

次のいずれかの障害がある 20 歳未満の児童を扶養している保護者

- (1) 1 級
 - ・身体障害者手帳おおむね 1、2 級程度
 - ・愛の手帳 1、2 度程度
- (2) 2 級
 - ・身体障害者手帳おおむね 3 級程度
 - ・愛の手帳おおむね 3 度程度（指定の診断書の提出が必要）

上記の (1)・(2) と同程度の疾病もしくは身体障害、精神障害または発達障害のある方（指定の診断書の提出が必要）

〈支給金額〉

1 級月額 56,800 円

2 級月額 37,830 円

※令和 7 年 4 月改定

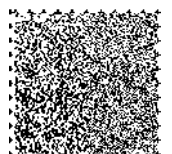
〈支給制限〉

次のいずれかに該当するときは支給されません。

- (1) 父母または養育者および扶養義務者の前年の所得が基準額以上である
- (2) 児童が施設に入所している
- (3) 児童が障害を事由とする公的年金を受けている

〈問合せ〉 田無第二庁舎 子ども若者応援課手当助成係

直通電話 (042) 460-9840



年金

障害基礎年金（国民年金）**身** **知** **精**

担当窓口 保険年金課

〈支給要件〉

((1) ~ (3) のすべての要件を満たすこと。)

- (1) 初診日（注1）において、国民年金の被保険者であること。または、国民年金の被保険者であった60歳以上65歳未満の人で、日本国内に住所を有していること。
- (2) 障害認定日（注2）の障害の程度が政令で定められている障害等級の1級、2級のいずれかに該当していること。または、障害認定日に該当しなかった人が65歳に達する日の前日までに該当するようになったこと。
- (3) 初診日の前日において保険料納付要件を満たしていること。（詳しくは、ご相談ください。）

★ 20歳前に初診日があるとき

20歳前の病気やけがにより障害が残り、20歳に達したとき（障害認定日が20歳以後の場合は、その障害認定日）に、障害等級の1級、2級のいずれかに該当していること。

※本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整（または停止）されることもあります。

〈支給額〉

（年額）

○1級 1,020,000円（月額85,000円）

○2級 816,000円（月額68,000円）

子の加算額

障害基礎年金が受けられるようになったとき、生計を維持している子（「18歳到達年度末日までの子」または「20歳未満で障害等級1級、2級に該当する障害の状態にある子」）がいる場合、次の額が加算されます。

○1人目、2人目 各234,800円

○3人目以降 各78,300円

〈問合せ〉

田無庁舎 保険年金課国民年金係

直通電話 (042) 460-9825

保谷庁舎 市民課保谷庁舎総合窓口係

直通電話 (042) 438-4020

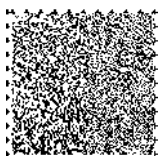
※相談・手続きについては、事前の電話予約が必要です。

※支給額は令和6年度の金額です。

※身体障害者手帳など（以下「手帳など」という。）の等級とは基準が違います。例えば手帳などが3級でも国民年金などでは2級と認定され、年金がもらえる場合があります。反対に手帳などが1級でも国民年金などでは不該当となる場合があります。

（注1）障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

（注2）初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した日



〈支給要件〉

- (1) 平成3年3月以前に国民年金に任意加入対象であった学生
(注) 夜間部、定時制、通信制などを除きます。
- (2) 昭和61年3月以前に国民年金の任意加入対象であった、厚生年金などに加入していた人の配偶者
○上記の(1)または(2)に該当し、国民年金に任意加入していなかった期間内に初診日(注1)があり、かつ、65歳に達する日の前日までに障害基礎年金1級、2級の障害に該当された方

〈支給額〉

(月額)

- 障害基礎年金の1級に該当する方 55,350円
○障害基礎年金の2級に該当する方 44,280円

〈制限〉

- ・給付金は、請求月の翌月分から支給されます。
- ・本人が他の年金を受給している場合や本人の所得によっては、支給が調整(または停止)されることもあります
- ・障害基礎年金、障害厚生年金などを受給できる方は対象になりません。
- ・経過的福祉手当(国の制度)の受給資格は喪失となります。
- ・65歳に達する日の前日までに申請する必要があります。

〈問合せ〉

田無庁舎 保険年金課国民年金係
直通電話 (042) 460-9825
保谷庁舎 市民課保谷庁舎総合窓口係
直通電話 (042) 438-4020

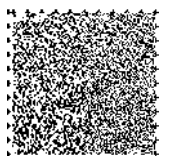
※相談・手続きについては、事前の電話予約が必要です。

※支給額は令和6年度の金額です。

※身体障害者手帳など(以下「手帳など」という。)の等級とは基準が違います。例えば手帳などが3級でも国民年金などでは2級と認定され、年金がもらえる場合があります。反対に手帳などが1級でも国民年金などでは不該当となる場合があります。

(注1) 障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

(注2) 初診日から1年6ヶ月を経過した日、または1年6ヶ月以内に症状が固定した日



その他の障害年金 **身** **知** **精**

〈支給対象者〉

厚生年金などに加入中に初診日（注1）のある傷病により、政令で定める程度の障害の状態にある方は、年金事務所、または各共済組合でご相談ください。

〈問合せ〉

◇日本年金機構 **ねんきんダイヤル**
電話 (0570) 05-1165 (ナビダイヤル)
電話 (03) 6700-1165 (一般電話)

◇日本年金機構 **武蔵野年金事務所**
電話 (0422) 56-1411 (ナビダイヤル)

◇各共済組合

※身体障害者手帳などの等級とは基準が違います。例えば身体障害者手帳などが4級でも厚生年金などでは3級と認定され、年金がもらえる場合があります。反対に身体障害者手帳などが1級でも厚生年金などでは不該当となる場合があります。

（注1）障害の原因となった病気やけがについて、初めて医師の診療を受けた日

国民年金・厚生年金の相談

国民年金や厚生年金に関する相談を行っています。

■武蔵野年金事務所 〒180-8621 東京都武蔵野市吉祥寺北町 4-12-18

電話 (0422) 56-1411 FAX (0422) 56-2449

日本年金機構ホームページ <http://www.nenkin.go.jp/>

【電話による年金相談】

■ねんきんダイヤル 電話 (0570) 05-1165 (ナビダイヤル)

電話 (03) 6700-1165 (一般電話)

心身障害者扶養共済制度 **身** **知** **精**

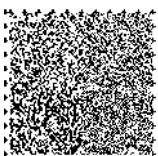
担当窓口 障害福祉課

心身障害者を扶養する保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害になった場合、残された心身障害者に終身一定額の年金が給付されます。

〈対 象〉

市内に住所を有し、次のすべてに該当する方

- (1) 心身障害者（「心身障害者の範囲」に該当する方）の保護者である方
 - (2) 4月1日現在の年齢が65歳未満である方
 - (3) 特別な疾病や障害がなく、生命保険契約の対象となる健康状態である方
- ※心身障害者本人の所得の制限があります。



【心身障害者の範囲】

- (1) 愛の手帳 1～4 度
- (2) 身体障害者手帳 1～3 級
- (3) 精神または身体に永続的な障害があり、その程度が上記 (1) または (2) と同程度と認められる方 (精神疾患、脳性まひ、進行性筋委縮症、自閉症、血友病など)

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

その他

産科医療補償制度 **身**

お産に関連して重度脳性まひとなり、所定の要件を満たした場合に、お子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するとともに、脳性まひ発症の原因分析を行い、同じような事例の再発防止に役立つ情報を提供することなどにより、産科医療の質の向上などを図ることを目的とした制度です。

	補償の対象 (①～③の基準をすべて満たす場合、補償対象となります)	補償内容
	2015年1月1日から2021年12月31日までに出生したお子様の場合	2022年1月1日以降に出生したお子様の場合
①	在胎週数が32週以上で出生体重が1,400g以上または在胎週数が28週以上で所定の要件を満たすこと	在胎週数が28週以上であること
②	先天性や新生児期の要因によらない脳性まひであること	
③	身体障害者障害程度等級1または2級相当の脳性まひであること	
		総額 3,000万円

※補償申請期間は、お子様の満1歳の誕生日から満5歳の誕生日までです。

※詳細は以下窓口にご照会いただくか、もしくは産科医療補償制度ホームページ (<http://www.sanka-hp.jcqhc.or.jp/>) をご参照ください。

〈問合せ〉 公益財団法人日本医療機能評価機構

産科医療補償制度専用コールセンター

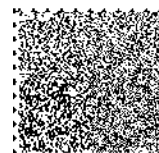
電話 (0120) 330-637

受付時間 午前9時～午後5時

(土日祝日・年末年始を除く)

5.

手当・年金



6. 医療

保険・助成・給付

心身障害者医療費助成（マル障）**身** **知** **精**

担当窓口 障害福祉課

医療費のうち、健康保険の自己負担の一部を助成する制度です。申請により「心身障害者医療費助成受給者証」（マル障）を発行します。

〈対象〉

次の要件を満たしている方

- (1) 身体障害者手帳 1・2 級（内部障害者については 1～3 級）の方
- (2) 愛の手帳 1・2 度の方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳 1 級の方

〈制限〉

次の方は対象外となります。

- (1) 本人（20 歳未満の者にあつては、国民健康保険法による世帯主または社会保険による被保険者）の所得が所得制限基準額を超える方
- (2) 医療保険未加入の方
- (3) 生活保護を受けている方
- (4) 公費により医療費が支給される施設に入所している方
- (5) 65 歳以上になってから手帳を取得された方
- (6) 申請するときの年齢が 65 歳以上である方（都外からの転入者など、対象になる場合があります。）
- (7) 後期高齢者医療の被保険者で住民税が課税されている方

〈助成範囲〉

医療保険の自己負担額から一部負担金（医療保険対象総医療費の 1 割）を控除した額（ただし、住民税非課税の方は一部負担金はありません。）を助成します。

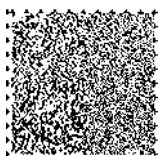
※食事療養標準負担額および生活療養標準負担額を除く

受診の際に、保険を扱う医療機関で保険証とマル障受給証を提示してください。ただし、都外の医療機関で診療を受ける場合や、マル障を取り扱わない医療機関などで診療を受ける場合や、都外国保・都外後期高齢者医療の加入者は、マル障受給者証を使用できないので、医療保険の自己負担分を医療機関などの窓口でお支払いいただいたうえで領収書を受け取った後、障害福祉課へご申請ください。

なお、医療保険で現物給付対象となるものについては、医療機関などの窓口でお支払いの後、障害福祉課へご申請ください。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



〈対 象〉

医療保険の加入者で次のいずれかに該当する 65 歳以上 75 歳未満の方

(1) 身体障害者手帳 1～3 級と 4 級の一部

4 級の一部は次のとおりです。

下肢障害 4 級 1 号

下肢障害 4 級 3 号

下肢障害 4 級 4 号

音声・言語機能障害

(2) 東京都愛の手帳 1・2 度

(3) 障害年金 1・2 級

(4) 精神障害者保健福祉手帳 1・2 級

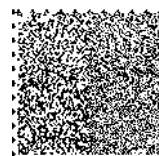
〈給付内容等〉

医療機関などにかかるときは、東京都後期高齢者医療広域連合が交付した資格確認書を提示し、かかった医療費のうち、自己負担金を本人が支払います。

- ・自己負担金の割合は、所得に応じ 1～3 割
- ・自己負担金（月額）の上限制度あり

〈問合せ〉 田無庁舎 保険年金課後期高齢者医療係

直通電話 (042) 460-9823



〈対象〉

精神疾患のため、継続的な通院を必要とする方。

〈助成内容〉

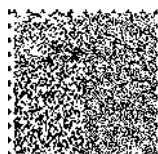
自己負担は医療費（デイケア・訪問看護を含む）や調剤費の原則1割ですが、利用者本人の収入や世帯の所得・疾患などに応じて月額自己負担上限額（下表参照）が設定されます。

所得区分	所得の条件	負担上限月額
生活保護	生活保護世帯または支援給付世帯	0円
低所得1	区市町村民税非課税世帯で本人収入80万9千円以下の方（公的年金収入等含む）	2,500円
低所得2	区市町村民税非課税世帯で本人収入80万9千円超える方（公的年金収入等含む）	5,000円
中間所得層1	高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方で区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円未満の世帯	5,000円
中間所得層2	高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方で区市町村民税（所得割）額が合計3万3千円～23万5千円未満の世帯	10,000円
一定所得以上	高額治療継続者（重度かつ継続）に該当する方で区市町村民税（所得割）額が合計23万5千円以上の世帯（経過的特例、下記参照）	20,000円

- ・非課税世帯（低所得1または低所得2）に該当する方には、自己負担額を助成する制度があります。
- ・中間所得層で「重度かつ継続」に非該当の方は、負担上限月額がなく、医療費の1割が自己負担になります。
- ・一定所得以上で「重度かつ継続」に非該当の方は、この制度を受けられません。
- ・一定所得以上で「重度かつ継続」に該当する方は、経過措置として令和9年3月31日までは公費負担医療の対象となります。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



自立支援医療（更生医療）**身**

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

18歳以上の身体障害者手帳をお持ちの方で、東京都心身障害者福祉センターの判定により医療の給付が必要と認められた方

（じん臓・小腸・免疫機能障害に関する医療については、指定医の記入した要否意見書で区市町村が決定します。）

〈制限〉

一定以上の所得がある場合、対象とならない場合があります。

〈助成内容〉

医療費の自己負担が、原則1割になります。また、「世帯」の所得や疾病などに応じて、自己負担上限月額が設定されます。

※入院時の食事療養・生活療養に係る標準負担額は自己負担です。障害者手帳に記載されている障害についてのみ医療給付が認められます。

〈助成の範囲〉

- (1) 診療、看護、移送
- (2) 薬剤または治療材料の支給
- (3) 医学的処置、手術、その他の治療および施術
- (4) 病院または診療所への入院

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

自立支援医療（育成医療）**身**

担当窓口 健康課

〈対象〉

18歳未満の児童で、以下の疾病が手術などの治療によって改善が見込まれ、世帯の住民税額（所得割）が23万5千円未満である方（ただし「重度かつ継続」の障害に該当する場合は、世帯の住民税額（所得割）が23万5千円以上でも対象となります。）

〔(1) 肢体不自由 (2) 視覚障害 (3) 聴覚・平衡機能障害 (4) 音声・言語・そしゃく機能障害 (5) 心臓機能障害 (6) 腎臓機能障害 (7) 小腸機能障害 (8) 肝臓機能障害 (9) その他の内臓障害 (10) 免疫機能障害〕

〈給付内容等〉

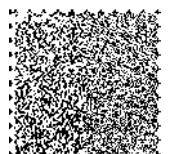
指定医療機関においてかかる手術などの治療費の一部が助成されます。

〈制限〉

所得により対象とならない場合や所得に応じた一部自己負担があります。

〈問合せ〉 保谷庁舎 健康課事業調整係

直通電話 (042) 438-4021



難病医療費等助成制度 **難**

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

国または都の指定する難病に罹患しており、次の（1）または（2）のいずれかに該当する方

（1）その症状が厚生労働大臣または知事が定める程度の方

（2）（1）に該当しないが、当該疾病の治療に要した医療費が一定期間に一定額以上生じている方

〈助成内容等〉

医療費の自己負担（外来・入院）が原則 2 割になり、月額自己負担上限額（利用者本人や世帯の所得に応じて）が設定されます。

※入院時の食事療養・生活療養標準負担額は自己負担になります。

・申請には所定の診断書などが必要です。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

6.

医療

特殊医療費等助成制度 **難**

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

都内在住で、人工透析を必要とする腎不全の方または先天性血液凝固因子欠乏症などの方

〈制 限〉

生活保護を受けている方は対象外です。

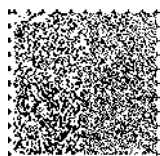
〈助成内容等〉

人工透析を必要とする腎不全の方は、医療保険による特定疾病療養受療証が適用された後の患者自己負担額のうち、1 医療機関などにつき、人工透析に係る診療（入院・外来ごと）・調剤費ごとに月額 1 万円を限度に助成します。

先天性血液凝固因子欠乏症などの方は、医療保険などを適用された後の患者自己負担のうち、対象疾病に係る診療・調剤費を全額助成します。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度 **難**

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

都内に住所があり、B型・C型肝炎のインターフェロン治療・C型肝炎インターフェロンフリー治療、またはB型肝炎核酸アナログ製剤治療が必要と診断された方

〈制限〉

生活保護を受けている方は対象外です。

〈助成内容等〉

インターフェロン治療・インターフェロンフリー治療、核酸アナログ製剤治療にかかる保険診療の患者負担の合計額から患者一部負担（なし・1万円・2万円）を除いた額を助成します。負担額は世帯の所得によって決まります。

※入院時の食事療養・生活療養標準負担額は、自己負担になります。

・申請には所定の診断書などが必要です。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

6.

医療

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度

担当窓口 障害福祉課

〈対象〉

都内に住所があり、次の(1)～(4)のすべてに該当する方

- (1) B型・C型肝炎ウイルスが原因の肝がん・重度肝硬変と診断され、入院または通院治療を受けている方
- (2) 世帯収入が概ね370万円未満の方
- (3) 申請月の前の23か月以内に高額療養費算定基準額を超えた月が1か月以上ある方
- (4) 肝がん・重度肝硬変の治療の研究への協力を同意している方

〈制限〉

生活保護を受けている方は対象外です。

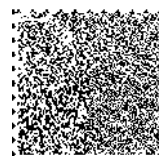
〈助成内容等〉

入院・通院時自己負担額が高額療養費の算定基準額を超えた月が過去24か月以内に2か月以上あるとき、一部負担額を除いた額を助成します。

所得に応じて自己負担（なし・1万円の2区分）があります。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



〈対象〉

都内に住民登録があり、精神疾患のため精神科病床で入院治療を必要とする18歳未満の方（ただし、継続入院の場合には満20歳になる誕生月の末日まで延長が可能です。）

〈助成範囲〉

健康保険が適用される入院医療費について、高額療養費の支給を受けた上での自己負担額のうち食事療養標準負担額を除いた額を助成します。

自費扱いとなる費用（差額ベット代など）は対象外です。

※申請には所定の診断書などが必要です。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

小児慢性特定疾病の医療費助成

担当窓口 子ども家庭課

6.

医療

〈対象〉

18歳未満の児童で、小児慢性特定疾病支援事業の対象疾病にかかっており、病状が認定基準を満たす方（ただし、18歳未満で認定を受け、引き続き有効な医療券を交付されている方に限り満20歳未満まで延長可能です。）

(1) 悪性新生物 (2) 慢性腎疾患 (3) 慢性呼吸器疾患 (4) 慢性心疾患 (5) 内分泌疾患 (6) 膠原病 (7) 糖尿病 (8) 先天性代謝異常 (9) 血液疾患 (10) 免疫疾患 (11) 神経・筋疾患 (12) 慢性消化器疾患 (13) 染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群 (14) 皮膚疾患群 (15) 骨系統疾患 (16) 脈管系疾患

〈給付内容等〉

対象疾病にかかる治療費（保険適用分）の一部が助成されます。

〈制限〉

所得に応じた一部自己負担があります。

〈問合せ〉

○制度に関する問合せ

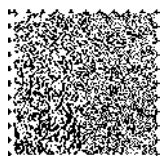
東京都子供・子育て支援部家庭支援課母子医療助成担当

電話 (03) 5320-4375

○申請に関する問合せ

保谷庁舎 子ども家庭課事業庶務係

直通電話 (042) 439-3511



ひとり親家庭等医療費助成制度（都の制度）

身 知 精

担当窓口 子ども若者応援課

〈対 象〉

父または母が重度の障害者で、18歳に達した日の属する年度末以前（身体障害者手帳1～3級、愛の手帳1～3度程度の障害のあるお子さんは20歳未満）の児童とその児童を養育している保護者

〈助成内容等〉

医療保険の自己負担額から一部負担金（医療保険対象総医療費の1割）および食事療養標準負担額または生活療養標準負担額を控除した額（ただし住民税非課税世帯の方の一部負担金はありません）を助成

〈制 限〉

次の方は対象外となります。

- ・医療保険未加入の方
- ・申請者または配偶者・扶養義務者の所得（養育費含む）が制限額以上の方
- ・生活保護を受けている方
- ・医療費の自己負担分のない施設に入所している方
- ・マル障、マル乳、マル子、マル青対象の方
- ・児童福祉法に規定する小規模住居型児童養育事業を行う者または里親に委託されている児童

〈問合せ〉 田無第二庁舎 子ども若者応援課手当助成係
直通電話 (042) 460-9840

診療など

障害のある方の歯科医療機関

身 知 精 難

公益社団法人西東京市歯科医師会

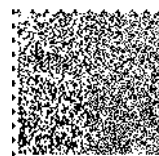
西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター内

電話 (042) 466-2033 FAX (042) 463-6621

〈内容等〉

市内にお住まいの方で、何らかの障害によって、ご自分でかかりつけ歯科医院を探すことが困難な方、かかりつけ歯科医がいなくて困っている方に対して、訪問歯科診療、訪問歯科健診、専門医療機関の紹介などを行っています。

まずは、電話・FAXでご相談ください。



東京都立心身障害者口腔保健センター

新宿区神楽河岸 1-1 セントラルプラザ9F

電話 (03) 3267-6480 FAX (03) 3269-1213

ホームページ <https://tokyo-ohc.org/>

〈内容等〉

一般の歯科診療機関では治療が困難な心身障害のある方に対して、歯科診療・予防・相談・食べる機能や話す機能訓練を行っています。(要予約)

月～金曜日 午前9時～12時 午後1時～4時30分

土曜日(治療のみ) 午前9時～12時

その他

都立病院、都立療育センター(北・多摩・東大和)、国立国際医療研究センター(新宿区戸山1-21-1)、各区市町村が運営する口腔保健センターや歯科診療所でも障害者の方を対象とした歯科診療を提供しています。

公立昭和病院でも実施しています。

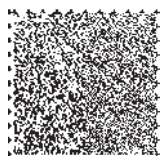
公立昭和病院

小平市花小金井 8-1-1

電話 (042) 461-0052 FAX (042) 464-7912

6.

医療



7. 社会参加

交通

JR 線の割引 **身** **知** **精**

JR 以外の民営鉄道も JR に準じた割引を実施しています。

〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 愛の手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) (1) ~ (3) の手帳をお持ちの方の介護者

区分	乗車券の種類	割引率	取扱区間
第1種手帳をお持ちの方が介護者と一緒に乗車する場合	普通乗車券 定期乗車券 回数乗車券 普通急行券	5割引 (介護者1名も同率)	全線
第1種手帳をお持ちの方および第2種手帳をお持ちの方が単独で乗車する場合	普通乗車券	5割引	片道100kmを超える区間 (他鉄道会社線とまたがる場合を含む) ※ JR線以外の民営鉄道については取扱区間が各社異なります。
12歳未満の第2種手帳をお持ちの方が介護者と一緒に乗車する場合	定期乗車券	5割引 (介護者1名のみ)	全線 * 小児定期乗車券(12歳未満)に対する旅客運賃の割引はありません)

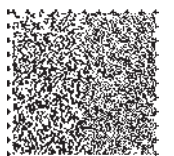
1) グリーン車は除かれます。
2) 12歳未満の障害のあるお子さんについては、小児運賃の5割引となります。

〈利用方法〉

自動券売機などで所要区間の小児乗車券を購入し、乗車改札の際、乗車券とあわせて手帳を提示するか、または、手帳を発売窓口で提示し、行先・乗車券の種類などを口頭またはメモの提示により購入を申し込んでください。
なお、乗車中は必ず手帳を携帯してください。

〈問合せ〉

鉄道会社により若干内容が異なりますので、詳細は直接各社にお問い合わせください。



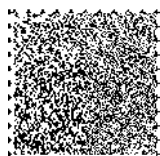
都営電車、都営バス、都営地下鉄

〈対 象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 愛の手帳（東京都療育手帳）をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) (1)～(3)の手帳をお持ちの方の介護者
- (5) 戦傷病者手帳をお持ちの方
- (6) 被爆者健康手帳をお持ちの方で厚生労働大臣の認定書、医療特別手当証書、特別手当証書、健康管理手当証書のいずれかの書類をお持ちの方

無料・割引の内容		窓口・手続
都バス、都電、日暮里・舎人ライナー		
本人	無料乗車券・都営交通乗車証提示で無料 *身体障害者手帳・愛の手帳 精神障害者保健福祉手帳の提示で半額 *都バスの定期券は3割引	無料乗車券・都営交通乗車証（紙券）は障害福祉課で申請を（手帳持参） *シルバーパスをお持ちの方は対象外 *定期券について詳細は窓口でお尋ねください。
介護者	身体障害者手帳・愛の手帳 （都バスのみ）精神障害者保健福祉手帳の提示で半額 *都バスの定期券は3割引	
都営地下鉄		
本人	無料乗車券・都営交通乗車証提示で無料 *愛の手帳のみ提示は半額、介護者同伴時第1種身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳提示のみは半額	都営交通お客様センター 電話 03-3816-5700 FAX 03-3812-7640 都営交通乗車証については東京都福祉局障害者施策推進部精神保健医療課 電話 03-5320-4464
介護者	身体障害者手帳の場合 *第1種身体障害者手帳および定期券を使用する12歳未満の第2種身体障害者手帳提示で半額 愛の手帳の場合 愛の手帳提示で半額（第1種・第2種とも） 精神障害者保健福祉手帳の場合 精神障害者保健福祉手帳提示で半額（第1種のみ）	

都営交通無料乗車券（磁気券）と都営交通乗車証（紙券・磁気券）をICカード式（PASMO）に変更することができます。ICカード式（PASMO）への変更は、都営地下鉄、日暮里・舎人ライナーの定期券発売所で行うことができます。



（東京都内の停留所相互間）

西武バス、関東バス、東急バス、京王バス、東武バス、京成バス、立川バス、西東京バス、小田急バス、国際興業バス、京急急行バス、神奈川中央交通バスなど

※シルバーパスをお持ちの場合、割引が適用にならない場合があります。詳しくはバス会社にご確認ください。

〈対象者及び利用方法等〉

対象者	利用方法	手続き
身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方	本人が乗車時に手帳を提示で5割引	販売窓口での手続きは不要です。
6歳以上の愛の手帳、6歳以上の第1種身体障害者手帳（第2種身体障害者手帳は対象外）をお持ちの方と同乗する介護人1名	あらかじめ手続きをして交付された「（介護人付）民営バス乗車割引証」を乗車時に提示で5割引	手帳を持って下記窓口でお手続きください。 ○身体障害者手帳をお持ちの方 →市の障害福祉課 ○愛の手帳をお持ちの方 （18歳未満） 東京都小平児童相談所 電話（042）467-3711
定期券を購入する場合 身体障害者手帳、愛の手帳をお持ちの方 *小児定期券の割引はありません。	あらかじめ手続きをして交付された「定期券割引購入申込書」を購入時に提示で3割引	（18歳以上） 東京都心身障害者福祉センター 電話（03）3235-2961 東京都心身障害者福祉センター多摩支所 電話（042）573-3311

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話（042）420-2806



対象者 ① (利用者本人)

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方、介助を必要とする車いす利用者

〈割引の内容〉

利用方法 手帳もしくは、スマートフォンアプリ「ミライロ ID」の写真のページを乗車時に提示
割引後運賃 100 円

対象者 ② (介助者)

車いす利用者の介助者、民営バス乗車割引証または精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方の介助者

〈割引の内容〉

割引後運賃 介助者 1 名まで 100 円

〈問合せ〉○ **第 1・2・3 ルート**

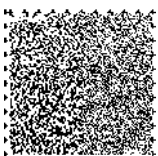
西武バス株式会社滝山営業所 電話 (042) 474-2525

○ **第 4 北・南ルート**

関東バス株式会社武蔵野営業所 電話 (0422) 51-2191

○ **東分庁舎 交通課**

直通電話 (042) 439-4435



旅客船・フェリーの割引 **身** **知** **精**

障害のある方およびその介護者が、旅客船、フェリーを利用する場合、運賃が割引になる場合があります。

〈対象〉

次のいずれかの手帳をお持ちの方およびその介護者

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 愛の手帳
- (3) 精神障害者保健福祉手帳

〈問合せ〉

対象となる障害の種別、割引率、乗船券の購入方法などは、航路や運航会社によって異なりますので、旅客船等の各会社にあらかじめお問い合わせください。

国内航空券の割引 **身** **知** **精**

国内航空を利用する場合、運賃が割引になる場合があります。

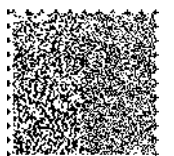
〈対象〉

次のいずれかの手帳をお持ちの方およびその介護者

- (1) 身体障害者手帳
- (2) 愛の手帳
- (3) 戦傷病者手帳
- (4) 精神障害者保健福祉手帳

〈問合せ〉

対象となる障害の種別、割引率、国内航空券の購入方法などは航空会社によって異なりますので、各航空会社にあらかじめお問い合わせください。



〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方が自動車を運転する場合
- (2) 第1種身体障害者手帳または第1種愛の手帳をお持ちの方のために、介護人が自動車を運転する場合

〈割引の内容等〉

割引率	5割引
対象区間	道路整備特別措置法に基づく有料道路
割引有効期限	申請した日から、その後の対象障害者の2回目の誕生日まで（更新申請は2年ごと）

〈対象となる自動車〉

本人または本人と生計を一にする方が所有するもの、介護者が運転する場合で生計を一にする方が所有していない場合は、日常的に介護している方が所有するもの

※親族や知人などが所有するもの、レンタカー、車検・修理時の代車、タクシー（要介護者のみ）、福祉有償運送車両（要介護者のみ）などが新たに対象となります。

*事前に登録できる自動車は、障害者1人につき1台まで

*タクシー、福祉有償運送車両、レンタカー、代車なども割引の対象になります。なお、タクシー、福祉有償運送車両でのご利用がいただけるのは、第1種の手帳をお持ちの方になります。

*営業用の自動車を除く

*ETC方式による利用も可能

*法人名義の車は不可（ローン、リースを除く）

*ETCカードの名義は障害者本人に限る（未成年の場合は保護者）

※成人年齢は18歳

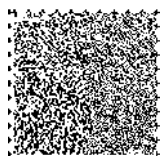
手続きには、手帳、車検証、運転免許証またはマイナ免許証（※1）、自動車検査記録事項（電子車検証の方のみ）が必要

ETC方式の場合、障害者本人名義のETCカード、ETC車載器セットアップ証明書も必要

（※1）マイナ免許証の場合は、マイナポータルまたは「マイナ免許証読み取りアプリ」で読み取りの上、顔写真が表示されている免許証の画面を提示してください。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



自動車燃料費の助成（市の制度） **身** **知**

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳1～4級で、自ら自動車もしくは二輪車を運転している方
- (2) 身体障害者手帳1～3級・愛の手帳1～3度・脳性まひのある方
・進行性筋萎縮症の方のために自動車を運転する同居家族のいる方

〈助成内容等〉

心身障害のある方が使用した自動車燃料費の実費の一部を助成します。

- (1) 自動車 月額 3,000円相当を上限
- (2) 二輪車 月額 1,500円相当を上限

※本人または同居する家族の所有する自家用車が助成対象となります。

〈制 限〉

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 施設に入所している方（※）
- (2) タクシー料金助成を受けている方
- (3) 本人（20歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき

※施設とは障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。

母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

タクシー運賃の割引 **身** **知** **精**

乗車時に、障害者手帳の写真貼付ページを提示して、本人確認を受けてください。

〈対 象〉

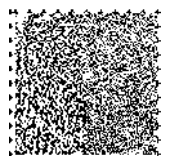
身体障害者手帳、愛の手帳、また、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方も、一部のタクシーを除き運賃が1割引となりますので、ご利用の際にお確かめください。

〈割引の内容〉

1割引（割引後10円未満に端数が生じた場合切捨）

〈問合せ〉 東京ハイヤー・タクシー協会

電話 (03) 3264-8080



タクシー料金の助成（市の制度）

身 知

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

市内に住所を有し、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害者手帳 1～3級
- (2) 愛の手帳 1～3度

〈助成内容等〉

市と契約しているタクシー業者、NPO 法人などで利用できるタクシー利用券を交付します。
月額 3,000 円相当分

〈制 限〉

次のいずれかに該当する場合は対象となりません。

- (1) 施設に入所している方（※）
 - (2) 自動車燃料費助成を受けている方
 - (3) 本人（20 歳未満の場合、扶養義務者）の所得が所得制限基準額を超えているとき
- ※施設とは障害者支援施設、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特別養護老人ホーム、救護施設、のぞみの園などです。
母子生活支援施設、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅、グループホームなどは含みません。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

7.

社会参加

自動車

自動車運転教習費用の補助

身 知

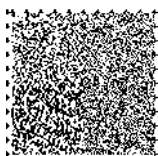
担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

運転免許適性試験に合格した

- (1) 身体障害者手帳 1～3級の方
- (2) 内部障害 4 級の方
- (3) 下肢または体幹機能障害 4・5 級の方
- (4) 愛の手帳 1～4 度の方

※いずれの方も市内に引き続き 3 か月以上住所を有すること



〈給付の内容等〉

- 運転免許を取得するための費用（自動車運転教習所などの入所料、技能及び学科教習料、教材費）の一部を補助します。補助金額は、所得税額によって異なります。（下表参照）
- 排気量などの限定解除の場合、20,600 円まで補助します。（排気量の限定および身体障害により付けられた免許の条件（限定条件）が対象となります。）

※教習所に通う前に申請が必要です。

※申請は先着順です。予算がなくなり次第申請の受付を終了する場合があります。

所得税額	補助限度額
0 円	164,800 円
1 ～ 42,000 円	144,200 円
42,001 ～ 400,000 円	123,600 円

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

自動車改造費の助成 **身**

担当窓口 障害福祉課

〈対 象〉

18 歳以上の方で、次のいずれにも該当する方

- (1) 身体障害者手帳（上肢・下肢・体幹）1・2 級の方
- (2) 自らが所有し運転する自動車の一部を改造する必要がある方

〈給付の内容等〉

操行装置および駆動装置の改造に要する費用を一部補助します。

133,900 円まで補助

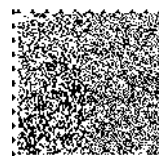
*自動車改造を行う前に申請が必要です。

〈制 限〉

本人または扶養義務者の所得が、所得制限基準額を超えているとき

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806



駐車禁止規制の除外 **身** **知** **精**

公安委員会による駐車禁止規制が行われている道路に駐車する場合、駐車禁止の対象から除外されます。駐車に際しては、東京都公安委員会が発行し警察署で交付した「駐車禁止等除外標章」および「運転者の連絡先または用務先を記載した書面」を車の前面窓ガラスの見やすい箇所に掲示する必要があります。

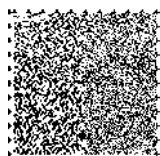
なお、次のような駐車はできません。

- (1) 駐停車禁止場所の駐車 (2) 法定駐車禁止場所の駐車
 (3) 駐車方法に従わない駐車 (4) 車庫代わりの駐車・長時間駐車

〈対 象〉都内に住所を有し、以下の障害の区分・級別に該当する手帳の交付を受けている方

手帳の種別	障害の区分	障害の級別	
身体障害者手帳	視覚障害	1～3級までの各級または4級の1	
	聴覚障害	2級または3級	
	平衡機能障害	3級	
	肢体不自由	上肢機能障害	1級、2級の1または2級の2 (両上肢に著しい障害がある方)
		下肢機能障害	1級から4級までの各級
		体幹機能障害	1級から3級までの各級
		運動機能障害	上肢機能
	移動機能		1～4級までの各級
		心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害	1級または3級
		免疫機能障害、肝臓機能障害	1～3級までの各級
	(再認定審査が指定されている方は、再認定審査が終了している方)		
戦傷病者手帳	上肢、下肢機能障害、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸機能障害、肝臓機能障害	特別項症から第3項症までの各項症	
	視覚、聴覚、平衡、体幹機能障害	特別項症から第4項症までの各項症	
愛の手帳 (療育手帳)	—	1度または2度	
精神障害者 保健福祉手帳	1級		
小児慢性特定疾病 医療受給者証	色素性乾皮症に係るもの		

※肢体不自由の欄の上肢機能障害「1級、2級の1または2級の2」に該当する方とは、両上肢に著しい障害がある方です。
 一上肢のみに障害のある方は対象となりません。



〈申請窓口〉

都内いずれかの警察署（交通課）で申請してください。

〈受付時間〉

月～金曜日の午前8時30分～午後4時30分（土曜日、日曜日、休日、年末年始の12月29日から1月3日を除く）

〈申請者〉

原則として本人が申請してください。

※ただし、申請者が未成年者、知的障害または精神障害のある方の場合は、申請者の親権者、配偶者または三親等以内の血族、姻族または東京都パートナーシップ宣言制度による証明を受けた相手方を申請代理人とすることができます。

申請代理人による申請の場合は、以下〈申請に必要な書類〉に記載の書類以外にも必要となります。

〈申請に必要な書類〉

申請の種類に応じて必要な書類が異なります。

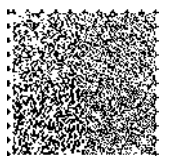
詳しくは警視庁または都内の警察署にお問い合わせください。

- (1) 申請書（警察署窓口で受領または警視庁ホームページよりダウンロード）
- (2) 身体障害者手帳、愛の手帳など
- (3) 住民票（発行日から3か月以内のもの）

※申請代理人の場合は、申請者との関係を証明できる書面（続柄が記載された住民票の写し、戸籍謄本など）、申請代理人本人の確認ができる身分証明書（運転免許証、健康保険証など）を持参してください。

〈問合せ〉警視庁駐車対策課 駐車対策第1係

電話 (03) 3581-4321



外出支援

外出を援助する自動車での移動サービス **身**

ハンディキャブ・けやき号の運行

〈対 象〉

市内に住所を有し、障害のため車いすなどを使用しなければ外出が困難な方または重度の視覚障害のある方

〈内容等〉

車いすのまま乗車できる自動車けやき号を運行し、日常生活の利便などを図ります。(無料。ただし有料道路料金などは利用者負担)

〈制 限〉

市役所田無庁舎を中心として半径30kmの範囲を運行。利用時間などの制限があります。必ず付き添い者が同乗すること。

※原則1名

〈問合せ〉

予約受付電話 (050) 5812-0678

つくば観光交通株式会社

障害福祉課 直通電話 (042) 420-2804

7.

社会参加

NPO 法人による自動車での移動サービス

〈対 象〉

外出が困難な方

〈内容等〉

利用目的などに違いがありますので、各団体に直接ご相談ください。

〈制 限〉

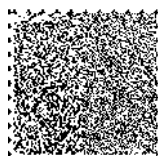
年会費や利用料金などの負担があります。団体によって異なりますので、詳細は直接各団体にお問い合わせください。

〈問合せ〉

下記、団体に直接お問い合わせください。

市内で活動している団体

NPO 法人 自立生活企画	田無町 5-6-20 第2和光ビル 202 電話 (042) 462-5999
社会福祉法人ウーノ ピックアップウーノ	住吉町 3-12-19 電話 (070) 8689-3589 https://uuno.org



盲ろう児・者への通訳・介助者の派遣、支援 **身**

〈対象〉

都内に住所を有する盲ろう児・者（視覚障害と聴覚障害を重複して持つ身体障害のある方（お子さん））

〈内容等〉

- ・盲ろう児・者のコミュニケーション手段および移動の自由を確保し、その社会参加を促進するため盲ろう児・者に対して通訳・介助者を派遣します。
- ・無料（ただし、外出に必要な交通費は、通訳・介助者の分も含めて利用者の負担となります。）
- ・盲ろう児・者が自立した生活を送るために必要なリハビリテーション訓練を提供するとともに、閉じこもりがちな盲ろう児・者の社会参加を促進するために、交流会や各種サークルを開催。また盲ろう児・者の家族や支援者、関係機関からの相談も常時受け付けます。

〈問合せ〉 東京都盲ろう者支援センター

電話 (03) 6228-1282 FAX (03) 6228-1283
Eメール tokyo-db@tokyo-db.or.jp

スポーツ・芸術・学習

公民館 **身** **知** **精** **難**

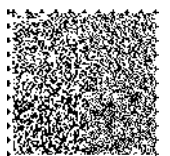
西東京市の公民館では障害のある方もない方も参加できる各種事業があります。柳沢公民館、田無公民館には知的に障害のある方が余暇活動を行う障がい者青年学級「くるみ学級（柳沢）」と「あめんぼ青年学級（田無）」があり、学級では、様々な活動を通じて仲間との交流を深めます。その他事業の詳細については毎月発行される公民館だよりを見ていただくか、お問合わせください。

〈内容等〉

- ・障がい者青年学級（毎年1～2月頃に定員を補充する形で募集）
- ・インクルーシブな社会をめざす講座
- ・やぎさわディスコ
- ・その他事業

〈問合せ〉 柳沢公民館

電話 (042) 464-8211 FAX (042) 464-8212



西東京市障害者スポーツ支援事業

〈対 象〉

障害のある方で、市内在住もしくは市内の障害福祉サービス事業所などに通所している方

〈内容等〉

障害者スポーツ指導員・補助員と一緒に、スポーツレクリエーション活動を行っています。
(毎月1回・第3土曜日 午前9時30分～11時15分)

〈注意事項・制限等〉

事前の申込みとスポーツ傷害保険料が必要です。
(保険料は年間12回分500円または1回50円)

〈問合せ〉 社会福祉法人ウーノ

電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487
ホームページ <https://uuno.org>

かわうそ水泳教室

〈対 象〉

障害のある方で、市内在住・在学もしくは市内の障害福祉サービス事業所などに通所している方 (中学生を除く15歳以上)

〈内容等〉

指導員、補助員と一緒に水慣れから始め、水中での感覚を体感するなど水中運動や水泳を通じた活動を行っています。

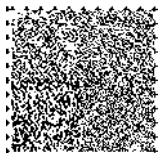
(7・8月を除く毎月1回・第4土曜日 午後2時～午後3時30分)

※ご参加を希望される方は事前にお申込みが必要となります。お申込みはスポーツセンター窓口またはお電話にてお受けいたします。

※内容や開催日程に関しては、変更になる場合がございますので、スポーツセンターまでお問い合わせください。

〈問合せ〉 旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター

電話 (042) 425-0505 FAX (042) 425-0606



西東京市のスポーツ施設等の利用の減免 **身** **知** **精**

障害がある方は個人利用料金が減免となります。利用の際は各施設にてご確認ください。

個人利用料金

施設名称	所在地	電話	利用料金
旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター	西東京市中町 1-5-1	(042) 425-0505	障害のある方は、個人利用料金が減免となります
総合体育館	西東京市向台町 5-4-20	(042) 467-3411	
南町スポーツ・文化交流センター きらっと	西東京市南町 5-6-5	(042) 451-0555	

東京都障害者スポーツセンター

〈対象〉

障害者手帳をお持ちの方とその介護者
障害者手帳交付者と同程度の障害のある方
障害者の福祉増進を目的とする団体
その他、特に都知事が認める方

〈内容等〉

スポーツ・レクリエーションを通じ、健康増進と社会参加を促進するための障害者専用のスポーツ施設です。

○東京都障害者総合スポーツセンター

体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室・多目的室・洋弓場・運動場・庭球場などスポーツ施設のほか、集会室・研修室・印刷室・図書コーナー、宿泊施設も併設しています。

※宿泊施設は有料です。

○東京都多摩障害者スポーツセンター

体育館・プール・卓球室・STT室・トレーニング室などスポーツ施設のほか、集会室・印刷室・録音室、宿泊施設も併設しています。

※宿泊施設は有料です。

詳しくは各センターまでお問い合わせください。

利用時間 午前9時～午後9時

(ただし、スポーツ施設によって利用時間は異なります)

利用手続

個人利用は事前に登録する必要があります。

団体利用、宿泊施設利用は3ヶ月前から来館または電話・FAXにより予約が必要です。



休館日 毎週水曜日、祝日の翌日、年末年始

〈問合せ〉

○東京都障害者総合スポーツセンター

電話 (03) 3907-5631 FAX (03) 3907-5613

ホームページ <https://tsad-portal.com/mscd>

○東京都多摩障害者スポーツセンター

電話 (042) 573-3811 FAX (042) 574-8579

ホームページ <https://tsad-portal.com/tamaspo>

東京都障害者スポーツ大会 **身** **知** **精**

スポーツを通じて、障害のある方が自らの体力の維持増進および社会への参加と相互の交流を促進させるとともに、都民の障害者に対する理解の増進を図るため、東京都障害者スポーツ大会を開催しています。

〈対象〉

開催年の4月1日現在、中学生以上の身体障害および精神障害のある方、小学生以上の知的障害のある方で、都内在住、在学の方

〈内容等〉

陸上競技、フライングディスク、サウンドテーブルテニス、水泳、卓球、アーチェリー、ボウリング、サッカー、バスケットボール、ボッチャ、ソフトボール、バレーボール、フットソフトボール、グランドソフトボールなどを実施しています。

※競技により実施日、申込期間などが異なりますのでご注意ください。

※障害区分によって参加できる競技が異なります。

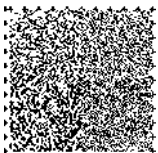
〈注意事項・制限等〉

事前に申し込みが必要です。

(5月開催競技の申込みは2月中旬頃に協会ホームページまたは自治体から確認して下さい。)

〈問合せ〉 公益社団法人東京都障害者スポーツ協会

(分室) 電話 (03) 6265-6001 FAX (03) 6265-6077



〈対 象〉

市内在住・在勤・在学の小学生以上（小学3年生以下は保護者同伴）

〈内容等〉

「ENJOY ニュースポーツ」は、初級のパラスポーツ指導員の資格を持ったスポーツ推進委員が中心となって実施しているスポーツ・レクリエーション事業です。

障害のある方もない方も、子どもから高齢者まで年齢に関係なく誰でも気軽に参加でき、すぐに楽しめるスポーツが揃っています。パラリンピックの種目である「ボッチャ」、カーリングから生まれた「ユニカール」「モルック（インドア）」などを行います。

〈実施日時・会場〉

原則、毎月最終日曜日 ※当日、直接会場へ

4～9月（旭のかりん糖 西東京市スポーツセンター）

10～3月（南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」）

午前9時30分～11時20分（午前9時20分受付）

〈問合せ〉 田無第二庁舎 スポーツ振興課

直通電話 (042) 420-2818

※参加を希望される場合は、事前に障害の種別などをお知らせいただきますようお願いいたします。

スポーツ相談窓口**〈対 象〉**

年齢や障害の有無にかかわらず誰でも利用可

〈内容等〉

市民の皆さんのスポーツ・運動、健康づくりのきっかけをお手伝いします。

主な相談内容は、体力向上や健康増進に繋がるイベント・教室情報の提供、スポーツ団体やサークルの紹介、活動場所の紹介、人材登録・紹介、スポーツに関する体の悩みなど

〈窓口・受付時間〉

《窓口》南町スポーツ・文化交流センター「きらっと」2階

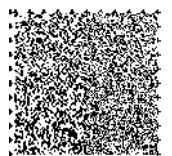
《受付時間》平日 午前9時～午後4時 ※第1火曜日を除く

※メールでの相談や事前予約で休日・夜間の相談も可

〈問合せ〉 特定非営利活動法人西東京市体育協会

電話 (042) 452-7155

メールアドレス sports_soudan@outlook.jp



障害者芸術文化活動支援センター

〈内容等〉

- (1) 都内における芸術文化活動をおこなう障害のある方本人やその家族、障害福祉サービス事業所などに対する相談支援
- (2) 芸術文化活動を支援する人材の育成など
- (3) 関係者のネットワーク作り
- (4) 発表などの機会の創出
- (5) 情報収集・発信

※作品の出展や商品化のための契約など、障害のある方々の創作活動にまつわる法的な事柄について、著作権などの権利保護に詳しい弁護士に直接ご相談いただける「無料法律相談」も開催しています。

〈相談窓口〉 東京アートサポートセンター Rights (ライツ)

電話 (03) 5942-7251 FAX (03) 5942-7252

メール rights@aisei.or.jp

web rights-tokyo.com

東京都障害者休養ホーム 身 知 精

障害のある方の保養などを目的として、東京都指定の宿泊施設の宿泊料の一部を東京都が助成しています。

7.

社会参加

〈対象〉

都内に在住する身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方および、その付添者(助成を受けられるのは障害のある方1人につき付添者1人まで)

※「付添者」とは、障害のある方が宿泊施設を利用するにあたり、介助を必要とする場合に、必要な介助を行える中学生以上の方であって、都内在住の方に限りません。

〈内容等〉

東京都指定の宿泊施設の利用の際、1泊につき次の額を限度として宿泊料の一部を助成します。

障害者 大人 6,490 円まで 子供 5,770 円まで

付添者 大人 3,250 円まで

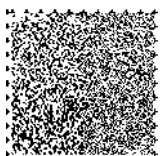
〈注意事項〉

宿泊施設への予約後、日本チャリティ協会へ宿泊予約連絡、利用申込書の送付を

団体利用の場合は、利用日の3週間前まで

個人利用の場合は 利用日の2週間前まで

に行う必要があります。



〈制限等〉

年間2泊まで（4月1日から翌年3月31日までの年度内）を助成することとし、利用の状況によって利用助成を制限させて頂くことがあります。

〈問合せ〉 公益財団法人日本チャリティ協会

休養ホーム専用電話 (03) 3353-5942 FAX (03) 3359-7964

パンフレットは障害福祉課にあります。

※指定施設や申込方法、送付先住所が変わることがあります。最新のパンフレットで必ずお確かめください。

タクトホームこもれび GRAFARE ホール（保谷こもれびホール） 施設使用料 障害者減免について

身 知 精

〈減免条件〉

- ◆登録・利用が個人の場合：障害者手帳の提示
- ◆登録・利用が団体の場合：所属の方の半数以上の障害者手帳の提示（コピー可）
- ◆登録・利用が障害者施設の場合：施設案内のパンフレットなどの提示

〈減免対象〉

全ての施設使用料・全ての備品使用料

〈減免率〉

基本料金の50%

当館を初めてご利用の場合は、登録手続きが必須です。

制度は上記の通りですが、ご登録の際に別途書類をご用意していただく事があります。詳細はタクトホームこもれび GRAFARE ホール（保谷こもれびホール）管理事務室にお問い合わせください。

〈問合せ〉

代表電話番号 (042) 421-1919

多摩六都科学館施設利用料 障害者減免について

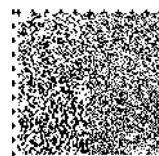
身 知 精

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方ご本人と、介護人1名分の入館料・観覧料・駐車場利用料が免除（全額）となります。発券窓口で手帳をご提示ください。障害者手帳アプリ「ミライロID」も使用可能です。

（受給者証は対象外）

〈問合せ〉

電話 (042) 469-6100



都立文化施設、体育施設、公園等の無料利用等 **身 知 精**

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者の方は、各都立有料施設等の個人利用する場合、無料（一部割引）で利用できます。窓口で手帳を提示してください。

〈対 象〉（一部は有料割引）

身体障害者手帳をお持ちの方
 都が発行する愛の手帳若しくは道府県が発行する療育手帳をお持ちの方
 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
 上記の者の付添者・介護者など

〈割引の内容等〉

割引となる内容などは、施設によって異なりますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

〈窓口・手続〉

受付窓口で手帳を提示してください。
 ※事前連絡が必要な場合がありますので、詳細は各施設へお問い合わせください。

投票

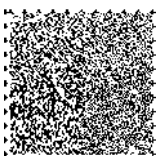
郵便等による不在者投票（郵便等投票）

担当窓口
 選挙管理委員会事務局

自宅などで投票（郵便などによる不在者投票）ができます。
 事前に「郵便等投票証明書」の交付を選挙管理委員会を受けてください。

〈対 象〉

	障害の部位	等級	証明書の有効期限
身体障害者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹、移動機能	1級または2級	発行の日から7年間 満了後は改めて申請
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	1級または3級	
	免疫、肝臓	1～3級	
戦傷病者手帳をお持ちの方	両下肢、体幹	特別項症～第2項症	発行の日から7年間 満了後は改めて申請
	心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓	特別項症～第3項症	
介護保険の被保険者証をお持ちの方	要介護状態区分が『要介護5』		介護保険の被保険者証の有効期限まで。 満了後は改めて申請



〈請求期限〉

投票用紙などは、投票日の4日前までに請求してください。

〈代理記載制度〉

郵便等投票ができる方で自ら記載をすることができない方のうち、次の表に該当する方は、投票の代理記載をしてもらうことができます。代理記載できる方は、選挙権を有する方で、選挙管理委員会への事前の申請が必要です。

（代理記載投票ができる方）

	障害の部位	等級
身体障害者手帳をお持ちの方	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳をお持ちの方	上肢または視覚	特別項症～第2項症

〈問合せ〉 田無庁舎 選挙管理委員会事務局

直通電話 (042) 420-2801

代理投票・点字投票

担当窓口 選挙管理委員会事務局

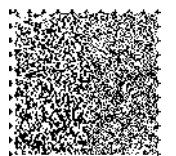
各投票所では本人の意思を確認の上、字を書くことが困難な方や目の不自由な方のために「代理投票」や「点字投票」の制度があります。

〈内 容〉

- (1) 代理投票：体が不自由で自書できない方は、本人が投票所で申し出れば本人の意思を確認の上、投票用紙に代筆をいたします。意思確認がご不安な場合は、ご相談ください。
- (2) 点字投票：視覚に障害のある方は、本人が投票所で申し出れば点字で投票ができます。

〈問合せ〉 田無庁舎 選挙管理委員会事務局

直通電話 (042) 420-2801



8. 講習

聴覚に障害のある方対象

読話講習会 **身**

中途失聴者や難聴者の方が、コミュニケーション手段としての読話技術を学ぶための講習会です。

〈対象〉

都内在住、中途失聴・難聴者（ただし、ろう学校在学中の方および卒業生の方は除きます。一度受講した方は、未修了でも受講できません。）詳細は、派遣センターのホームページをご確認ください。

〈内容等〉

口唇読み取り、会話や類似語の練習などを行い、コミュニケーション技術の習得を図ります。

〈費用〉

無料（ただし、教材費は自己負担となります。）

〈問合せ〉東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課

電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868

8.

講習

中途失聴者・難聴者手話講習会 **身**

〈対象〉

都内在住・在勤の中途失聴者・難聴者

〈内容等〉

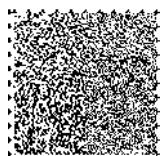
簡単な意思疎通が可能な程度の手話技術についての講習を実施しています。入門クラスは要約筆記があります。

〈費用〉

無料（ただし、テキスト代は自己負担となります。）

〈問合せ〉東京都福祉局障害者施策推進部企画課

電話 (03) 5320-4147 FAX (03) 5388-1413



文化教養講座 **身**

〈対 象〉

都内在住・在勤・在学の聴覚に障害のある方（身体障害者手帳の有無問わず）
※一部のプログラムはどなたでもご利用できます。

〈内 容〉

絵画、英語、ヨガ、日本語字幕付映画上映、教養講座や、交流サロンなど。開催時期や回数などは講座により異なります。詳細はお問い合わせください。また、当センターのホームページでもご覧いただけます。原則無料（内容により、材料費など必要な場合あり）

〈問合せ〉 社会福祉法人 聴力障害者情報文化センター

開館：火・水・木・土曜日 午前10時～午後5時

金曜日 午前10時～午後7時

閉館：日・月曜日、祝日、年末年始

〒153-0053 目黒区五本木1-8-3

電話 (03) 6833-5004 FAX (03) 6833-5005

Eメール soudan@jyoubun-center.or.jp

ホームページ <https://www.jyoubun-center.or.jp>

視覚に障害のある方対象

家庭生活訓練事業 **身**

〈対 象〉

家庭内における日常生活活動に著しい制限を受けている都内在住の在宅で視覚障害のある方

〈内容等〉

調理・生け花・手芸裁縫・リズム体操などの講習

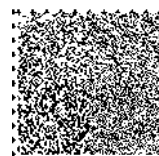
〈費 用〉

無料（テキスト代、教材費は原則受講者負担）

〈問合せ〉 公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp



盲青年等社会生活教室開催事業 **身**

〈対 象〉

都内在住の視覚障害のある青年および高齢者で身体障害者手帳をお持ちの方

〈内容等〉

社会生活に必要な知識の習得や体験交流

〈費 用〉

無料（教材費などは受講者負担）

〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

中途失明者緊急生活訓練事業 **身**

〈対 象〉

原則 18 歳以上で都内在住の視覚障害のある方（身体障害者手帳をお持ちの方）

〈内容等〉

点字・日常生活訓練および歩行訓練、スマートフォンなどについての訪問指導
スマホ、パソコン指導（通所）

〈問合せ〉公益社団法人 東京都盲人福祉協会

電話 (03) 3208-9001 FAX (03) 3208-9005

Eメール info@tomoukyo.or.jp

スマホ、パソコン教室直通電話 (03) 3208-9070

視覚障害者のための講座 **身**

〈対 象〉

- (1) 都内在住、在勤、在学の視覚障害のある方、その他関心のある方
- (2) 都内在住、在勤、在学の視覚障害のある方

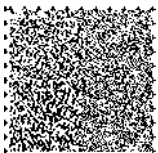
〈内 容〉

- (1) 視覚障害者教養講座
- (2) 音楽教室

〈費 用〉 無料

〈問合せ〉東京都教育庁地域教育支援部 生涯学習課

電話 (03) 5320-6859 FAX (03) 5388-1734



音声・言語に障害のある方対象

喉頭摘出者発声訓練 **身**

食道発声法、シャント発声法または電気式人工喉頭による発声訓練など

〈対 象〉

疾病などで喉頭を摘出し、発声機能を喪失した方を対象に発声訓練を行います。

〈内容等〉

- (1) 食道発声訓練
- (2) 電気式人工喉頭による発声訓練
- (3) シャント式発声訓練

〈問合せ〉公益社団法人 銀鈴会

電話 (03) 3436-1820 FAX (03) 3436-3497

Eメール office@ginreikai.net

ホームページ <https://www.ginreikai.net/>

吃音者の講座

〈対 象〉

都内に居住、通勤または通学する 15 歳以上の吃音のある方

〈給付の内容等〉

吃音者に対し、吃音の理解と表現練習を実施しています。

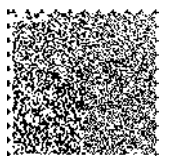
〈内 容〉

- (1) 吃音の理解
- (2) 話し方研究
- (3) グループワーク
- (4) よりよい人間関係のための研究と就労支援の相談
- (5) その他必要な学習

〈問合せ〉一般社団法人 東京言友会

電話 (03) 3942-9436

ホームページ <https://tokyo-gennyukai.jimdofree.com/>



東京都盲ろう者支援センター

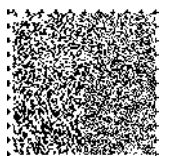
〈事業内容〉

視覚と聴覚の両方に障害のある「盲ろう者」が地域で自立した生活を送り、社会参加を促進するために総合的なサービスを提供しています。

- (1) 訓練事業
 - ア コミュニケーション訓練
 - イ 生活訓練
 - ウ パソコン等電子機器活用訓練
- (2) 総合相談支援事業
盲ろう者および家族、支援関係者への総合的な相談支援
- (3) 社会参加促進事業
 - ア 集団学習会・交流会
 - イ 盲ろう者関係情報の提供など
 - ウ 盲ろう者に関する普及啓発
- (4) 専門人材養成事業
 - ア 相談・訓練などの支援・指導員の育成
 - イ 訓練・研修などプログラムの開発・普及
- (5) 盲ろう児支援事業
 - ア 盲ろう児向け交流会
 - イ ピアサポート
- (6) その他盲ろう者支援のために必要な事業

〈相談窓口〉

電話 (03) 6228-1282 FAX (03) 6228-1283



支援する方対象

障害者サポーター養成講座

担当窓口 障害福祉課

障害のある方が困っている時にちょっとした手助けをする障害者サポーター養成講座を開催しています。

初級編では障害の理解や支援方法を学ぶことができます。中級編では障害の種別によって異なる特性や必要な支援についてより深く学ぶことができます。

また、参加者にはサポーターの証であるサポートキーホルダー（初級編）、サポートリストバンド（中級編）を差し上げます。

また、事業者の方には障害者サポーターがいるお店ステッカーを差し上げています。

〈対 象〉

初級編：障害のある方の福祉に理解と熱意のある方

中級編：初級編を受けられた方が対象。障害者サポーターとして住所など登録いただき、情報の発信やサポーター同士のつながりなどにより受講された方の障害者支援の活躍の場を広げていきます。

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804



8.

講習

西東京市手話通訳者養成講習会

担当窓口 障害福祉課

市では一般市民の手話に関する理解を深め、意思疎通に手話を必要とする聴覚障害のある方および言語障害のある方の福祉の増進を図ることを目的とし、将来手話通訳者になるための講習会を開催しています。

〈対 象〉

(1) 市内在住で聴覚障害のある方の福祉に理解と熱意がある方

(2) 初級：手話未経験者

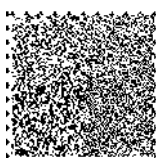
中級：初級クラス修了者

上級：中級クラス修了者

通訳養成：上級クラス修了者ほか

通訳養成試験対策講座：上級クラス修了者、かつ、試験に不合格だった者

登録試験対策講座：手話講習会通訳養成クラス修了者ほか



〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2804

東京都手話通訳者等養成講習会

〈対 象〉

- (1) 東京都内在住、在勤、在学の方
- (2) 満 18 歳以上の方（当該年度の 4 月 1 日現在）
- (3) 手話学習経験 3 年以上
- (4) 修了後、居住地域などで手話通訳などの活動ができる方

〈講習内容〉

- (1) 手話通訳技術
- (2) 手話通訳とは
- (3) 手話通訳のあり方
- (4) 実習など

〈費 用〉 無料（テキスト代実費）

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課
電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868

東京都要約筆記者養成講習会

中途失聴者、難聴者のコミュニケーション支援としての要約筆記技術等の講習を行い、要約筆記者を養成します。

〈対 象〉

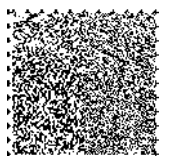
- (1) 東京都内在住、在勤、在学の方
- (2) 満 18 歳以上の方（当該年度の 4 月 1 日現在）
- (3) 修了後、登録試験に合格し、都内で要約筆記の活動ができる方
- (4) 受講経験のない方

〈講習内容〉

- (1) 聴覚障害の基礎知識
- (2) 日本語の基礎知識
- (3) 社会福祉などの知識
- (4) 要約筆記の方法と技術など

〈費 用〉 無料（ただし、テキスト代・教材費は実費）

〈問合せ〉 東京手話通訳等派遣センター 養成・研修課
電話 (03) 3352-3359 FAX (03) 3354-6868



9. 税金の軽減・各種割引

税金

税の控除など **身** **知** **精**

担当窓口 市民税課

以下のような税の控除、非課税制度があります。詳しくは各窓口にお問い合わせください。

住民税の非課税・障害者控除

〈対象〉

身体障害者手帳をお持ちの方
愛の手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈非課税基準〉

前年中の合計所得金額が 1,350,000 円以下の方は住民税（市民税・都民税）が課税されません。

〈控除〉

障害者控除については以下のとおりとなります。

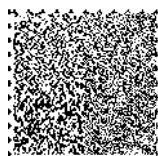
控除名	控除内容
障害者控除 (注記)	本人や生計を一にする控除対象配偶者や扶養親族が障害のある方である場合、その方の前年の所得金額から障害のある方一人につき 26 万円を控除するものです。
障害者控除【特別障害者】 (注記)	上記の方のうち、身体障害 1・2 級、精神障害 1 級、重度の知的障害（愛の手帳 1・2 度）のある方などの場合、その方の前年の所得金額から障害のある方一人につき 30 万円を控除するものです。 同居特別障害者に該当する場合は、23 万円が加算されます。

(注記)

障害者控除に該当するかどうかは、前年 12 月 31 日の状況で判断されます。

〈問合せ〉 田無庁舎 市民税課

直通電話 (042) 460-9827・9828



所得税等の障害者控除

〈対 象〉

身体障害者手帳をお持ちの方
愛の手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈控除・免除の内容〉

納税者自身が障害のある方である場合、または同一生計配偶者および扶養親族が障害のある方である場合には、障害者控除が受けられます。
なお、身体障害者手帳 1・2 級、愛の手帳 1・2 度または精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方は、特別障害者としてさらに控除を多く受けられます。

〈問合せ〉 東村山税務署

電話 (042) 394-6811

相続税の障害者控除

〈対 象〉

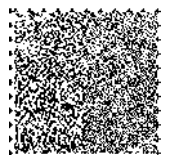
身体障害者手帳をお持ちの方
愛の手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など

〈控除・免除の内容〉

相続人が障害のある方であるときは、85 歳になるまでの年数 1 年につき 10 万円、特別障害者の場合は 20 万円が障害者控除として相続税額から差し引かれます。

〈問合せ〉 東村山税務署

電話 (042) 394-6811



贈与税の非課税

〈対象〉

特別障害者の方
特別障害者以外の障害のある方のうち精神に障害がある方

〈控除・免除の内容〉

特定障害者（特別障害者および特別障害者以外の障害のある方のうち精神に障害がある方）の生活費などに充てるために、一定の信託契約に基づいて特定障害者の方を受益者とする財産の信託があった時は、その信託受益権の価額のうち、特別障害者である特定障害者の方については6,000万円まで、特別障害者以外の特定障害者の方については3,000万円まで贈与税がかかりません。この非課税の適用を受けるためには、財産を信託する際に、「障害者非課税信託申告書」を、信託会社などの営業所などを通じて所轄税務署長に提出しなければなりません。

〈問合せ〉 各信託会社などの営業所

少額貯蓄の利子等の非課税

〈対象〉

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方など、障害者等に該当する方（いずれも申請中の方も含まれます。）。

〈控除・免除の内容〉

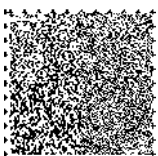
対象者が受け取る一定の預貯金などの利子などについては、一定の手続きを要件に非課税の適用を受けることができます。

非課税となる預貯金など

預貯金等の種類	非課税貯蓄限度額
銀行などの預貯金、貸付信託、公社債、公社債投資信託など（マル優）	350万円
利付国債、公募地方債（特別マル優）	350万円

〈問合せ〉

預入などをする金融機関の営業所など



個人事業税の減免

〈対象〉

身体障害者手帳をお持ちの方
愛の手帳をお持ちの方
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈控除・免除の内容〉

- ・前年中における合計所得金額が370万円以下であり、障害のある方または障害のある方の扶養親族などを有する方の場合、税額が障害のある方1人につき5,000円（特別障害者は10,000円）減免されます。
- ・個人事業税の各納期限までに申請してください。

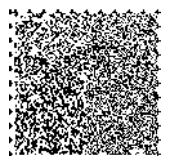
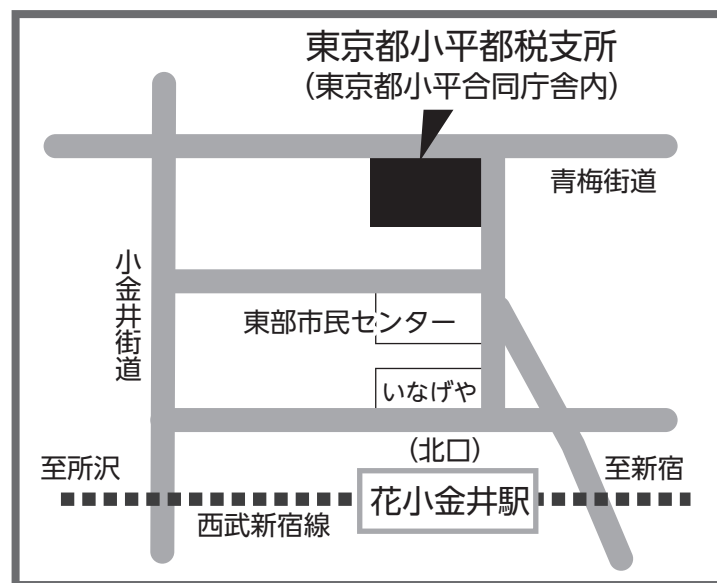
〈問合せ〉

立川都税事務所

電話 (042) 523-3171

小平都税支所

電話 (042) 464-0070



〈対 象〉

- ・身体障害者手帳下肢1～6級、体幹1～3・5級、上肢1・2級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能1・2級、移動機能1～6級、視覚1～3級、4級の1、聴覚2・3級、平衡3・5級、音声・言語3級（喉頭摘出に係るものに限る）、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害1・3・4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1～3級、肝臓機能障害1～4級
- ・愛の手帳1～3度
- ・精神障害者保健福祉手帳1級
（精神通院医療に係る自立支援医療受給者証をお持ちの方に限る）
- ・戦傷病者手帳
該当する障害の程度は東京都自動車税コールセンター 電話（03）3525-4066 へお問合わせください。

〈減免の内容〉

- (1) 障害のある方またはその方と生計を同一にする方が自動車を所有し、専ら障害のある方のために使用する場合、各要件に該当すれば申請により減免を受けることができます。減免額は、自動車税種別割については年額45,000円まで（新規登録の場合は45,000円の月割）、自動車税／軽自動車税環境性能割については課税標準額300万円相当分までがそれぞれ上限になります。
- (2) 構造上専ら障害者の方に供するため、車いすの昇降装置・固定装置または浴槽を装置するなど特別仕様の自動車（車体の形状が「車いす移動車」「身体障害者輸送車」「入浴車」である8ナンバーの特種用途自動車）で現に当該自動車の使用の目的のために供されているものは申請により減免（全額）を受けることができます。

〈問合せ〉

新たに自動車を取得したときは、登録の日から1ヵ月以内、すでに自動車を所有しているときは、自動車税種別割の納期限（通常は5月31日）までに申請してください。なお、6月1日～3月31日まで翌年度の自動車税種別割について事前申請を受付しています。

都税総合事務センター（自動車税コールセンター）

電話（03）3525-4066

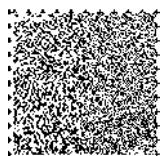
立川都税事務所

電話（042）523-3171

小平都税支所

電話（042）306-1891

なお、小平都税支所は建替えのため仮庁舎に移転しております。



〈対象者〉

下記の①、②の両方を満たす方が申請できます。

①身体または精神に障害を有し歩行が困難な方

②下記の「障害などの区分・程度」に該当する身体障害者手帳などをお持ちの方

【障害などの区分・程度】

- ・身体障害者手帳をお持ちの方で視覚1～3級・4級の1、聴覚2・3級、平衡3・5級、音声・言語3級（喉頭摘出に係るものに限る。）、上肢1・2級、下肢1～6級、体幹1～3級・5級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち上肢機能1・2級、移動機能1～6級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこうまたは直腸・小腸機能障害1・3・4級、肝臓機能障害1～4級、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害1～3級
- ・愛の手帳1～3度をお持ちの方
- ・精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの方

〈対象車両〉

上記対象者で下記の①、②の車両について申請できます。

①身体障害者手帳などをお持ちの方が所有などする軽自動車など

減免対象者	車両の所有者	運転者	要件
身体障害者手帳をお持ちの方	障害のある方本人、障害のある方と生計を一にする方	障害のある方本人、障害のある方と生計を一にする方、障害のある方のみで構成される世帯を常時介護する方	障害のある方等のために使用する軽自動車などであること
愛の手帳をお持ちの方			
精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方			

②構造が専ら障害のある方の利用に供するためのものである軽自動車など

〈申請期限等〉

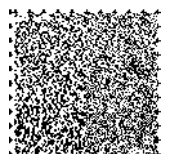
申請は納付期限（5月31日（土・日曜日にあたる場合は、翌開庁日））までとなります。申請期限を経過すると申請の受付ができなくなりますので、時間に余裕をもって申請してください。

また、減免の対象となる方であっても、当該年度の軽自動車税を納付された場合は、減免を受けることができませんので、減免を希望される方は、軽自動車税の納付前に申請してください。

〈問合せ〉

必要書類などにつきまして、詳しくは担当窓口までご連絡ください。

田無庁舎 市民税課
直通電話 (042) 460 - 9826



各種割引

市庁舎等駐車場の割引

担当窓口 田無庁舎：総務課
保谷庁舎：危機管理課

田無庁舎および保谷庁舎では、障害のある方が運転、同乗している場合は、障害福祉関係の手帳やミライロIDなどをご提示いただき、用件終了まで無料となります。
庁舎敷地に障害者用駐車場（無料）を設けておりますが、満車の場合は同敷地内の有料駐車場が無料となりますので、警備員にお申し出ください。
なお、庁舎・周辺公共施設利用者以外は有料です。

〈問い合わせ〉

田無庁舎の駐車場について

総務課田無庁舎管理係

直通電話 (042) 460-9812

保谷庁舎（防災・保谷保健福祉総合センター、保谷東分庁舎）の駐車場について

危機管理課安全対策係

直通電話 (042) 438-4001

※市内公共施設の有料駐車場をご利用の際に免除を受ける場合は、各施設にてご確認ください。

廃棄物処理手数料の減免（市指定収集袋（ごみ袋）の配布）

身 知 精

担当窓口 資源循環推進課

〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳（障害の程度が1級または2級）をお持ちの方で市民税非課税世帯
- (2) 愛の手帳（障害の程度が1度または2度）をお持ちの方で市民税非課税世帯
- (3) 精神障害者保健福祉手帳（障害の程度が1級または2級）をお持ちの方で市民税非課税世帯

〈実施内容等〉

可燃・不燃ごみ兼用袋、プラスチック容器包装類専用袋の配布

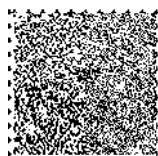
〈申請に必要なもの〉

各障害者手帳（身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳）

※代理人が申請する場合は、委任状と、代理人の本人確認ができるものが必要です。

〈問合せ〉 エコプラザ西東京 資源循環推進課

直通電話 (042) 438-4043



水道料金・下水道料金の減免

〈対象〉

児童扶養手当・特別児童扶養手当・生活保護などを受けている方

〈減免の内容等〉

申請により水道料金は基本料金と1ヵ月あたり10m³まで、下水道料金は基本料金（1ヵ月あたり8m³まで）が免除されます。

〈問合せ〉 東京都水道局お客さまセンター

固定電話からは (0570) 091-100 (ナビダイヤル)

携帯電話からは (042) 548-5110 または上記番号

FAX (042) 548-5115

下水道料金の減免（市の制度）

〈対象〉

市民税が非課税の世帯で以下のいずれかの手帳を持つ方が同居している世帯

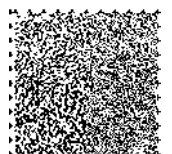
- (1) 身体障害者手帳1・2級
- (2) 愛の手帳1・2度
- (3) 精神障害者保健福祉手帳1級

〈減免の内容等〉

申請により基本料金（1ヵ月あたり8m³まで）が免除されます。

〈問合せ〉 保谷庁舎（東分庁舎）

下水道課 直通電話 (042) 438-4058



NHK 受信料の免除 **身** **知** **精**

担当窓口 障害福祉課

次の場合、NHK 放送受信料が免除されます。

〈全額免除〉

身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方がいる世帯で、その世帯全員が市民税非課税である場合。

〈半額免除〉

次の場合は半額免除となります。(NHK の放送受信契約者が世帯主の場合)。

- (1) 世帯主が身体障害者手帳を持っている視覚障害者または、聴覚障害者である場合
- (2) 世帯主の身体障害者手帳の障害等級が 1・2 級である場合
- (3) 世帯主の愛の手帳の障害等級が 1・2 度である場合
- (4) 世帯主の精神障害者保健福祉手帳の障害等級が 1 級である場合
- (5) 世帯主の戦傷病者手帳の障害程度が特別項症から第 1 款症に相当する場合

〈問合せ〉 障害福祉課

直通電話 (042) 420-2806

※市役所障害福祉課で免除事由の証明を受け、NHK に提出してください。

NHK が免除の決定をし、通知します。

自転車駐車場利用料の割引 **身** **知** **精**

担当窓口 交通課

〈対 象〉

市内に住所を有し、通勤・通学のため月々により自転車駐車場を賃借する方のうち、以下のいずれかに該当する方（自転車の定期利用のみ・原付バイクは除く）

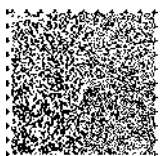
- (1) 身体障害者手帳をお持ちの方
- (2) 愛の手帳（療育手帳）をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方

〈割引の内容等〉

公益財団法人自転車駐車場整備センターが管理運営する市内の有料自転車駐車場の利用料の全額を割引します。手続きは利用を希望する各自転車駐車場の管理室で行います。上記の各種手帳またはミライロIDのいずれかをお持ちください。

〈問合せ〉 公益財団法人 自転車駐車場整備センター

直通電話 (03) 6262-5322



市営駐車場使用料の免除 **身** **知** **精**

〈対 象〉

身体障害者手帳、愛の手帳（療育手帳）、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方

〈免除の内容等〉

駐車場使用料のうち、最大2時間分を免除します。手続きについては、アスタ市営駐車場内の事務所にて行います。上記の各種手帳またはミライロIDのいずれかをお持ちください。

〈問合せ〉 アスタ市営駐車場

電話 (042) 460-2117

郵便料金の免除・特例 **身** **知**

郵便物

次の郵便物で開封のものは無料になります。

(1) 点字郵便物

(点字のみを掲げたものを内容とするもの)

(2) 特定録音物等郵便物

(盲人用の録音物または点字用紙を内容とする郵便物)

点字図書館、点字出版施設などの日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの。

なお、当該施設からの発送は原則としてその施設の配達を受け持つ郵便局とします。

ゆうパック

(1) 点字ゆうパック

(点字のみを掲げたものを内容とするもの)

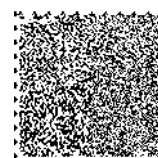
(2) 聴覚障害者用ゆうパック

(ビデオテープその他の録音物を内容とする郵便物で、日本郵便株式会社の指定を受けた施設から差し出し、またはこれらの施設にあてて差し出されるもの)

なお、当該施設からの差出は原則としてその施設の配達を受け持つ郵便局とします。

サイズ	60 サイズ	80 サイズ	100 サイズ	120 サイズ
運賃額	100円	210円	320円	420円
サイズ	140 サイズ	160 サイズ	170 サイズ	
運賃額	520円	630円	730円	

重量 30kg 以下



心身障害者用ゆうメール

身体に重度の障害がある方または知的障害の程度が重い方と図書館（日本郵便株式会社が定める条件を満たした図書館）との間で発受されるものです。

重量については以下の表を参考にしてください。

重量	150 gまで	250 gまで	500 gまで	1 kgまで	2 kgまで	2 kg超
運賃額	92円	110円	150円	180円	230円	310円

※運賃は全国均一です。

心身障害者団体の発行する定期刊行物

1回の発行部数が500部以上などの諸条件を満たす第三種郵便物で、心身障害者の福祉を図ることを目的とした定期刊行物（日本郵便株式会社が承認した場合に限る）は、低料第三種郵便物の料金が適用されます。

青い鳥郵便葉書

〈対象〉

重度の身体障害者（1級または2級の方）

重度の知的障害者（療育手帳に「A」（または1度、2度）の表記がある方）

〈減免の内容等〉

年1回、お一人につき20枚の通常郵便葉書を無料で配付します。

身体障害者手帳または療育手帳をご持参いただき、お近くの郵便局にお申込みください。郵送によるお申込の場合は、葉書の配達時に手帳の確認を行います。

〈受付期間〉

4月1日～5月31日まで

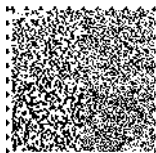
ただし、年度によって日程などが変更する可能性があります。お渡しは、4月下旬以降、郵送でお届けします。

〈問合せ〉 日本郵便株式会社 西東京郵便局

電話 (0570) 943-745（ガイダンスに従い③を選択してください）

FAX (042) 461-7505

※差出条件の詳細は、直接窓口にお問い合わせください。



〈対象〉

- (1) 身体障害者手帳をお持ちで、次のいずれかの障害がある方
 - ・視覚障害 1～6級
 - ・肢体不自由
 - 上肢 1級・2級
 - 体幹機能障害 1級・2級
 - ・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害 1級・2級
 - ・聴覚障害 2級・3級・4級・6級
 - ・音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障害 3級・4級
- (2) 愛の手帳、または療育手帳をお持ちの方
- (3) 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方
- (4) 戦傷病者手帳をお持ちの方で、次のいずれかの障害がある方
 - ・視覚障害 特別項症～第6項症
 - ・肢体不自由(上肢) 特別項症～第2項症
 - ・聴覚障害 第2項症、第4項症
 - ・音声機能、言語機能または、そしゃく機能の障害第1項症、第2項症、第4項症

〈減免の内容等〉

事前に申請すると、NTT104番の番号案内を利用する際、あらかじめ登録した登録番号(電話番号など)と暗証番号を申し出ることにより、番号案内利用料金が無料となります。
※なお、有料の番号案内(104番)は2026年3月31日をもって終了となりますが、上述の無料で電話番号を案内する「ふれあい案内」は継続いたします。番号案内(104番)終了後のふれあい案内はご案内の時間帯などを見なおす予定であり、具体的な利用方法などについては、ふれあい案内をご登録のお客様へ別途ご案内いたします。

〈問合せ〉

NTT 東日本ふれあい案内事務局

お電話によるお問い合わせ先：フリーダイヤル 0120-104174 (全国共通)

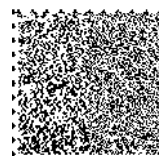
FAXによるお問合せ先：フリーダイヤル 0120-104134 (全国共通)

受付時間：平日午前9時～午後5時

※土曜・日曜・祝日及び年末年始(12/29～1/3)を除く

※ FAXによるお問合せ注意事項

- ・お問合せ内容・お客様のお名前・折り返しのファックス番号をお手持ちの用紙に記載して送信してください。
- ・お申込書、障害者手帳などは送付いたいても受付られません。誤って送付された場合は破棄させていただきます。
- ・返信はFAXで行いますので、FAXを受信できる方のみのお問合せとさせていただきます。
- ・お客様が送信してから、3営業日以上折り返しが無い場合は通信機器のトラブルが考えられますので再度送信をお願いします。
- ・050から始まる電話番号、ならびに携帯電話、衛星電話、公衆電話からのFAXは受付ておりません。
- ・申込書は郵送でお送りします。



10. 就労

職業相談・仕事

西東京市障害者就労支援センター 一歩 身 知 精 難

障害の種別にかかわらず、「企業就労」について、必要な情報提供をしながら相談・支援を行っています。

※求人紹介はしていません。

〈相談時間〉

月～金曜日、第一土曜日（午前9時～午後5時）

※土、日、祝日、年末年始休み

〈相談方法〉

事前に相談日時の前予約が必要です。詳しくは、お問い合わせください。

※なお、費用は無料となります。

〈問合せ〉

西東京市田無町 4-17-14 フレンドリー 1階

電話 (042) 452-0095 FAX (042) 452-0096

ハローワーク（公共職業安定所） 身 知 精 難

〈対象者（1）〉

身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方で、求職活動を行っている方

〈内 容〉

障害者等専門窓口

専門的な知識を持った職員が配置され、障害の特性や適性などに応じた就職支援を行っています。

障害者専門窓口は、都内17か所の全てのハローワークにあります。

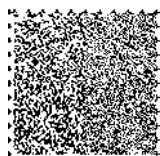
※出先機関には障害者等専門相談窓口はありません。

〈問合せ〉 ハローワーク三鷹・専門援助部門

電話 (0422) 47-8618 FAX (0422) 76-3490（障害者窓口専用）

ホームページ

<https://jsite.mhlw.go.jp/tokyo-hellowork/list/mitaka.html>



〈対象者（2）〉

就労を希望する難病の方

〈内 容〉

難病患者就職サポーター

症状の特性を踏まえた就労に向けた準備や、在職中に難病を発症した社員の雇用継続などの総合的な就労支援を行います。

※都内のハローワークでは、飯田橋および立川に配置

※どちらも予約担当制につき、まずは電話などによりご連絡をお願いします。

〈問合せ〉

ハローワーク飯田橋・専門援助第二部門

電話 (03) 3812-8609 (部門コード 44 #) FAX (03) 3813-5620

ハローワーク立川・専門援助部門

電話 (042) 525-8624 FAX (042) 521-4367

製造たばこ小売販売業の許可 **身**

〈対象者〉

身体障害者福祉法第4条に該当し、身体障害者手帳をお持ちの方

〈内 容〉

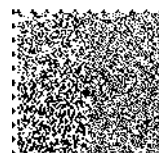
小売販売業の許可を受けようとするときは特例措置を受けることができます。詳細は以下問合せ電話番号へご連絡ください。

〈問合せ〉

許可に関するご相談先

関東財務局理財部 理財第三課

電話 (048) 600-1121



東京障害者職業センター **身 知 精**

〈内 容〉

障害のある方に対して職業相談、職業評価、職業準備支援、ジョブコーチによる支援、うつ病などの精神疾患により休職している方の職場復帰支援（リワーク支援）などを行っています。また、事業主に対して雇用管理に関する相談・援助、関係機関に対して就業支援に関する助言・援助を行っています。

〈問合せ〉

東京障害者職業センター多摩支所

立川市曙町 2-38-5 立川ビジネスセンタービル 5 階

電話 (042) 529-3341 FAX (042) 529-3356

東京障害者職業センター（上野本所）

台東区東上野 4-27-3 上野トーセイビル 3 階

電話 (03) 6673-3938 FAX (03) 6673-3948

職業訓練

東京障害者職業能力開発校 **身 知 精**

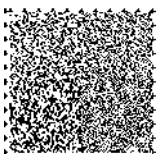
障害のある方の自立および就職に必要な知識と技能を身につけ、社会で活躍できるよう、その能力に適応した知識・技能の習得を行います。

〈応募対象者〉

障害者手帳をお持ちの方（一部科目では診断書や判定書でも応募可）

• 応募共通事項

- (1) ハローワークに求職登録をしている方
 - (2) 障害もしくは症状が安定している方
 - (3) 集団生活に適応できる方
 - (4) 職業訓練の受講意欲と就職への意欲がある方
 - (5) 職業訓練を受講することにより職業的自立が見込まれる方
 - (6) 各科が設定した 1 日 6～8 時間の訓練を継続して受講できる方
- ※訓練科目によって、応募要件が異なりますので、お問合せ下さい。



〈訓練科目〉

ビジネスアプリ開発科、ビジネス総合事務科、グラフィックDTP科、ものづくり技術科、建築CAD科、製パン科、調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科、就業支援科、実務作業科、OA実務科

〈訓練期間〉

各科1年、ただし調理・清掃サービス科、オフィスワーク科、職域開発科は6か月、就業支援科は3か月

〈費用〉

授業料、教科書代は無料、ただし作業服、資格試験受験料（一部科目）は自己負担

〈問合せ〉

〒187-0035 小平市小川西町2-34-1

電話 (042) 341-1427 FAX (042) 341-1451

ホームページ <https://www.hataraku.metro.tokyo.lg.jp/school/handi/>

国立職業リハビリテーションセンター **身** **知** **精**

(独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構)

障害のある方々の就職に必要な職業訓練や職業指導などを、一人ひとりの特性に合わせた個別カリキュラムにより体系的に提供しています。

〈対象〉

ハローワークに求職登録をしている方で、次のいずれかに該当する方

- (1) 身体障害、高次脳機能障害または難病のある方（通所が困難な方は、隣接する国立障害者リハビリテーションセンターの寮が利用できます。）
- (2) 通所が可能な、精神障害、発達障害または知的障害のある方

〈訓練科目〉

機械製図科、電子機器科、テクニカルオペレーション科、建築設計科、OAシステム科、DTP・Web技術科、経理事務科、OA事務科、オフィスワーク科、物流・資材管理科、アシスタントワーク科

〈訓練期間〉

1年間（ただし、就職内定などにより早期修了する場合があります）または6か月

〈費用〉

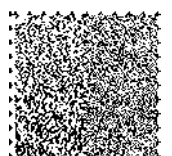
無料（参考書・作業衣などを必要とする科は自己負担があります）

〈問合せ〉

〒359-0042 埼玉県所沢市並木4-2

電話 (04) 2995-1201 FAX (04) 2995-1277

ホームページ <https://www.nvr.cd.jeed.go.jp>



障害のある方の就業促進を図るため、地域の障害者就労支援機関などと連携し、セミナーや職場体験実習面談会、定着支援などの様々な事業をおこなっています。

• **障害者雇用就業サポートデスク**

就職を希望する障害のある方と障害者雇用を検討している企業の皆様の無料の相談窓口です。また、障害年金についての相談、障害のある方のテレワーク導入に関する専門相談を行っています（飯田橋のみ）。その他障害のある方の雇用に関する資料もご覧いただけます。（職業紹介はしていません。事前予約制です）。

飯田橋 月～金曜日 午前9時～午後5時（東京しごとセンター8階）

多摩 月～金曜日 午前9時～午後5時（東京しごとセンター多摩3階）

【電話】(03) 5211-5462（飯田橋・多摩共通）

• **就活セミナー**

就職活動に役立つビジネスマナーや自己理解・企業理解などをテーマにしたセミナーです。障害のある方と就労支援機関職員にペアで参加していただき、就職活動に不慣れな方、社会経験の短い方にも分かりやすく就職活動のポイントをお伝えし、応募書類作成や面接ロールプレイングなどの演習を行います。

• **企業見学**

障害者雇用のイメージや障害のある方が職場で働くイメージを構築できるように、障害者雇用に先進的に取り組む企業などの見学会を行っています。少人数制、随時開催、障害のある方が活躍している現場を見学できます。

• **職場体験実習**

企業で働いた経験がない（少ない）、適正が分からないなど、企業で働くことへの不安がある方は、仕事を「体験」することができます。障害のある方を受け入れたいと希望する企業などとのマッチングを随時行うほか、面談会を年8回、ミニ面談会を年4回行っています。

• **障害者委託訓練事業**

ハローワークと連携し、障害のある方が仕事をする上で必要な知識や技能を身につけるため、企業や民間教育機関など、地域の様々な機関を活用した短期の職業訓練を実施します。

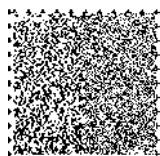
各事業の詳細につきましては、ホームページをご覧ください。

〈問合せ〉

電話 (03) 5211-2681

〒102-0072 東京都千代田区飯田橋 3-10-3 東京しごとセンター8階

ホームページ <https://www.shigotozaidan.or.jp/shkn/>



11. 子ども

教育

特別支援教室・特別支援学級・特別支援学校等

担当窓口 教育指導課

市立の小中学校には、支援が必要なお子さんについて、通常の学級に在籍し週1回程度支援を受ける特別支援教室・通級指導学級と、毎日通学し、少人数体制で指導を受ける特別支援学級とがあります。

また、都が設置している学校として、都立特別支援学校があります。

都立特別支援学校や固定制特別支援学級への就学・転学、特別支援教室や通級指導学級の利用などについて相談されたい方は、教育指導課就学相談にお問い合わせください。

※現在、小中学校に在席している児童・生徒の特別支援教育の利用については、在籍する学校にご相談ください。

市における学級・学校などにつきましては、【障害のある児童・生徒のための学校一覧表】をご覧ください。

〈問合せ〉 田無第二庁舎 教育指導課就学相談
直通電話 (042) 420-2837

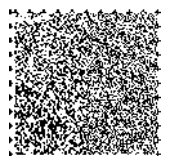
障害のある児童・生徒のための学校一覧表 **身** **知** **精**

特別支援学級（固定）

種別	設置者	学校名	所在地	電話
A学級・B学級	市立	田無小学校	西東京市田無町 4-5-21	(042) 461-0046
		中原小学校	西東京市ひばりが丘 2-6-25	(042) 424-0083
		東小学校	西東京市東町 6-2-33	(042) 422-2202
		柳沢小学校	西東京市南町 2-12-37	(042) 468-3676
I学級・J学級		田無第一中学校	西東京市南町 6-9-37	(042) 461-1131
		保谷中学校	西東京市保谷町 1-17-4	(042) 463-2551
		ひばりが丘中学校	西東京市ひばりが丘 3-2-42	(042) 439-5546
		青嵐中学校	西東京市北町 2-13-17	(042) 425-2771

※ A学級・I学級は、生活を題材に、生活の中で学び、個々の力を伸ばしていく経験を重視した教育を進める学級です。

※ B学級・J学級は、人間関係や集団参加など社会性を学び、自分の力をきちんと発揮できる「生きる力」を伸ばす学級です。



特別支援教室

設置者	学校名	所在地	電話
市立	田無小学校	西東京市田無町 4-5-21	(042) 464-2111
	保谷小学校	西東京市保谷町 1-3-35	(042) 463-4511
	保谷第一小学校 ★	西東京市下保谷 1-4-4	(042) 422-4513
	保谷第二小学校	西東京市柳沢 4-2-11	(042) 463-4515
	谷戸小学校 ★	西東京市緑町 3-1-1	(042) 463-2661
	東伏見小学校 ★	西東京市東伏見 6-1-28	(042) 463-4517
	中原小学校	西東京市ひばりが丘 2-6-25	(042) 422-4518
	向台小学校	西東京市向台町 2-1-1	(042) 464-2112
	碧山小学校	西東京市中町 5-11-4	(042) 422-4521
	芝久保小学校	西東京市芝久保町 3-7-1	(042) 463-2869
	栄小学校	西東京市栄町 2-10-9	(042) 423-0276
	谷戸第二小学校	西東京市谷戸町 1-17-27	(042) 421-5051
	東小学校	西東京市東町 6-2-33	(042) 421-6009
	柳沢小学校	西東京市南町 2-12-37	(042) 465-2903
	上向台小学校	西東京市向台町 6-7-28	(042) 467-1151
	本町小学校	西東京市保谷町 1-14-23	(042) 467-5956
	住吉小学校	西東京市住吉町 5-2-1	(042) 423-4187
	けやき小学校 ★	西東京市芝久保町 5-7-1	(042) 464-2525
	田無第一中学校	西東京市南町 6-9-37	(042) 462-2811
	保谷中学校	西東京市保谷町 1-17-4	(042) 463-2551
	田無第二中学校 ★	西東京市北原町 2-9-1	(042) 462-2812
	ひばりが丘中学校	西東京市ひばりが丘 3-2-42	(042) 439-5550
	田無第三中学校	西東京市西原町 3-4-1	(042) 462-2814
	青嵐中学校	西東京市北町 2-13-17	(042) 422-3615
	柳沢中学校	西東京市柳沢 3-8-22	(042) 463-5014
	田無第四中学校	西東京市向台町 2-14-9	(042) 465-6113
明保中学校 ★	西東京市東町 1-1-24	(042) 421-3611	

★は特別支援教室拠点校

※特別支援教室の指導形態には、一人ひとりの個別課題に取り組む個別指導と、コミュニケーションや対人関係などの社会性を高める小集団指導があります。

※特別支援教室は、特別支援教室担当教員が拠点校から各校に巡回して指導します。

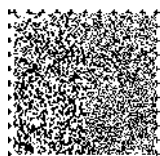
11.

子ども

通級指導学級（ことばの教室）

設置者	学校名	所在地	電話
市立	保谷小学校	西東京市保谷町 1-3-35	(042) 463-1282
	芝久保小学校	西東京市芝久保町 3-7-1	(042) 451-3030

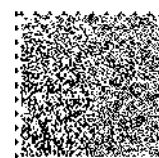
※ことばの教室は、主に発音や吃音の改善を目指す指導を行っています。



特別支援学校

種別	設置者	学校名	設置学部	所在地	電話
視覚障害者のための学校	都立	葛飾盲学校	幼・小・中	〒124-0006 葛飾区堀切 7-31-5	(03) 3604-6435
		八王子盲学校	幼・小・中・高・専	〒193-0931 八王子市台町 3-19-22	(042) 623-3278
		久我山青光学園	幼・小・中	〒157-0061 世田谷区北烏山 4-37-1	(03) 3300-6235
聴覚障害者のための学校	都立	大塚ろう学校	幼・小	〒170-0002 豊島区巢鴨 4-20-8	(03) 3918-3347
		大塚ろう学校 城東分教室	幼・小	〒136-0072 江東区大島 6-7-3	(03) 3685-9100
		大塚ろう学校 永福分教室	幼・小	〒168-0064 杉並区永福 1-7-28	(03) 3323-8376
		立川学園	幼・小・中・高・専	〒190-0003 立川市栄町 1-15-7	(042) 523-1358
		葛飾ろう学校	幼・小・中・高・専	〒124-0002 葛飾区西亀有 2-58-1	(03) 3606-0121
		中央ろう学校	中・高	〒168-0073 杉並区下高井戸 2-22-10	(03) 5301-3034
肢体不自由者のための学校	都立	小平特別支援学校	小・中・高	〒187-0035 小平市小川西町 2-33-1	(042) 342-1671
		大泉特別支援学校	小・中・高	〒178-0061 練馬区大泉学園町 9-3-1	(03) 3921-1381
知的障害者のための学校	都立	石神井特別支援学校	小・中	〒177-0045 練馬区石神井台 8-20-35	(03) 3929-0012
病弱者のための学校	都立	武蔵台学園 府中分教室	小・中	〒183-8561 府中市武蔵台 2-8-29	(042) 312-8115
		光明学園	小・中・高	〒156-0043 世田谷区松原 6-38-27	(03) 3323-8421
		光明学園 そよ風分教室	小・中・高	〒157-8535 世田谷区大蔵 2-10-1	(03) 5494-1238
		小平特別支援学校 武蔵分教室	小・中・高	〒187-0031 小平市小川東町 4-1-1	(042) 344-4537
		北特別支援学校 東大こだま分教室	小・中・高	〒113-0033 文京区本郷 7-3-1	(03) 3818-9939
		墨東特別支援学校 いるか分教室	小・中・高	〒104-0045 中央区築地 5-1-1	(03) 3547-5226

※西東京市の通学区域の学校のみ記載しています。



発達支援

西東京市児童発達支援センターひいらぎ

発達に遅れや心配のあるお子さんが、家庭や地域で健やかに育つよう支援します。

●相談

受付	要電話予約（受付時間／月～金曜日 午前9時～午後4時） 電話（042）422-9897	
相談	電話または来所などで、相談員がご相談をお受けします。	
対象	未就学児（0歳～）	学齢児（～18歳）
内容	お子さんの状態に合わせて、専門の職員が対応し、今後の方針を保護者様と一緒に考えます。	ご相談いただいた内容を丁寧に聞き取り、適切な機関等へおつなぎします。

●発達支援（0～5歳児）

・児童発達支援事業

内容	未就学児については、福祉サービス受給者証を利用した療育（集団・個別）を行っています。
----	--

・個別療育

内容	発達に遅れや心配のある未就学のお子さんに対して、言語発達・運動発達の評価、指導、経過観察を行います。
----	--

・フォローグループ

内容	相談後の年齢別グループ支援を行います。
----	---------------------

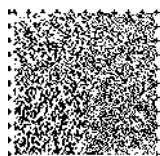
・保育所等訪問支援事業

内容	幼稚園・保育園に通っている、専門的且つ緊急的な支援を必要とするお子さんに対し、訪問支援員が所属園に訪問し支援を行います。
----	--

・地域支援事業

内容	幼稚園や保育園その他子育て関係機関対象に巡回訪問や学習会など、または市民の方を対象にした発達に関する講座などを行います。
----	--

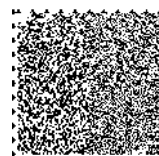
西東京市児童発達支援センターひいらぎ（月～金曜日 窓口時間 午前9時～午後5時）
住吉町6-15-6 《住吉会館1階》 電話 042-422-9897



お子様のサービス

その他対象となる制度等

章	事業名	掲載ページ
4、日常生活支援	中等度難聴児の補聴器購入費の助成	49 ページ
4、日常生活支援	日常生活用具の中の「訓練いす」	50 ページ
5、手当・年金	障害児福祉手当（国の制度）	78 ページ
5、手当・年金	重度心身障害者手当（都の制度）	79 ページ
5、手当・年金	心身障害者福祉手当（市の制度）	80 ページ
5、手当・年金	難病者福祉手当（市の制度）	81 ページ
5、手当・年金	児童扶養手当（国の制度）	82 ページ
5、手当・年金	児童育成手当（育成手当）（都の制度）	82 ページ
5、手当・年金	児童育成手当（障害手当）（都の制度）	83 ページ
5、手当・年金	特別児童扶養手当（国の制度）	83 ページ
5、手当・年金	産科医療補償制度	87 ページ
6、医療	自立支援医療（育成医療）	91 ページ
6、医療	小児精神病医療費助成制度	94 ページ
6、医療	小児慢性特定疾病の医療費助成	94 ページ
6、医療	ひとり親家庭等医療費助成制度（都の制度）	95 ページ



12. 施設・団体等

市内の障害者福祉施設・障害者福祉関係通所施設等

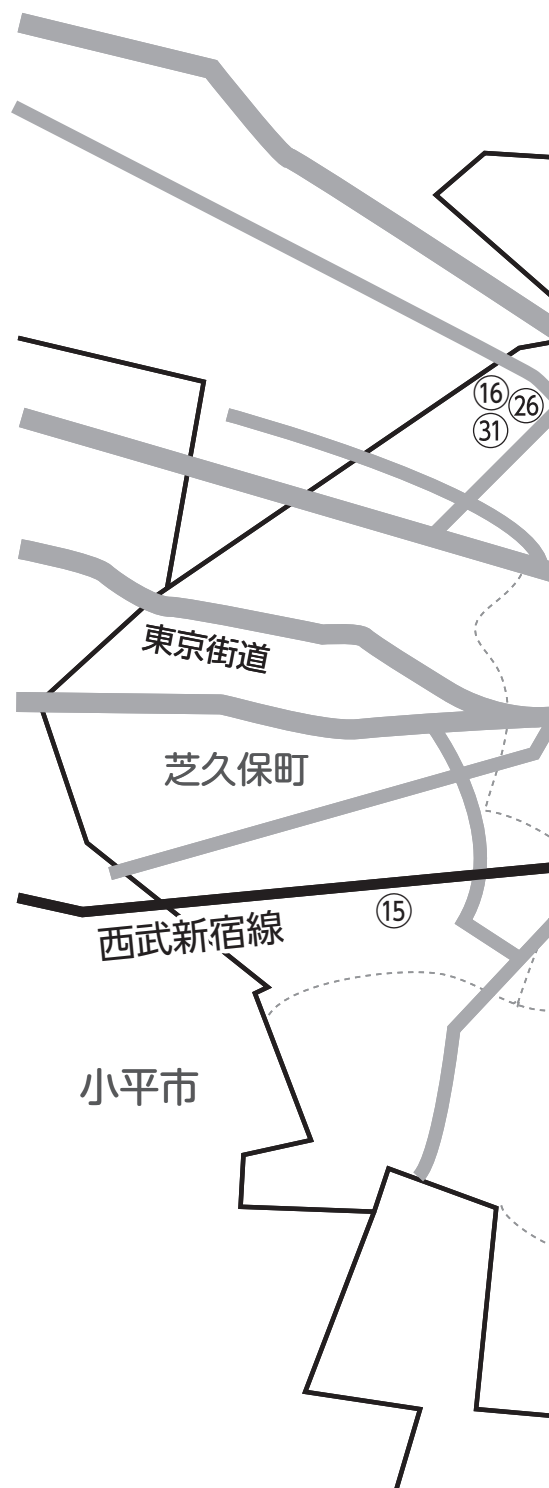
市内の障害者福祉施設

- ①西東京市障害者総合支援センター
フレンドリー…………… 9
- ②西東京市保谷障害者福祉センター……………150
- ③地域活動支援センター ハーモニー……………150
- ④地域活動支援センター ブルーム……………151
- ⑤西東京市基幹相談支援センター……………151
- ⑥基幹相談支援センター えぼっく……………151
- ⑦西東京市障害者就労支援センター 一歩……………152

市内の障害者福祉関係通所施設

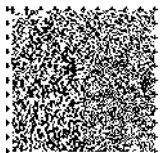
- ⑧ ION 第 1 事業所 (生活介護・就労継続支援 B 型・
就労移行支援・就労定着支援) ……152,156,159
- ⑨たんぽぽ (生活介護) ……152
- ⑩ラシーネ西東京 (生活介護・就労継続支援 B 型) …153
- ⑪どろんこ作業所 (生活介護) ……153
- ⑫ P・F・P・C はたらきば (生活介護) ……153
- ⑬ Life Design あくと (生活介護) ……153
- ⑭ Life Design らふ (生活介護) ……154
- ⑮みどり西東京 (生活介護) ……154
- ⑯生活介護ルーモ (生活介護) ……154
- ⑰うさぎのみみ (生活介護) ……154
- ⑱ YL ひばりが丘工房 (就労継続支援 B 型) ……155
- ⑲ Life Design きゃりあ (就労継続支援 B 型) ……155
- ⑳コミュニティルーム友訪 (就労継続支援 B 型) …155
- ㉑ワークステーションウーノ手作り工房めえ (就労継続支援 B 型) …156
- ㉒パッソ西東京 (就労継続支援 B 型) ……156
- ㉓たなし工房 (就労継続支援 B 型) ……157
- ㉔富士町作業所 (就労継続支援 B 型) ……157
- ㉕サンワーク田無 (就労継続支援 B 型) ……157
- ㉖クルール (就労継続支援 B 型) ……158
- ㉗ Life Design ゆにぞん (就労継続支援 B 型) ……158
- ㉘就労支援つむぎ武蔵野ルーム (就労継続支援 B 型) ……158
- ㉙ほほえみ (就労継続支援 B 型) ……159
- ⑳ピュルエルワーク西東京 (就労移行支援) …159
- ㉑カノン (就労定着支援) ……160
- ㉒ガじゅまる (就労定着支援) ……160
- ㉓ YL ひばりが丘カレッジ (生活訓練) …160

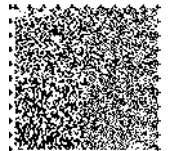
東久留米市



12.

施設・団体等



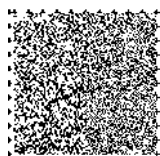


地域活動支援センター

施設名	西東京市保谷障害者福祉センター	
内容	<p>【地域活動支援センター事業】 通所による日中活動と相談支援事業を実施しています。 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士の指導のもと、リハビリを行います。また講師の指導のもと音楽療法や、創作的活動として陶芸教室・園芸教室等を行っています。 送迎・食事や入浴サービス、看護師による健康チェックも行っています。</p> <p>対象者 身体障害者手帳・高次脳機能障害者で精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方 ※18歳以上65歳未満 介護保険2号被保険者は要相談 ※入浴は介護保険対象者は対象外</p> <p>利用時間 毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 ※土、日、祝日、年末年始休み ※利用の日程、利用時間は個別対応</p> <p>【その他の事業】 ・障害者の自主的活動等の支援 ・施設貸し出し</p> <p>対象者 西東京市民</p> <p>利用時間 施設貸し出しについては、西東京市ホームページ「公共施設予約システム」をご覧ください。</p>	
所在地	西東京市保谷町1-6-20	
問合せ	地域活動支援センター通所は、申請が必要です。 電話 (042) 463-9861 FAX (042) 463-9862 申請は障害福祉課へ 電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666	
施設名	地域活動支援センター ハーモニー	
内容	<p>活動内容 地域活動支援センターハーモニーでは障害者総合支援法に基づき、障害のある方、そのご家族、関係機関等への相談支援を行っています。また、施設内にあるオープンスペースでは、地域に暮らす障害のある方の相談・交流の場、創作活動の機会を提供し、さまざまなプログラムや行事、レクリエーションなど活動支援を通して地域交流や普及啓発活動を実施しています。</p> <p>事業概要 ・地域活動支援センター1型事業（障害者相談支援事業） ・指定特定相談支援事業 ・指定一般相談支援事業（地域移行支援）</p> <p>対象者 ・18歳以上の主に精神障害、発達障害のある西東京市内在住の方 ・西東京市内の精神・神経・心療内科等への通院や障害福祉施設、サービス等を継続して利用されている方 ※オープンスペースを利用される方は登録の際、精神保健福祉手帳または自立支援医療受給者証（精神通院）や通院先医療機関の診察券等のご提示をお願いしております。</p> <p>利用時間 月、火、木、金曜日 午前10時～午後7時30分 水曜日 午後12時～午後6時 土曜日 午前10時～午後6時 ※日、祝日、年末年始休み</p>	
	所在地	西東京市田無町4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー2階
	問合せ	電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774

12.

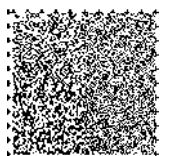
施設・団体等



施設名	地域活動支援センター ブルーム
内容	<p>【地域活動支援センター I 型事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フリースペース…いつでも好きなときに利用できる場所として開放しています。また、通所などを見据えたステップのひとつとしてもご利用いただけます。 ・プログラム活動…季節の行事やレクリエーション、調理、創作、外出などさまざまなプログラムを実施しています。自立生活に向けて経験を積みたい方や余暇活動の場所として利用できます。 ・ブルームカフェ Tsubomi…利用者一人ひとりに合わせた“はたらく場”を提供するとともに、地域交流や普及啓発の場として活用しています。 <p>【指定一般相談支援事業】 生活上の困りごとやサービス利用についてなど、悩んでいることや困っていることの相談に応じます。</p> <p>【その他の事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ピアカウンセリング事業 ・地域生活支援拠点事業 <p>対象者 主に知的障害、発達障害の方</p> <p>利用時間 火、木、金曜日 午前 10 時 30 分～午後 6 時 30 分 水、土曜日 午前 10 時～午後 5 時 30 分 ※日、月、祝日、年末年始休み ※地域活動支援センター I 型事業は火、木、金、土曜日となります。詳しくはお問合せください。</p>
所在地	西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 3 階
問合せ	電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086 メールアドレス bloom@mutukikai.or.jp

基幹相談支援センター

施設名	西東京市基幹相談支援センター（障害者虐待防止センター）
内容	<p>障害福祉サービスに関することや、障害者虐待に関する相談、相談支援事業所へのバックアップ等を行っています。</p> <p>平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時 ※土、日、祝日、年末年始休み</p>
所在地	西東京市南町 5-6-13 西東京市役所田無庁舎 1 階 障害福祉課内
問合せ	電話 (042) 420-2805 FAX (042) 466-9666 メールアドレス f-syougai@city.nishitokyo.lg.jp
施設名	基幹相談支援センター えぼっく
内容	<p>身体障害・知的障害・精神障害など、障害の種別にかかわらず、日常生活や、障害福祉サービスの利用に関することなど、幅広くご相談に応じています。</p> <p>利用時間 月～土曜日 午前 9 時～午後 6 時 ※日、祝日、年末年始休み ※発達障害の専門相談も行っています。詳しくは、お問合せください。</p>
所在地	西東京市田無町 4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー 1 階
問合せ	電話 (042) 452-0075 FAX (042) 452-0076 メールアドレス epoch@friendly-nishitokyo.jp



就労支援センター

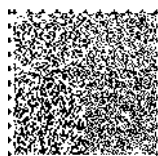
施設名	西東京市障害者就労支援センター 一歩
内容	障害の種別にかかわらず、「企業就労」について必要な情報提供をしながら相談・支援を行っています。 ※求人紹介はしておりません。 利用時間 月～金曜日、第一土曜日 午前9時～午後5時 ※土・日・祝日・年末年始休み 事前に相談日時の予約が必要です。詳しくは、お問い合わせください。 ※なお、費用は無料となります。
所在地	西東京市田無町 4-17-14 西東京市障害者総合支援センター フレンドリー1階
問合せ	電話 (042) 452-0095 FAX (042) 452-0096

生活介護

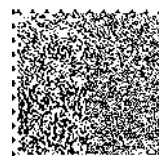
事業所名	ION 第1事業所 (設置主体 一般社団法人ION)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援B型・就労移行支援・就労定着支援
所在地	西東京市保谷町 3-25-8
問合せ	電話 (042) 452-9420 FAX (042) 452-9421 E-mail mail@ion-aion.org
ホームページ	https://ion-aion.org
事業所の特徴	アパート清掃、駐車場等の草むしり、事業所内での軽作業を行っています。 作業訓練や仕事を通してステップアップを目指しています。
事業所名	たんぽぽ (設置主体 社会福祉法人田無の会)
提供するサービス	施設入所支援・生活介護・短期入所
所在地	西東京市向台町 3-1-11
問合せ	電話 (042) 461-7471 FAX (042) 461-1660 E-mail tanashinokai-1241@tea.ocn.ne.jp
ホームページ	https://tanashinokai.or.jp
事業所の特徴	利用者さんが安心して豊かな生活ができる施設

12.

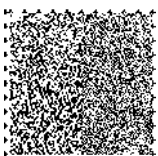
施設・団体等



事業所名	ラシーネ西東京 (設置主体 社会福祉法人靖和会)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援 B 型
所在地	西東京市新町 4-7-1-2F
問合せ	電話 (0422) 56-8801 FAX (0422) 56-8817 E-mail racine@wing.ocn.ne.jp
事業所の特徴	DMの封入、箱折り、製作等軽作業を中心に日中活動を行っております。余暇活動として、運動や造形、ボーリングやクッキングなどを行っています。
事業所名	どろんこ作業所 (設置主体 特定非営利活動法人どろんこ会)
提供するサービス	生活介護
所在地	西東京市東伏見 6-1-36
問合せ	電話 (042) 461-8364 FAX (042) 460-8889 E-mail doronko@onyx.dti.ne.jp
ホームページ	http://www.onyx.dti.ne.jp/~doronko/
事業所の特徴	園芸・陶芸・アクセサリ作り、パソコン作業、販売活動を通じて地域と交流していけるよう支援を行っています。
事業所名	P・F・P・C はたらきば (設置主体 特定非営利活動法人ピープルファースト東久留米)
提供するサービス	生活介護
所在地	西東京市田無町 3-3-26 クレスト田無 1 階
問合せ	電話 (042) 451-1510 FAX (042) 451-1510
事業所の特徴	知的障害者の日中活動支援、生活支援
事業所名	Life Design あくと (設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	生活介護・重症心身障害児 (者) 通所事業
所在地	西東京市田無町 4-17-14
問合せ	電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776 E-mail act@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	日常生活の支援、生産活動の機会、創作活動の提供・医療的ケアが必要な利用者に看護師による医療的ケアを提供しています。

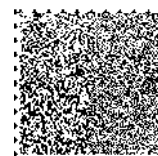


事業所名	Life Design らふ (設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	生活介護・重症心身障害児(者)通所事業
所在地	西東京市泉町 3-5-10
問合せ	電話 (042) 439-8318 FAX (042) 439-8307 E-mail laugh@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	生産活動やレクリエーション活動をはじめとし、日常生活に必要な支援を提供しています。
事業所名	みどり西東京 (設置主体 特定非営利活動法人 ゆうあいセンター)
提供するサービス	生活介護
所在地	西東京市芝久保町 1-8-2
問合せ	電話 (042) 452-3413 FAX (042) 452-3415 E-mail midori24@yu-ai-center.jp
ホームページ	http://www.yu-ai-center.jp/
事業所の特徴	グループでのドライブ、ウォーキングなどの外出活動の他に、利用者さん個々のニーズや好み、ペースに合わせた運動や創作活動、受注生産を行っています。利用者さんが毎日安心して楽しく過ごせるよう、あたたかい雰囲気支援を行っています。
事業所名	生活介護ルーモ (設置主体 社会福祉法人さくらの園)
提供するサービス	生活介護
所在地	西東京市西原町 4-5-6 西東京市西原総合教育施設内
問合せ	電話 (042) 464-7538 FAX (042) 468-5673 E-mail t2sakura@estate.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.sakura-no-sono.org/care/
事業所の特徴	袋の制作、古紙回収の仕事に加え、音楽療法等のプログラムを提供しています。
事業所名	うさぎのみみ (設置主体 一般社団法人うさぎのみみ)
提供するサービス	生活介護・重症心身障害児(者)通所事業
所在地	西東京市東町 1-6-3 中川ビル1F
問合せ	電話 (042) 439-9568 FAX (042) 439-4807 E-mail care@usagino-mimi.net
ホームページ	http://usagino-mimi.net
事業所の特徴	医療的ケアが必要な障害のある方や障害のあるお子さんを主な対象とし、児童発達支援、生活介護の2事業を運営しています。「だれも孤立させない」「みんなに居場所と出番を」を理念に、地域とのつながりを大切にしています。

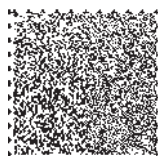


就労継続支援 B 型

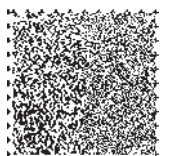
事業所名	YL ひばりが丘工房 (設置主体 一般社団法人 Your Lifestyle 研究所)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-6-26
問合せ	電話 (042) 439-9009 E-mail yl.hibarigaoka.college@gmail.com
ホームページ	https://yl-hibari.org/
事業所の特徴	古本の販売。古着・雑貨の販売。農作業。ポスティング。清掃。
事業所名	Life Design きゃりあ (設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市ひばりが丘 3-1-23
問合せ	電話 (042) 461-9816 FAX (042) 469-3608 E-mail job@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	①印刷物のセット・シール貼り・箱詰めなどの軽作業②カフェでの接客・食器洗浄・調理補助③外部の建物清掃などを利用者個々の特性と可能性を尊重し提供しています。
事業所名	コミュニティルーム友訪 (設置主体 特定非営利活動法人友訪)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市中町 1-6-4
問合せ	電話 (042) 439-4799 FAX (042) 439-4799 E-mail c_room_yuuhou@yahoo.co.jp
ホームページ	http://www.yuuhou.or.jp
事業所の特徴	施設内軽作業をはじめ清掃、洗い場作業などの外勤作業のほかレクリエーション等の活動を通じた支援を行っています。



事業所名	ION 第 1 事業所 (設置主体 一般社団法人 ION)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援 B 型・就労移行支援・就労定着支援
所在地	西東京市保谷町 3-25-8
問合せ	電話 (042) 452-9420 FAX (042) 452-9421 E-mail mail@ion-aion.org
ホームページ	https://ion-aion.org
事業所の特徴	アパート清掃、駐車場等の草むしり、事業所内での軽作業を行っています。作業訓練や仕事を通してステップアップを目指しています。
事業所名	ワークステーションウーノ (設置主体 社会福祉法人ウーノ) 手づくり工房めえ
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市富士町 4-14-12 ルミエール東伏見 203
問合せ	電話 (042) 452-6450 FAX (042) 452-6450 E-mail mee@uuno.org
ホームページ	http://www.uuno.org/
事業所の特徴	ワークステーションウーノは手づくり工房めえ・石窯パン工房ウーノ (電話 042-452-6565)・おかし工房マーブル (電話 042-469-7354) の三工房からなる、知的障害のある方が対象の事業所です。
事業所名	パッソ西東京 (設置主体 特定非営利活動法人ミモザ)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市柳沢 6-11-13
問合せ	電話 (042) 497-4841 FAX (042) 497-4851 E-mail passo@npomimoza.com
ホームページ	https://www.npomimoza.com
事業所の特徴	高次脳機能障害のある方の就労支援を行っています。主に軽作業請負をやっていきます。それぞれのニーズに合わせ、ステップアップを目指す等の様々な取り組みも行っております。



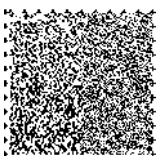
事業所名	たなし工房 (設置主体 特定非営利活動法人ハートフィールド)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市田無町 3-3-7-801
問合せ	電話 (042) 468-3061 FAX (042) 452-8080 E-mail info@hartfield.or.jp
ホームページ	http://www.hartfield.or.jp/
事業所の特徴	主にゴルフボールの仕分け作業、発送作業、自主製品などの内職作業を行っています。スポーツやレクリエーション活動を通じて社会性を身につけてもらっています。
事業所名	富士町作業所 (設置主体 特定非営利活動法人ミモザ)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市田無町5- 5-12
問合せ	電話 (042) 462-1093 FAX (042) 497-4199 E-mail fujimachi@npomimoza.com
ホームページ	http://www.npomimoza.com
事業所の特徴	ダイレクトメール封入、ギフト製品つめ合わせ、紙・ビニール一部加工、ポストイニングなどの軽作業を行っています。
事業所名	サンワーク田無 (設置主体 特定非営利活動法人燦燦会)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市緑町 1-8-3-102
問合せ	電話 (042) 452-7401 FAX (042) 452-7402 E-mail sunwork.jimu@gmail.com
ホームページ	http://sun-work.org/
事業所の特徴	軽作業を中心にした作業を行うほかにレクリエーションなどの余暇活動を通じて、社会活動へ参加を促す支援を行っています。



事業所名	クルール (設置主体 社会福祉法人さくらの園)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市西原町 4-5-6 西東京市西原総合教育施設内
問合せ	電話 (042) 467-1081 FAX (042) 468-5673 E-mail t2sakura@estate.ocn.ne.jp
ホームページ	http://www.sakura-no-sono.org/employment_b/
事業所の特徴	Cafe もぐもぐの森の運営に加え、ダイレクトメールの封入・封緘、その他軽作業を行っています。また、共生社会実現のため、地域に貢献出来る仕事を積極的に取り入れ、事業所の外でも、農業や清掃、企業内作業等を実施しています。
事業所名	Life Design ゆにぞん (設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市泉町 3-5-10
問合せ	電話 (042) 439-8325 FAX (042) 439-8307
ホームページ	https://www.mutsukikai.jp
事業所の特徴	箱詰めなどの軽作業、自主生産品の製作や地域での清掃作業を、利用者各々のペースを尊重し提供しています。
事業所名	就労支援つむぎ武蔵野ルーム (設置主体 社会福祉法人どろんこ会)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市新町 5-17-20 2F
問合せ	電話 (042) 227-8377 FAX (042) 227-7274
ホームページ	http://www.dronko.jp/
事業所の特徴	カフェの運営、縫製業、農業、調理、コーヒー豆の焙煎など様々なお仕事の中からやりたいこと・得意なものを選んで挑戦いただきます。

12.

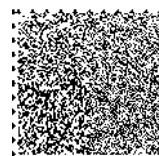
施設・団体等



事業所名	ほほえみ (設置主体 合同会社 ほほえみ)
提供するサービス	就労継続支援 B 型
所在地	西東京市柳沢 6-1-1 HB ビル西武柳沢4階
問合せ	電話・FAX (042) 451-1377 E-mail hohoemi.shuro@gmail.com
ホームページ	https://hohoemillc.com/
事業所の特徴	自分の生活リズムで、好きな時間に週 1 日、1 時間からでも通所して頂くことが出来る B 型事業所です (簡単なお仕事の他、PC 作業もあります)。交通機関での通所が難しい方には送迎をご用意致します。月曜日から土曜日まで開所しています。どうぞお気軽にお問い合わせください (内職作業のお仕事依頼も大歓迎!)

就労移行支援

事業所名	ピュルエルワーク西東京 (設置主体 合同会社ピュルエル)
提供するサービス	就労移行支援
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-3-19 第5並木ビル3F
問合せ	電話 (042) 439-6660 FAX (042) 439-6661 E-mail mizokei@kojuken.com
ホームページ	https://work.puraile.com
事業所の特徴	訓練に農作業や日替りの講座を取り入れています。
事業所名	ION 第 1 事業所 (設置主体 一般社団法人 ION)
提供するサービス	生活介護・就労継続支援 B 型・就労移行支援・就労定着支援
所在地	西東京市保谷町 3-25-8
問合せ	電話 (042) 452-9420 FAX (042) 452-9421 E-mail mail@ion-aion.org
ホームページ	https://ion-aion.org
事業所の特徴	アパート清掃、駐車場等の草むしり、事業所内での軽作業を行っています。作業訓練や仕事を通してステップアップを目指しています。

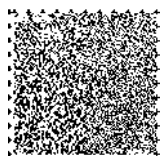


就労定着支援

事業所名	カノン (設置主体 社会福祉法人さくらの園)
提供するサービス	就労定着支援
所在地	西東京市西原町 4-5-6 西東京市西原総合教育施設内
問合せ	電話 (042) 452-7062 FAX (042) 452-0096 E-mail kanon@sakura-no-sono.jp
ホームページ	http://sakura-no-sono.org/
事業所の特徴	就職後の定期的な面談を通じて、仕事の悩みや生活上の課題を把握し、職場や医療機関などと連携して解決を支援します。
事業所名	ガじゅまる (設置主体 特定非営利活動法人燦燦会)
提供するサービス	就労定着支援
所在地	西東京市緑町 1-8-3-102
問合せ	電話 (042) 452-7401 E-mail sunwork.jimu@gmail.com
ホームページ	http://sun-work.org/
事業所の特徴	私たちは、みなさん（対象者の方）が安心して職場で働けるようにサポートし、3年後にその職場で安心して活躍できる環境とみなさんの自信を築くことを目標としています。

自立訓練（機能訓練・生活訓練）

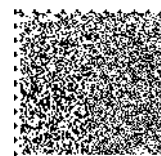
事業所名	YL ひばりが丘カレッジ (設置主体 一般社団法人Your Lifestyle 研究所)
提供するサービス	生活訓練
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-6-3
問合せ	電話 (042) 448-1246 FAX (042) 448-1246 E-mail yl.hibarigaoka.college@gmail.com
ホームページ	https://yl-hibari.org/
事業所の特徴	訪問、通所。個々の必要性に応じて、様々なプログラムを実施しています。



共同生活援助

知的障害者グループホーム

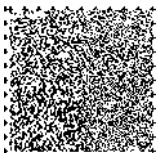
施設名	田無寮	電話番号	(042) 464-0244
設置主体	社会福祉法人さくらの園		
施設名	自立生活企画生活寮	電話番号	(042) 462-5999
設置主体	特定非営利活動法人自立生活企画		
施設名	アットホームウーノ	電話番号	(042) 424-0354
設置主体	社会福祉法人ウーノ		
施設名	グループホーム マリーナ	電話番号	(042) 453-2300
設置主体	特定非営利活動法人地域福祉マリーナ		
施設名	ピッピ	電話番号	(042) 450-1139
設置主体	特定非営利活動法人 Pippi		
施設名	Life Design ほとり	電話番号	(042) 439-8375
設置主体	社会福祉法人睦月会		
施設名	グループホーム・しいの木	電話番号	(042) 843-6662
設置主体	株式会社ピュア・ハート		
施設名	アイリス	電話番号	(042) 439-9619
設置主体	特定非営利活動法人夢スユア		
施設名	Life Design らいみ	電話番号	(042) 452-7860
設置主体	社会福祉法人睦月会		
施設名	芝久保どろっぷす	電話番号	(042) 349-6950
設置主体	特定非営利活動法人こげら会		
施設名	ION 第1事業所グループホーム	電話番号	(042) 452-9420
設置主体	一般社団法人ION		
施設名	憩いの家 えんじえる	電話番号	(042) 439-8847
設置主体	株式会社アシスト		
施設名	グループホームあいだっく	電話番号	(03) 6276-3903
設置主体	株式会社アイダックデザイン		
施設名	ぽかぽかハウス	電話番号	(070) 8974-0369
設置主体	株式会社 new things		
施設名	カラフル西東京	電話番号	(042) 497-5601
設置主体	一般社団法人カラフル NIPPON		



施設名	ユースタイルホーム 西東京 共同生活援助	電話番号	(050) 1808-8121
設置主体	ユースタイルホームラボラトリー株式会社		
施設名	障害者GHぱれっと	電話番号	(080) 3722-9771
設置主体	株式会社 Mellow		
施設名	わたげ荘	電話番号	(042) 461-7471
設置主体	社会福祉法人田無の会		

精神障害者グループホーム

施設名	グループホームサンワーク	電話番号	(042) 452-7401
設置主体	特定非営利活動法人燦燦会		
施設名	グループホームわんど	電話番号	(042) 452-8181
設置主体	特定非営利活動法人ハートフィールド		
施設名	グループホームもやい	電話番号	(042) 439-4343
設置主体	特定非営利活動法人友訪		
施設名	ミモザハウス	電話番号	(042) 497-5720
設置主体	特定非営利活動法人ミモザ		
施設名	YL ひばりが丘事業所	電話番号	(042) 448-1246
設置主体	一般社団法人 Your Lifestyle 研究所		
施設名	グループホーム メトロノーム	電話番号	(042) 452-3138
設置主体	医療法人社団薫風会		
施設名	憩いの家 えんじえる	電話番号	(042) 439-8847
設置主体	株式会社アシスト		
施設名	ぽかぽかハウス	電話番号	(070) 8974-0369
設置主体	株式会社 new things		
施設名	個別支援付き居住 “住みよし”	電話番号	(080) 3439-9303
設置主体	株式会社ピクニック計画		

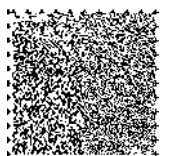


施設入所支援

事業所名	たんぽぽ (設置主体 社会福祉法人田無の会)
提供するサービス	施設入所支援・生活介護・短期入所
所在地	西東京市向台町 3-1-11
問合せ	電話 (042) 461-7471 FAX (042) 461-1660 E-mail tanashinokai-1241@tea.ocn.ne.jp
ホームページ	https://tanashinokai.or.jp
事業所の特徴	利用者さんが安心して豊かな生活ができる施設

短期入所

事業所名	たんぽぽ (設置主体 社会福祉法人田無の会)
提供するサービス	施設入所支援・生活介護・短期入所
所在地	西東京市向台町 3-1-11
問合せ	電話 (042) 461-7471 FAX (042) 461-1660 E-mail tanashinokai-1241@tea.ocn.ne.jp
ホームページ	https://tanashinokai.or.jp
事業所の特徴	利用者さんが安心して豊かな生活ができる施設
事業所名	ケアこげら西東京事務所 (設置主体 特定非営利活動法人こげら会)
提供するサービス	短期入所
所在地	西東京市新町 1-14-10
問合せ	電話 (042) 349-6950 FAX (042) 349-6951 E-mail nishitokyo1504@kogera.jp
ホームページ	http://www.kogera.jp
事業所の特徴	知的障害のある方・障害のあるお子さんを主な対象とする



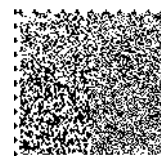
事業所名	夢スユア (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)
提供するサービス	短期入所
所在地	西東京市泉町 2-17-18 NKビル 203
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580
ホームページ	http://yume-suyua.com
事業所の特徴	幅広い方を対象としております。

訪問系サービス

事業所名	介護支援事業所 ボランテ (設置主体 一般社団法人ボランテ)							
所在地	西東京市ひばりが丘北 2-7-12 ラークヒルズ 106							
問合せ	電話 (042) 439-3035 FAX (042) 439-3036 E-mail volante@fuga.ocn.ne.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○			○			
事業所の特徴	同時に訪問介護も実施しております。							
事業所名	ニチケアセンター ひばりが丘 (設置主体 株式会社ニチイ学館)							
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-3-35 稲富ビル 1F							
問合せ	電話 (042) 438-9455 FAX (042) 438-9457							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○			
事業所の特徴	—							



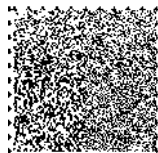
事業所名	ケアリッツ保谷 (設置主体 株式会社 ケアリッツ・アンド・パートナーズ)							
所在地	西東京市下保谷 3-16-13 メゾンマルベリー 101							
問合せ	電話 (042) 439-3516 FAX (042) 439-3517							
ホームページ	http://careritz.co.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○					
事業所の特徴	高齢者支援をメインとしております。介護保険との併用にも対応可能です。							
業所名	ヘルパーステーションウーノ (設置主体 社会福祉法人ウーノ)							
所在地	西東京市住吉町 3-12-19							
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487 E-mail hs@uuno.org							
ホームページ	https://uuno.org							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○	○		
事業所の特徴	主に知的障害の方の支援を得意としていますが、ご相談下さい。							
事業所名	ラヴィータ柳沢 (設置主体 株式会社 La Vita)							
所在地	西東京市保谷町 3-25-12 KIKUYAビル 1F							
問合せ	電話 (042) 452-0151 FAX (042) 452-0152							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○			○			
事業所の特徴	—							



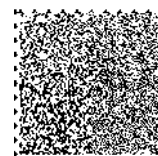
事業所名	ニチイケアセンター 田無みなみ (設置主体 株式会社ニチイ学館)							
所在地	西東京市南町 1-5-14 T's garden 田無 1階							
問合せ	電話 (042) 460-4070 FAX (042) 462-4900							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○			
事業所の特徴	—							
事業所名	特定非営利活動法人 生活援助為センター (設置主体 特定非営利活動法人 生活援助為センター)							
所在地	西東京市東町 2-1-4 芹澤ハイツ 101号							
問合せ	電話 (042) 425-5805 FAX (042) 425-5806 E-mail enjoy-nisitokyo@jade.dti.ne.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
					○			
事業所の特徴	重度障害者（児）を中心に派遣を行う自立生活センターです。							
事業所名	夢スユア (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)							
所在地	西東京市泉町 2-17-18 NKビル 203							
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580 E-mail yumesuyua.suisuikurabu@gmail.com							
ホームページ	http://yume-suyua.com							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
		○	○			○		
事業所の特徴	幅広い方を対象としております。							

12.

施設・団体等



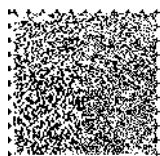
事業所名	訪問サービスいずみ (設置主体 社会福祉法人悠遊)							
所在地	西東京市泉町 3-15-28							
問合せ	電話 (042) 424-7514 FAX (042) 425-2662							
ホームページ	http://www.you-you123.com							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○		○				
事業所の特徴	介護保険を主体として行っており、障害サービスと併用してご利用できます。							
事業所名	エルダリーケア 24 西東京 (設置主体 株式会社日本エルダリーケアサービス)							
所在地	西東京市田無町 2-10-2 ルースター田無 4F							
問合せ	電話 (042) 451-7751 FAX (042) 451-7752 E-mail nishitokyo24@elderly.jp							
ホームページ	http://www.elderly.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○							
事業所の特徴	介護福祉士の資格を持った男性ヘルパーが中心となって温かなケアにあたります。							
業所名	ライフサービス ぱーとなー (設置主体 有限会社ユピテル)							
所在地	西東京市田無町 3-3-7 海老澤第一ビル 303							
問合せ	電話 (042) 452-9323 FAX (042) 451-9140							
ホームページ	http://www.ls-partner.jp/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○			
事業所の特徴	登録喀痰吸引等事業者、登録特定行為事業者の登録をしております。							



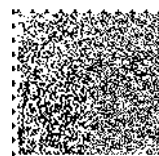
事業所名	ケア 21 西東京 (設置主体 株式会社ケア 21)							
所在地	西東京市田無町 2-14-9 田無マーシャンハイツ 101							
問合せ	電話 (042) 452-0321 FAX (042) 463-7122 E-mail nishitokyo@care21.co.jp							
ホームページ	http://www.care21.co.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○			
事業所の特徴	—							
事業所名	あっとほーむヘルパーセンター (設置主体 有限会社あっとほーむ)							
所在地	西東京市田無町 4-23-7-104							
問合せ	電話 (042) 451-6507 FAX (042) 451-6508 E-mail athome04@eco.ocn.ne.jp							
ホームページ	http://nishitokyo.shop-info.com/ATHOME/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○		○	○			
事業所の特徴	—							
業所名	アドヴァンスケア西東京 (設置主体 一般社団法人アドヴァンスケア)							
所在地	西東京市田無町 4-8-22 ビラ田無 102							
問合せ	電話 (042) 497-6861 FAX (042) 497-6862 E-mail info@advance-care.tokyo							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○	○		
事業所の特徴	重度身体障がいを持った方が住み慣れた地域で生活をする為の支援をしています。							

12.

施設・団体等



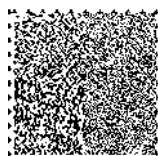
業所名	マカナ訪問介護事業所 (設置主体 B.M.Mahalo 株式会社)							
所在地	西東京市田無町 2-14-9 マーシャンハイツ 211							
問合せ	電話 (042) 497-4423 FAX (042) 465-0652							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○			○			
事業所の特徴	身体障害者の方の日常生活サポートを中心にヘルパーの派遣をしています。							
事業所名	自立生活企画 (設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画)							
所在地	西東京市田無町 5-6-20 第二和光ビル 202							
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○	○		
事業所の特徴	重度身体障害者の自立支援、知的障害者の地域移行支援を行っています。 24時間 365日介護派遣を行っています。							
事業所名	株式会社 ケアワーク北多摩 (設置主体 株式会社ケアワーク北多摩)							
所在地	西東京市田無町 5-8-15							
問合せ	電話 (042) 461-8230 FAX (042) 461-5226 E-mail carework@cosmos.ocn.ne.jp							
ホームページ	https://www.care-kita.jp/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○	○	○			
事業所の特徴	ご利用者の意向に沿ったサービスを提供しています。							



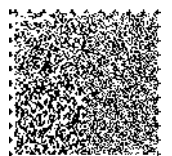
業所名	グリーンリーフ西東京 (設置主体 株式会社ナカムラ・コーポレーション)							
所在地	西東京市田無町 7-4-5 キャビン N202							
問合せ	電話 (042) 452-5216 FAX (042) 452-5217 E-mail Greenleaf_kyotaku_l@spice.ocn.ne.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○						
事業所の特徴	男性スタッフ中心で支援を行っております。							
事業所名	NPO 法人ととろクラブ (設置主体 NPO 法人ととろクラブ)							
所在地	西東京市芝久保町 2-22-33							
問合せ	電話 (042) 450-0991 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com							
ホームページ	https://totoroclub.or.jp/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○		○			
事業所の特徴	障害のあるお子さんをメインに支援しています。							
事業所名	サンウェルズ西東京ヘルパーステーション (設置主体 株式会社サンウェルズ)							
所在地	西東京市芝久保町 4-12-45							
問合せ	電話 (042) 497-5806 FAX (042) 497-5807 E-mail pdh.nishitokyo@sunwels.jp							
ホームページ	http://sunwels.jp/pdh/facility/pdhouse-nishitokyo/							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○							
事業所の特徴	訪問介護、訪問看護ステーションを併設したパーキンソン病専門の有料老人ホームです。							

12.

施設・団体等



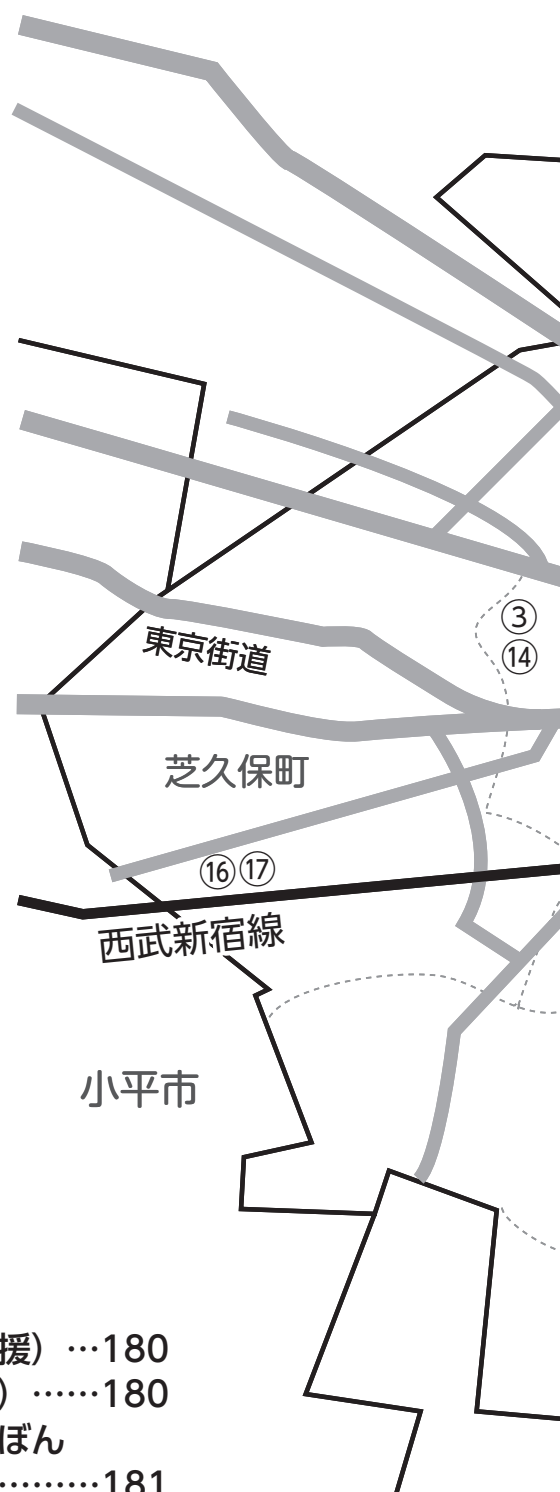
事業所名	ケアリッツひばりヶ丘 (設置主体 株式会社ケアリッツ・アンド・パートナーズ)							
所在地	西東京市栄町 2-1-28 JUN さかえ 104							
問合せ	電話 (042) 439-8156 FAX (042) 439-8157 E-mail naoki.wada@careritz.co.jp							
ホームページ	http://careritz.co.jp							
サービス種別 (該当する項目に○)	身体介護	家事援助	通院等介助	同行援護	重度 訪問介護	行動援護	重度 包括支援	乗降介助
	○	○	○					
事業所の特徴	高齢者支援をメインとしております。介護保険との併用にも対応可能です。							



市内の障害児福祉関係通所施設

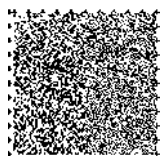
- ①西東京市児童発達支援センターひいらぎ
(児童発達支援)174
- ②コペルプラス東伏見教室 (児童発達支援)174
- ③児童発達支援事業みらい (児童発達支援)174
- ④ Pur aile ひばりが丘 (放課後等デイサービス) ...175
- ⑤シュプロスひばりヶ丘教室
(放課後等デイサービス)175
- ⑥シュプロスひばりヶ丘教室Ⅱ
(放課後等デイサービス)175
- ⑦発達支援つむぎ武蔵野ルーム
(児童発達支援・放課後等デイサービス)175
- ⑧ Basic あいおん
(児童発達支援・放課後等デイサービス)176
- ⑨放課後等デイサービス希歩 (放課後等デイサービス) ...176
- ⑩ウイング西東京 (放課後等デイサービス)176
- ⑪くまさん 保谷教室 (放課後等デイサービス) ...176
- ⑫児童デイ 月のうさぎ (放課後等デイサービス) ...177
- ⑬りぼんU (放課後等デイサービス)177
- ⑭療育型放課後等デイサービスここいろ第1
(放課後等デイサービス)177
- ⑮療育型放課後等デイサービスここいろ第2
(放課後等デイサービス)177
- ⑯ととろキッズ (放課後等デイサービス)178
- ⑰ととろクラブ (放課後等デイサービス)178
- ⑱こばんはうすさくら西東京教室
(児童発達支援・放課後等デイサービス)178
- ⑲放課後等デイサービス・ペヤール
(放課後等デイサービス)178
- ⑳ Life Design ういーる (放課後等デイサービス) ...179
- ㉑らいおんハート遊びリテーション児童デイらぷあ田無
(児童発達支援・放課後等デイサービス)179
- ㉒らいおんハート遊びリテーション児童デイらぷあ西東京
(児童発達支援・放課後等デイサービス)179
- ㉓うさぎのみみ (児童発達支援)179
- ㉔ LITALICO ジュニア西武柳沢教室
(児童発達支援)180
- ㉕放課後等デイサービスウィズユ-東伏見
(児童発達支援・放課後等デイサービス)180
- ㉖発達支援つむぎ 田無ルーム (児童発達支援) ...180
- ㉗くまさん 西東京 (放課後等デイサービス)180
- ㉘児童発達支援・放課後等デイサービス りぼん
(児童発達支援・放課後等デイサービス)181

東久留米市



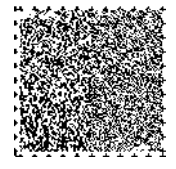
12.

施設・団体等



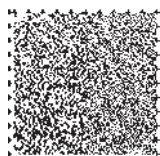


12.
施設・団体等

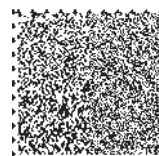


通所系（障害児）

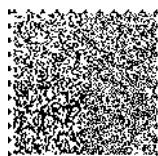
事業所名	西東京市児童発達支援センターひいらぎ（設置主体 西東京市）
内容	相談（ことば からだ 発達全般） 個別療育・地域支援事業 児童発達支援事業（2・3・4・5歳児）
所在地	西東京市住吉町 6-15-6 住吉会館ルピナス1階
問合せ	電話 (042) 422-9897 FAX (042) 422-5375
ホームページ	https://www.city.nishitokyo.lg.jp
事業所の特徴	発達に関する相談や、療育、地域支援を行っています。 ・0～18歳のお子さんについて、発達に関する相談をお受けし、関係機関と連携して支援しています。 ・未就学児について言語や運動発達の評価や個別療育を行います。 ・児童発達支援事業では、小集団によるグループ療育を行っています。 ・講座や説明会等、市民や関係機関に向けた事業を行います。
事業所名	コペルプラス東伏見教室（設置主体 合同会社アヴリオ）
提供するサービス	児童発達支援
所在地	西東京市富士町 4-18-11 フジビル2F
問合せ	電話 (042) 452-3561 FAX (042) 452-3562 E-mail higashi-fushimi@copelplus.copel.info
ホームページ	https://copelplus.copel.co.jp
事業所の特徴	主に0歳から小学校入学前までの障害児または発達の遅れが気になるお子様を対象としています。たくさんのコペルオリジナル教材を用いて、お子さまが楽しみながら多くの刺激を受けられる療育を提供し、発達を支援しています。
事業所名	児童発達支援事業みらい（設置主体 社会福祉法人睦月会）
提供するサービス	児童発達支援
所在地	西東京市田無町 7-8-14
問合せ	電話 (042) 465-7890 FAX (042) 452-3520 E-mail sazanka@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	早期発見、早期療育を目的とし家族の障害受容や地域生活のサポートをしています。また、日々の積み重ねを通して生活の基盤を身に付け学校生活・地域生活に繋げていきます。早期療育で成功体験を積むことで「自分からやってみようとする力」を伸ばしていきます。



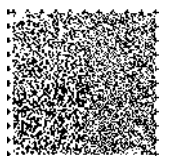
事業所名	Pur aile ひばりが丘 (設置主体 株式会社高齢者住環境研究所)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-7-14 メゾンウイステリア1階
問合せ	電話 (042) 438-8201 FAX (042) 438-8202 E-mail mizokei@kojuken.com
ホームページ	http://www.puraile.com/
事業所の特徴	毎日、日替わりで様々な講座を行っています。
事業所名	シュプロスひばりヶ丘教室 (設置主体 一般社団法人シュプロス)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市谷戸町 2-15-13 ペアパレスインひばりが丘 201
問合せ	電話 (042) 422-2671 FAX (042) 439-3062 E-mail hibarigaoka@spros.jp
ホームページ	http://spros.jp
事業所の特徴	① 1 つでも多く自立できる事を増やし、 ② ありのままの自分を受け入れ、 ③ 人から愛される人物になる、 様に支援しています。
事業所名	シュプロスひばりヶ丘教室Ⅱ (設置主体 一般社団法人シュプロス)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市ひばりが丘 1-8-24 エリシオン 1 F
問合せ	電話 (042) 439-3472 FAX (042) 439-3062 E-mail hibarigaoka2@spros.jp
ホームページ	http://spros.jp
事業所の特徴	小学校 1 年生～高校 3 年生まで対象・送迎あり
事業所名	発達支援つむぎ武蔵野ルーム (設置主体 社会福祉法人どろんこ会)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	西東京市新町 5-17-20 2F
問合せ	電話 (042) 227-7273 FAX (042) 227-7274
ホームページ	http://www.doronko.jp/
事業所の特徴	—



事業所名	Basic あいおん (設置主体 一般社団法人ION)
提供するサービス	放課後等デイサービス・児童発達支援
所在地	西東京市保谷町 3-25-8
問合せ	電話 (042) 452-9610 FAX (042) 452-9611 E-mail basic@ion-aion.org
ホームページ	http://www.ion-aion.org
事業所の特徴	自立や就労準備に特化した事業所です。プログラム(絵画・しごと・運動)を通して就労に必要なスキル、自己コントロールができる力を身につけていけるよう支援しています。
事業所名	放課後等デイサービス 希歩 (設置主体 一般社団法人希歩)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市田無町 5-11-13 ハイセレサ田無シティハウス 105 号
問合せ	電話 (042) 439-5270 FAX (042) 439-5271 E-mail noa.musashino@gmail.com
ホームページ	http://h-navi.jp/support_facility/facilities/163690
事業所の特徴	おそうじやお洗濯など、家事に重点を置いた活動を行っています。
事業所名	ウイング西東京 (設置主体 株式会社 障害福祉ウイング・グループ)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市東伏見 2-4-10
問合せ	電話 (042) 452-3540 FAX (042) 452-3541 E-mail wing_nishitokyo@soranotsubasa.com
ホームページ	http://soranotsubasa.com/
事業所の特徴	調理実習、工作、絵画、音楽作業訓練、体幹訓練、教科学習、ルールゲームなどを通じて3つの力(生活力、余暇力(余暇を楽しむ力)、体験力)を伸ばすことを目指し療育的な取組みを中心とした活動を行っています。
事業所名	くまさん 保谷教室 (設置主体 くまさん合同会社)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市東町 2-9-7
問合せ	電話 (042) 439-3399
ホームページ	https://kuma3ho-day.com
事業所の特徴	工作・レクリエーション・調理など集団活動を通じて、社会性を養えるよう支援します。また、「個別課題」の時間を設け、それぞれの目標に合った課題に取り組めるよう支援しています。



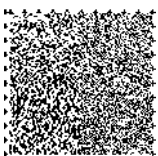
事業所名	児童デイ 月のうさぎ (設置主体 有限会社ヒューマン福祉サービス)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市東町 3-5-5 イーストファイブビル 202
問合せ	電話 (03) 5933-3463 FAX (03) 5933-3464 E-mail satokaze@sage.ocn.ne.jp
ホームページ	https://www.tuki-no-usagi.com/
事業所の特徴	主に発達障害の小中高生を対象に、料理療法の考えを取り入れたおやつづくりと外遊び、生活動作の支援に力を入れています。
事業所名	りぼん U (設置主体 特定非営利活動法人 ハンディキャップサポートすまいるウィズ)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市柳沢 6-4-3-106
問合せ	電話 (042) 452-5026 FAX (042) 452-5027 E-mail ribbon-u@eagle.ocn.ne.jp
ホームページ	https://smilewith.tokyo/ribonu/
事業所の特徴	小学生～高校生までを対象とし、小学生と中高生で、活動内容によっては分かれて活動。 小学生は外遊び中心の活動の中で、集団活動、体力作りにつながるプログラムを提供。 中・高生は、集団生活への適応や社会生活の向上などを目指し、様々な体験を通じ適切な支援を行なっています。
事業所名	療育型放課後等デイサービス (設置主体 社会福祉法人睦月会) ここいる第1
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市田無町 7- 8-14
問合せ	電話 (042) 465-7890 FAX (042) 452-3520 E-mail cocoiro@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	生活能力や社会経験向上のために療育活動や余暇活動を放課後や長期休暇中に提供しています。
事業所名	療育型放課後等デイサービス (設置主体 社会福祉法人睦月会) ここいる第2
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市田無町 4-17-14 西東京市障害者総合支援センターフレンドリー
問合せ	電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776 E-mail cocoiro@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	生活能力や社会経験向上のために療育活動や余暇活動を放課後や長期休暇中に提供しています。



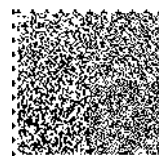
事業所名	ととろキッズ (設置主体 NPO 法人ととろクラブ)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市芝久保町 2-22-32 グレイフル芝久保 102
問合せ	電話 (042) 452-3469 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com
ホームページ	https://totoroclub.or.jp/
事業所の特徴	障害を抱えるお子さんの気持ちに寄り添った対応をし、社会での適応能力を高めるためにサポートしています。
事業所名	ととろクラブ (設置主体 NPO 法人ととろクラブ)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市芝久保町 2-22-33
問合せ	電話 (042) 450-0991 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com
ホームページ	https://totoroclub.or.jp/
事業所の特徴	近所のコンビニや大型スーパーなどへ行き買い物を通して社会のルールやマナーを学ぶ機会を設けています。
事業所名	こぱんはうすさくら (設置主体 株式会社 move) 西東京教室
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	西東京市田無町 4-17-18 ドミール田無 103 号、105 号室
問合せ	電話 (042) 468-2620 FAX (042) 468-2630 E-mail copin.nisitokyo0601@outlook.jp
ホームページ	http://copain-sakura.com
事業所の特徴	放課後等デイサービスと児童発達支援の複合施設です。集団での活動をメインに療育を行っております。
事業所名	放課後等デイサービス・ (設置主体 株式会社ラズミ) ペヤール
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-3-29 ドルメンひばりが丘 102
問合せ	電話 (042) 425-4088 FAX (042) 425-4088
ホームページ	https://razm1109.com
事業所の特徴	主に障がいのあるお子さんを対象に、体幹トレーニングなど、体育教員による、体を強くするエクササイズを提供しています。

12.

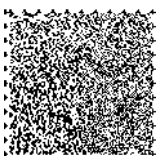
施設・団体等



事業所名	Life Design ういーる (設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	放課後等デイサービス (重症心身障害)
所在地	西東京市泉町 3-5-10
問合せ	電話 (042) 439-8358 FAX (042) 439-8307 E-mail wheel@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	小学生～高校生の重症心身障害児を対象としており、医療ケアを必要とする児童の受け入れもしています。
事業所名	らいおんハート遊びリテーショ ン児童デイらぷあ田無 (設置主体 医療介護ケア協会)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	西東京市田無町 3-10-15
問合せ	電話 (042) 452-5160 FAX (042) 452-5165 E-mail kids-tanashi@lion-heart.co
ホームページ	https://lion-heart.co/kids/
事業所の特徴	遊びの中に「運動/SST/微細/LST」などの療育要素を取り入れた支援に力を入れています。
事業所名	らいおんハート遊びリテーショ ン児童デイらぷあ西東京 (設置主体 医療介護ケア協会)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	西東京市田無町 7-2-14 レフィナード 103 号室
問合せ	電話 (042) 452-5681 FAX (042) 452-5682 E-mail kids-nishitokyo@lion-heart.co
ホームページ	https://lion-heart.co/kids/
事業所の特徴	遊びの中の療育実践をモットーに、毎日楽しいイベントを行っています。
事業所名	うさぎのみみ (設置主体 一般社団法人うさぎのみみ)
提供するサービス	児童発達支援・重症心身障害児(者)通所事業
所在地	西東京市東町 1-6-3 中川ビル 1F
問合せ	電話 (042) 439-9568 FAX (042) 439-4807 E-mail care@usagino-mimi.net
ホームページ	http://usagino-mimi.net
事業所の特徴	医療的ケアが必要な障害のある方や障害のあるお子さんを主な対象とし、児童発達支援、生活介護の2事業を運営しています。「だれも孤立させない」「みんなに居場所と出番を」を理念に、地域とのつながりを大切にしています。



事業所名	LITALICO ジュニア西武柳沢教室 (設置主体 株式会社 LITALICO パートナース)
提供するサービス	児童発達支援
所在地	西東京市保谷町 5-8-13 カーサビアンカ 2020 102-B
問合せ	電話 (042) 460-3550 FAX (042) 460-3551
ホームページ	http://junior.litalico.jp/school/tokyo/lj-6082/
事業所の特徴	発達が気になる未就学児のお子さまに、最適な学びを提供します。また、お子さまが通う保育園や幼稚園などを訪問し、連携を図ることで、お子さまの環境に向けた支援も提供しています。
事業所名	放課後等デイサービス ウィズユ-東伏見 (設置主体 株式会社ベイツリー)
提供するサービス	放課後等デイサービス・児童発達支援
所在地	西東京市富士町 2-10-15 シュ・モア東伏見1階 A 号
問合せ	電話 (042) 452-6700 FAX (042) 452-6700
ホームページ	http://www.with-ac.com/shisetu/higashifushimi/
事業所の特徴	お子様達がりラックスしてのびのび過ごせるような放課後等デイサービス・児童発達支援を目指しています。
事業所名	発達支援つむぎ 田無ルーム (設置主体 社会福祉法人どろんこ会)
提供するサービス	児童発達支援
所在地	西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 2 階
問合せ	電話 (042) 452-3621 FAX (042) 452-3631 E-mail tsumugi.tanashi@doronko.jp
ホームページ	https://www.doronko.jp
事業所の特徴	戸外に出て生き物や泥遊びなど、子どもがやりたいことをじっくり取り組めるよう支援を行います。生活型(マンスリー)と通所型(ビジター)コースがあり、給食提供も行っています。
事業所名	くまさん 西東京 (設置主体 くまさん合同会社)
提供するサービス	放課後等デイサービス
所在地	西東京市富士町 2-7-19
問合せ	電話 (042) 454-2754 FAX (042) 454-2754 E-mail kuma3ntokyo@gmail.com
ホームページ	http://kuma3ho-day.com
事業所の特徴	西東京市在住の小1～高3のお子様が通われています。「楽しさの中に成長」をモットーに毎日様々な活動に取り組んでいます。



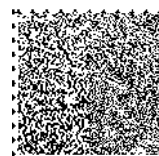
事業所名	児童発達支援・放課後等 デイサービス りぼん (設置主体 特定非営利活動法人 ハンディキャップサポートすまいるウイズ)
提供するサービス	児童発達支援・放課後等デイサービス
所在地	西東京市保谷町 2-10-12 菊池ビル 102
問合せ	電話 (042) 452-6272 FAX (042) 452-9575 E-mail smilewith.ribbon@outlook.jp
ホームページ	http://smilewith.tokyo/ribbon/
事業所の特徴	和太鼓を叩いたり、戸外や室内での“運動”を通して体幹や感覚など身体の中 心がしっかり発達するように支援します。

保育所等訪問支援

事業所名	コペルプラス東伏見教室 (設置主体 合同会社アヴリオ)
提供するサービス	保育所等訪問支援
所在地	西東京市富士町 4-18-11 フジビル 2 F
問合せ	電話 (042) 452-3562 FAX (042) 452-3562 E-mail higashi-fushimi@copelplus.copel.info
ホームページ	http://copelplus.copel.co.jp
事業所の特徴	発達が気になるお子様が通っている幼稚園や保育園、小学校や学童クラブ等に 訪問します。個別教育に特化した教室だから出来る療育ノウハウを最大限に生 かした訪問支援を行い、お子様のサポートだけではなく、園の先生方や保護者 との連携に重点を置き、お子様の成長に繋げていきます。
事業所名	LITALICO ジュニア西武柳沢教室 (設置主体 株式会社 LITALICO パートナース)
提供するサービス	保育所等訪問支援
所在地	西東京市保谷町 5-8-13 カーサビアンカ 2020 102-B
問合せ	電話 (042) 460-3550 FAX (042) 460-3551
ホームページ	http://junior.litalico.jp/school/tokyo/li-6082/
事業所の特徴	発達が気になる未就学児のお子さまに、最適な学びを提供します。また、お子 さまが通う保育園や幼稚園などを訪問し、連携を図ることで、お子さまの環境 に向けた支援も提供しています。

12.

施設・団体等



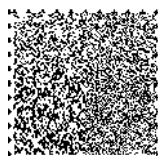
事業所名	発達支援つむぎ 田無ルーム (設置主体 社会福祉法人どろんこ会)
提供するサービス	保育所等訪問支援
所在地	西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 2階
問合せ	電話 (042) 452-3621 FAX (042) 452-3631 E-mail tsumugi.tanashi@doronko.jp
ホームページ	https://www.doronko.jp
事業所の特徴	訪問支援員が、お子さまの所属する園や学校に訪問して、先生と連携しながらお子さまが過ごしやすい環境を作る支援を実施いたします。保護者の方へ丁寧にフィードバックし、共にお子さまの成長発達をサポートいたします。

地域生活支援事業

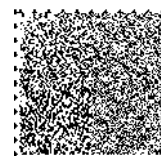
事業所名	株式会社ケアワーク北多摩 (設置主体 株式会社ケアワーク北多摩)			
所在地	西東京市田無町 5- 8-15			
問合せ	電話 (042) 461-8230 FAX (042) 461-5226 E-mail kea8180@cello.ocn.ne.jp			
ホームページ	http://www.care-kita.jp/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
	○			
事業所の特徴	移動支援についてはご利用者の文化活動などの社会生活、通所、通学への支援または余暇活動などの社会参加のための支援を行っています。			
事業所名	訪問サービスいずみ (設置主体 社会福祉法人悠遊)			
所在地	西東京市泉町 3-15-28			
問合せ	電話 (042) 424-7514 FAX (042) 425-2662			
ホームページ	http://www.you-you123.com			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
	○			
事業所の特徴	—			

12.

施設・団体等



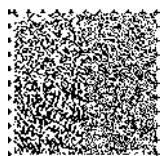
事業所名	ヘルパーステーションウーノ			(設置主体 社会福祉法人ウーノ)
所在地	西東京市住吉町 3-12-19			
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487 E-mail hs@uuno.org			
ホームページ	https://uuno.org			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
	○	○		
事業所の特徴	ご利用の多くは、大人の方の移動支援です。			
事業所名	NPO 法人ととろクラブ			(設置主体 NPO 法人ととろクラブ)
所在地	西東京市芝久保町 2-22-33			
問合せ	電話 (042) 450-0991 FAX (042) 451-7115 E-mail totoro-club@nifty.com			
ホームページ	https://totoroclub.or.jp			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
	○	○	○	
事業所の特徴	障害のある方をお預りし、さまざまな経験や体験をしていただいています。			
事業所名	自立生活企画			(設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画)
所在地	西東京市田無町 5-6-20 第二和光ビル 202			
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
	○			
事業所の特徴	重度身体障害者の支援、知的障害者の地域移行支援を行っています。24 時間 365 日介護派遣を行います。			



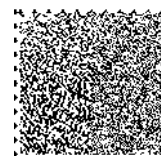
事業所名	特定非営利活動法人 生活援助為センター (設置主体 特定非営利活動法人 生活援助為センター)			
所在地	西東京市東町 2-1-4 芦澤ハイツ 101号			
問合せ	電話 (042) 425-5805 FAX (042) 425-5806 Email enjoy-nishitokyo@jade.dti.ne.jp			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
	○			
事業所の特徴	重度障害者(児)を中心に派遣を行う自立支援センターです。			
事業所名	Pippi (設置主体 特定非営利活動法人 Pippi)			
所在地	西東京市保谷町 5-6-21-213			
問合せ	電話 (042) 450-1139 FAX (042) 497-6185			
ホームページ	http://www.self-actualization-pippi.or.jp/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
	○	○		
事業所の特徴	Pippiは「ノーマライゼーション」と「いつでもどこでも誰でも学べる」という生涯学習の理念にもとづいて、障がいのある人の学習文化活動の機会を提供することを目的にしています。			
事業所名	Life Design きゃりあ (設置主体 社会福祉法人睦月会)			
所在地	西東京市ひばりが丘 3-1-23			
問合せ	電話 (042) 461-9816 FAX (042) 469-3608			
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/			
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護	
		○		
事業所の特徴	—			

12.

施設・団体等



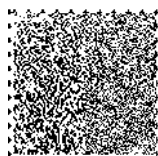
事業所名	夢スユア (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)		
所在地	西東京市泉町 2-17-18 NKビル 203		
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580		
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護
	○	○	
事業所の特徴	幅広い年齢層の方々を受け入れています。		
事業所名	ライフサービス パーとナー (設置主体 有限会社ユピテル)		
所在地	西東京市田無町 3-3-7 海老澤第一ビル 303		
問合せ	電話 (042) 452-9323 FAX (042) 451-9140		
ホームページ	http://www.ls-partner.jp/		
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護
	○		
事業所の特徴	高齢者支援（介護保険）をメインに行っている事業所です。ヘルパーの空き状況によってお受けしています。		
事業所名	アドヴァンスケア西東京 (設置主体 一般社団法人 アドヴァンスケア)		
所在地	西東京市田無町 4-8-22 ビラ田無 102号		
問合せ	電話 (042) 497-6861 FAX (042) 497-6862		
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護
	○		
事業所の特徴	重度身体障がい・知的障がいを持った方々のサポートを行っています。		



事業所名	あっとほーむヘルパーセンター (設置主体 有限会社あっとほーむ)		
所在地	西東京市田無町 4-23-7-104		
問合せ	電話 (042) 451-6507 FAX (042) 451-6508 E-mail athome04@eco.ocn.ne.jp		
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護
	○		
事業所の特徴	小規模ですが児童をメインに事業を行っています。		
事業所名	ラヴィータ柳沢 (設置主体 株式会社 LaVita)		
所在地	西東京市保谷町 3-25-12 1F		
問合せ	電話 (042) 452-0151 FAX (042) 452-0152		
ホームページ	http://www.cs-lavita.co.jp		
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護
	○		
事業所の特徴	—		
事業所名	ガイドヘルプ マリーナ (設置主体 特定非営利活動法人 地域福祉マリーナ)		
所在地	西東京市緑町 2-1-3-202		
問合せ	電話 (042) 446-6982 FAX (042) 453-2300 E-mail midorimarina@jcom.home.ne.jp		
ホームページ	https://midorichomarina.mystrikingly.com		
サービス種別 (該当する項目に○)	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護
	○		
事業所の特徴	知的発達症がある方を対象に移動支援事業を行っております。		

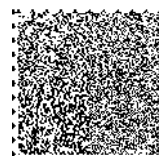
12.

施設・団体等



重症心身障害者

事業所名	Life Design あくと (設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	重症心身障害児(者) 通所事業
所在地	西東京市田無町 4-17-14
問合せ	電話 (042) 452-2775 FAX (042) 452-2776 E-mail act@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	在宅の重症心身障害を持つ利用者により地域の中で健康管理、日常生活の支援を行っています。看護師による医療的ケアも実施しています。
事業所名	Life Design らふ (設置主体 社会福祉法人睦月会)
提供するサービス	重症心身障害児(者) 通所事業
所在地	西東京市泉町 3-5-10
問合せ	電話 (042) 439-8318 FAX (042) 439-8307 E-mail laugh@mutukikai.or.jp
ホームページ	http://www.mutsukikai.jp/
事業所の特徴	医療的ケアが必要な利用者に対し、看護師による医療的ケアを提供しています。
事業所名	うさぎのみみ (設置主体 一般社団法人うさぎのみみ)
提供するサービス	重症心身障害児(者) 通所事業
所在地	西東京市東町 1-6-3 中川ビル 1F
問合せ	電話 (042) 439-9568 FAX (042) 439-4807 E-mail care@usagino-mimi.net
ホームページ	http://usagino-mimi.net
事業所の特徴	医療的ケアが必要な障害のある方や障害のあるお子さんを主な対象とし、児童発達支援、生活介護の2事業を運営しています。「だれも孤立させない」「みんなに居場所と出番を」を理念に、地域とのつながりを大切にしています。



計画相談支援事業所

西東京市が指定する特定相談支援事業所一覧

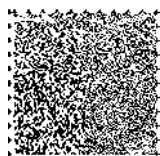
●：地域移行支援指定(都)事業所

■：地域定着支援指定(都)事業所

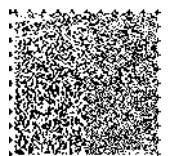
事業所名	地域活動支援センター ブルーム (設置主体 社会福祉法人睦月会)
主たる対象者	主に知的障害者
所在地	西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター3階
問合せ	電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086
事業所名	地域活動支援センター ハーモニー (設置主体 医療法人社団薫風会) ●
主たる対象者	精神障害者
所在地	西東京市田無町 4-17-14 西東京市障害者総合支援センターフレンドリー 2階
問合せ	電話 (042) 452-2773 FAX (042) 452-2774
事業所名	自立生活企画 (設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画) ●■
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市田無町 5-6-20 第2和光ビル 202
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955
事業所名	相談支援事業所ミモザ (設置主体 特定非営利活動法人ミモザ)
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者 難病等対象
所在地	西東京市南町 2-5-8 ヴィラさつき 101
問合せ	電話 (042) 452-9202 FAX (042) 497-4088
事業所名	相談支援センターさくら (設置主体 社会福祉法人さくらの園)
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市西原町 4-5-6 西東京市西原総合教育施設内
問合せ	電話 (042) 452-6005 FAX (042) 468-5673

12.

施設・団体等



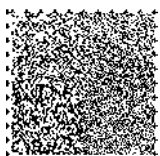
事業所名	株式会社ケアワーク北多摩 (設置主体 株式会社ケアワーク北多摩)
主たる対象者	身体障害者
所在地	西東京市田無町5-8-15
問合せ	電話 (042) 461-8230 FAX (042) 461-5226
事業所名	相談支援センターたなし (設置主体 特定非営利活動法人ハートフィールド)
主たる対象者	精神障害者
所在地	西東京市田無町3-3-7-801
問合せ	電話 (042) 468-3061 FAX (042) 452-8080
事業所名	相談室ころ (設置主体 社会福祉法人ウーノ)
主たる対象者	身体障害者 知的障害者 精神障害者
所在地	西東京市住吉町3-12-19
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487
事業所名	ととろクラブ相談室 (設置主体 NPO 法人ととろクラブ)
主たる対象者	身体障害者 知的障害者
所在地	西東京市芝久保町2-22-32 グレイフル芝久保 205
問合せ	電話 (042) 452-3467 FAX (042) 452-3468
事業所名	YL ひばりが丘相談所 (設置主体 一般社団法人Your Lifestyle 研究所)
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市ひばりが丘北3-4-3-304
問合せ	電話 (042) 448-1246 FAX (042) 448-1246



事業所名	相談支援事業所ポラリス (設置主体 特定非営利活動法人こげら会) ●■
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市新町 1-14-10 こげらビル 1 F
問合せ	電話 (042) 252-3103 FAX (042) 252-3197
事業所名	特定相談支援事業所 ワン・ストップ (設置主体 合同会社総合福祉研究会)
主たる対象者	特定なし
所在地	西東京市保谷町 2-10-12 菊池ビル 201
問合せ	電話 (042) 452-9099 FAX (042) 452-9099
事業所名	あいおん相談支援センター (設置主体 一般社団法人 ION) ●■
主たる対象者	知的障害者
所在地	西東京市柳沢 1-15- 3 都営柳沢 1 丁目アパート 3 号棟 110 号
問合せ	電話 (042) 497-6350 FAX (042) 497-6360
事業所名	ハピネス (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)
主たる対象者	知的障害者
所在地	西東京市泉町 2-17-18 NKビル 203
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580
事業所名	ゆいまーる (設置主体 一般社団法人 ゆいまーる)
主たる対象者	精神障害者
所在地	西東京市住吉町 4- 8-19 住吉コーポ 102
問合せ	電話 (042) 430-0839 FAX (042) 430-0839

12.

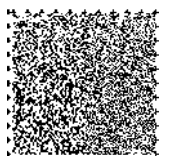
施設・団体等



西東京市が指定する障害児相談支援事業所一覧

●：地域移行支援指定(都)事業所
 ■：地域定着支援指定(都)事業所

事業所名	地域活動支援センター ブルーム (設置主体 社会福祉法人睦月会) ●
所在地	西東京市田無町 5-5-12 田無総合福祉センター 3階
問合せ	電話 (042) 452-3085 FAX (042) 452-3086
事業所名	自立生活企画 (設置主体 特定非営利活動法人自立生活企画)
所在地	西東京市田無町 5-6-20 第2和光ビル 202
問合せ	電話 (042) 462-5999 FAX (042) 462-5955
事業所名	相談支援センターさくら (設置主体 社会福祉法人さくらの園)
所在地	西東京市西原町 4-5-6 西東京市西原総合教育施設内
問合せ	電話 (042) 452-6005 FAX (042) 468-5673
事業所名	相談室こころ (設置主体 社会福祉法人ウーノ)
所在地	西東京市住吉町 3-12-19
問合せ	電話 (042) 424-7775 FAX (042) 439-4487
事業所名	ととろクラブ相談室 (設置主体 NPO 法人ととろクラブ)
所在地	西東京市芝久保町 2-22-32 グレイフル芝久保 205
問合せ	電話 (042) 452-3467 FAX (042) 452-3468
事業所名	YL ひばりが丘相談所 (設置主体 一般社団法人Your Lifestyle 研究所)
所在地	西東京市ひばりが丘北 3-4-3-304
問合せ	電話 (042) 448-1246 FAX (042) 448-1246



事業所名	相談支援事業所ポラリス (設置主体 特定非営利活動法人こげら会) ●■
所在地	西東京市新町1-14-10 こげらビル1F
問合せ	電話 (042) 252-3103 FAX (042) 252-3197
事業所名	特定相談支援事業所 ワン・ストップ (設置主体 合同会社総合福祉研究会)
所在地	西東京市保谷町2-10-12 菊池ビル201
問合せ	電話 (042) 452-9099 FAX (042) 452-9099
事業所名	あいおん相談支援センター (設置主体 一般社団法人ION) ●■
所在地	西東京市柳沢1-15-3 都営柳沢1丁目アパート3号棟110号
問合せ	電話 (042) 497-6350 FAX (042) 497-6360
事業所名	ハピネス (設置主体 特定非営利活動法人 夢スユア)
所在地	西東京市泉町2-17-18 NKビル203
問合せ	電話 (042) 439-9619 FAX (042) 439-9580

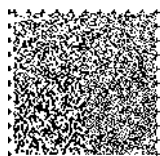
障害者団体

市内には次のような団体があります。詳しくは、障害福祉課までお問い合わせください。

西東京市手をつなぐ親の会
西東京市身体障害者福祉協会
西東京市聴覚障害者協会
西東京市視覚障害者協会
西東京市障がい者福祉をすすめる会
ほうやおもちゃ図書館
西東京市精神障害者家族会「小鳩会」
さーくる縁

12.

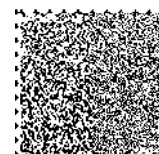
施設・団体等



福祉に関するホームページのご紹介 **身** **知** **精** **雑**

福祉に関する施設・事業者などの情報が掲載されています。

名称	ホームページ	ページについて
WAMNET (ワムネット)	https://www.wam.go.jp/content/wamnet/pcpub/top/	福祉・保健・医療に関する制度・施策や、その取組み状況などに関する情報を分かりやすく提供することにより、福祉と医療を支援する総合情報提供サイトです。
東京都障害者サービス情報	https://www.shougaifukushi.metro.tokyo.lg.jp/	東京都福祉局が運営しているサイトで、東京都内の事業所が検索できます。
福ナビ (とうきょう福祉ナビゲーション)	http://www.fukunavi.or.jp/	都民の方が、福祉サービスを利用する際に必要とされる様々な情報を提供しています。
とうきょう ユニバーサルデザインナビ	https://www.udnavi.tokyo/	都内の施設や交通機関などに関するユニバーサルデザイン情報とバリアフリー情報を集めたポータルサイトです。
全国重症児者 デイサービス・ネットワーク	http://www.jyuday.net/	主たる対象を重症心身障害のあるお子さんとする事業所、関係者の協力・連携のためのネットワークです。



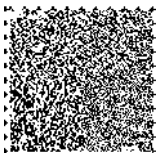
障害者福祉施策（事業別対象者）一覧表

○・・・該当します △・・・担当窓口でご相談ください

区分	2手帳			3 障害者総合支援法等								4 日常生活の支援							5 手当・年金				
	23	24	25	27~35	地域生活支援事業等				44	48	49	50	補装具・設備等			66	78	78					
ページ	23	24	25	27~35	36	38	39	39	41	42	44	48	49	50	52	52	53	54	54	66	78	78	
事業	身体障害者手帳	愛の手帳	精神障害者保健福祉手帳	障害福祉サービス	移動支援	日中一時支援	緊急一時保護 (心身障害者(児)施設)	(保谷障害者福祉センター) 地域活動支援センター	重症心身障害者(者)等 在宅レスパイト事業	知的障害者グループホーム 家賃助成事業	難病の方について	(購入費・修理費・借受費) 補装具購入費の支給	補聴器購入費の助成	中等度難聴児の 日常生活用具の給付	身体障害者補助犬の給付	家具等転倒防止器具 取付け等サービス	住宅設備改善費の給付	在宅重度心身障害者(児) 入浴サービス	重度脳性麻痺者介護	重度身体障害者救急 代理通報等システム	障害児福祉手当(国の制度)	特別障害者手当(国の制度)	
身体障害者手帳	視覚障害	1級	○			○		○				○			○	△					△	△	
		2級	○			○		○					○			△						△	△
		3級	○			○		○					○			△							
		4級	○			○		○					○			△							
		5級	○			○		○					○										
		6級	○			○		○					○										
	聴覚・平 機能障害	2級	○						○				○			○	△					△	△
		3級	○						○				○				△						
		4級	○						○				○				△						
		5級	○						○				○										
		6級	○						○				○										
		3級	○						○				○				△					△	△
	肢体不自由	4級	○						○				○				△					△	△
		1級	○				△		○				○			○	△					△	△
		2級	○				△		○				○			○	△					△	△
		3級	○						○				○				△						
4級		○						○				○				△							
5級		○						○				○				△							
内部障害	1級	○						○				○				△					△	△	
	2級	○						○				○				△					△	△	
	3級	○						○				○				△							
	4級	○						○				○				△							
脳性まひ 進行性筋萎縮症					△																		
愛の手帳 (療育手帳)	1度		○			○	○	○								△					△	△	
	2度		○			○	○	○								△					△	△	
	3度		○			○	○	○								△							
	4度		○			○	○	○								△							
精神障害者 保健福祉 手帳	1級			○		○		○													△	△	
	2級			○		○		○													△	△	
	3級			○		○		○															
難病											○												
所得制限										有		有	有	有		有	有	有	有	有	有		
年齢制限					有	有	有	有					有	有	有		有	有	有	有	有		

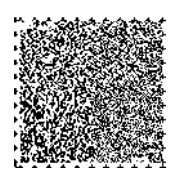
12.

施設・団体等

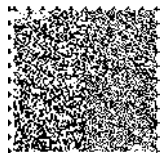


区分		5 手当・年金												6 医療											
ページ		79	80	80	81	82	82	83	83	84	85	86	86	87	88	89	90	91	91	92	92	93	93	94	94
事業		重度(心身障害者手当) (都の制度)	心身障害者福祉手当 (都の制度)	心身障害者福祉手当 (市の制度)	難病者福祉手当(市の制度)	児童扶養手当(国の制度)	児童育成手当(育成手当) (都の制度)	児童育成手当(障害手当) (都の制度)	特別児童扶養手当(国の制度)	障害基礎年金(国民年金)	特別障害給付金	その他の障害年金	心身障害者扶養共済制度	産科医療補償制度	心身障害者医療費助成 (マル障)	後期高齢者医療保険 (障害認定)	自立支援医療(精神通院医療)	自立支援医療(更生医療)	自立支援医療(育成医療)	難病医療費等助成制度	特殊医療費等助成制度	B型・C型ウイルス肝炎 治療医療費助成制度	がん・重度肝硬変 医療費助成制度	小児精神医療費助成制度	小児慢性特定疾病の医療費助成
	身体障害者手帳	1級	△	○	○		△	△	○	△								△	△						
身体障害者手帳	視覚障害	2級	△	○	○		△	△	○	△								△	△						
	聴覚・平衡機能障害	3級			○														△	△					
身体障害者手帳	音声・言語	4級			○														△	△					
	肢体不自由	1級	△	○	○		△	△	○	△								△	△						
身体障害者手帳	内部障害	2級	△	○	○		△	△	○	△								△	△						
	脳性まひ	3級			○		△												△	△					
愛の手帳 (療育手帳)	進行性筋萎縮症	4級			○																				
	1度	△	○	○		△		○	△																
精神障害者 保健福祉 手帳	2度	△	○	○		△		○	△																
	3度		○	○		△		○	△																
難病	4度			○																					
	1級				△																				
所得制限	2級																								
	3級																								
年齢制限	難病				△															△	△				
	所得制限	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有
年齢制限	年齢制限	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有	有

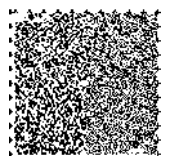
12. 施設・団体等



区分		6 医療		7 社会参加																					
ページ	95	95	97	98	99	100	101	101	102	103	103	104	104	105	106	108	108	109	109	110	110	111	111		
事業	ひとり親家庭等医療費 助成制度(都の制度)	障害のある方の歯科医療機関	JR線の割引	都営交通の割引	民営バスの割引	西東京市コミュニティバスはなバス	旅客船・フェリーの割引	国内航空券の割引	有料道路の割引	自動車燃料費の助成 (市の制度)	タクシー運賃の割引	タクシー料金の助成 (市の制度)	自動車運転教習費用の補助	自動車改造費の助成	駐車禁止規制の除外	ハンディキャップ・ けやき号の運行	自動車での移動サービス	盲ろう者への通訳・介助者の 派遣支援	公民館	西東京市障害者 スポーツ支援事業	かわつそ水泳教室	西東京市のスポーツ施設等の 利用の減免	東京都障害者 スポーツセンター		
身体障害者手帳	視覚障害	1級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○									○	○	
		2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○
		3級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○
		4級		○	○	○	○	○	○	△	△	○												○	○
		5級		○	○	○	○	○	○	△		○												○	○
		6級		○	○	○	○	○	○	△		○												○	○
	聴覚・平衡 機能障害	2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○
		3級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○
		4級		○	○	○	○	○	○	△	△	○												○	○
		5級		○	○	○	○	○	○	△		○												○	○
		6級		○	○	○	○	○	○	△		○												○	○
		音声・言語 そしゃく	3級	△	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○										○	○
	肢体不自由	1級	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○									○	○
		2級	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○									○	○
		3級	△	○	○	○	○	○	○	△	△	○	○	○	○									○	○
		4級		○	○	○	○	○	○	△	△	○		△										○	○
		5級		○	○	○	○	○	○	△		○		△										○	○
		6級		○	○	○	○	○	○	△		○		○										○	○
	内部障害	1級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○
		2級	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○
3級		△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	
4級			○	○	○	○	○	○	△	△	○		○										○	○	
脳性まひ 進行性筋萎縮症										○															
愛の手帳 (療育手帳)	1度	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	
	2度	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	
	3度	△	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	
	4度		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○										○	○	
精神障害者 保健福祉 手帳	1級			○	○	○	○	○			△												○	○	
	2級			○	○	○	○	○			△												○	○	
	3級			○	○	○	○	○			△												○	○	
難病																									
所得制限		有								有		有	有	有											
年齢制限		有																							



区分		7 社会参加									9 税金の軽減・各種割引											
ページ		112	113	114	114	115	115	116	116	117	126~129	130	131	132	132	133	133	134	134	135	135	137
事業	東京都市障害者スポーツ大会																					
	ENJOYニユースポーツ																					
事業	障害者芸術文化活動支援センター																					
	東京都障害者休養ホーム																					
事業	タフトホーム(もれびGARAGEホール(包含 こもれびホール)施設使用料軽減等について)																					
	多摩八都科学館施設利用料 障害者減免について																					
事業	都立文化施設、体育施設、 公園等の無料利用等																					
	郵便等による不在者投票 (郵便等投票)																					
事業	代理投票・点字投票																					
	税の控除など																					
事業	白動車税/軽自動車税環境性 能割・自動車税種別割の減免																					
	軽自動車税(種別割)の減免																					
事業	市庁舎等駐車場の割引																					
	廃棄物処理手数料の減免 (市指定収集袋(2)み袋)の配布																					
事業	水道料金・下水道料金の減免																					
	下水道料金の減免(市の制度)																					
事業	NHK受信料の免除																					
	自転車駐車場利用料の割引																					
事業	市営駐車場使用料の免除																					
	郵便料金の免除・特例																					
事業	電話番号案内の無料利用 (N.T.T.ふれあい案内)																					
身体障害者手帳	1級																					
	2級																					
身体障害者手帳	3級																					
	4級																					
身体障害者手帳	5級																					
	6級																					
身体障害者手帳	聴覚・平衡 機能障害																					
	2級																					
身体障害者手帳	3級																					
	4級																					
身体障害者手帳	5級																					
	6級																					
身体障害者手帳	音声・言語 障害																					
	3級																					
身体障害者手帳	4級																					
	1級																					
身体障害者手帳	2級																					
	3級																					
身体障害者手帳	4級																					
	5級																					
身体障害者手帳	6級																					
	1級																					
身体障害者手帳	2級																					
	3級																					
身体障害者手帳	4級																					
	1級																					
身体障害者手帳	2級																					
	3級																					
身体障害者手帳	4級																					
	脳性まひ																					
身体障害者手帳	進行性筋萎縮症																					
	1度																					
身体障害者手帳	2度																					
	3度																					
身体障害者手帳	4度																					
	1級																					
身体障害者手帳	2級																					
	3級																					
身体障害者手帳	難病																					
	所得制限																					
身体障害者手帳	年齢制限																					



さくいん

あ

ION 第 1 事業所 (生活介護・就労継続支援 B 型・就労移行支援・就労定着支援・グループホーム) 152,156,159,161

あいおん相談支援センター 190,192

IT 技術者在宅養成講座 122

愛の手帳 24

アイリス 161

青い鳥郵便葉書 136

あったか相談窓口 16

あっとほーむ ヘルパーセンター 168,186

アドヴァンスケア西東京 168,185

あんしん西東京 22

い

憩いの家 えんじえる (グループホーム) 161,162

一時滞在施設 73

一歩 (障害者就労支援センター) 10,138,152

移動支援 36

医療機関 (歯科) 95

医療的ケア児等コーディネーター 18

う

ウイング西東京 (放課後等デイサービス) 176

ウーノ 108,110,156,161,165,183

うさぎのみみ (生活介護・児童発達支援・重症心身障害者) 154,179,187

え

NHK受信料 134

NTTふれあい案内 137

えぼっく (基幹相談支援センター) 10,151

エルダリーケア 24 西東京 167

お

オストメイト社会適応訓練 122

おとな TOSCA 13

か

ガイドヘルプ マリーナ 186

家具等転倒防止器具取付け等サービス 52

貸付 74

ガじゅまる (就労定着支援) 160

家庭生活訓練事業 119

カノン (就労定着支援) 160

カラフル西東京 161

かわうそ水泳教室 110

肝がん・重度肝硬変医療費助成制度 93

刊行物 58,136

き

基幹相談支援センター 10,151

吃音者 121

虐待 10,17,19,20

教育支援課 16

教育指導課 16

共同生活援助 29,161

救急代理通報等システム 66

給付 50,52,53

教育委員会 16

居宅介護 (ホームヘルプ) 27

緊急ネット通報 (119番) 67

く

くまさん 西東京 (放課後等デイサービス) 180

くまさん 保谷教室 (放課後等デイサービス) 176

グリーンリーフ西東京 170

クルール (就労継続支援 B 型) 158

グループホームあいだっく 161

グループホームサンワーク 162

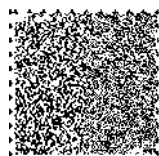
グループホーム・しいの木 161

グループホーム マリーナ 161

グループホーム メトロノーム 162

グループホームもやい 162

グループホームわんど 162



け

ケア 21 西東京	168
ケアこげら西東京事務所 (短期入所)	163
ケアリッツひばりヶ丘	171
ケアリッツ保谷	165
ケアワーク北多摩	169,182,189
下水道	133
けやき号	108
減免／減額	63,64,111,115,129,130,131,132,133
権利擁護センターあんしん西東京	22

こ

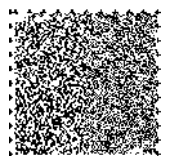
公益財団法人東京しごと財団障害者就業支援課	142
後期高齢者医療保険 (障害認定)	89
航空	101
講座／講習	118,119,120,121,122,124,125
高次脳機能障害	11,12,21
控除	126,127
交通	97,98
行動援護	28
喉頭摘出者発声訓練	121
公民館	109
国立職業リハビリテーションセンター	141
ここいろ第1 (放課後等デイサービス)	177
ここいろ第2 (放課後等デイサービス)	10,177
子ども相談室 ほっとルーム	17
こどもTOSCA	13
こぼんはうすさくら西東京教室 (児童発達支援・放課後等 デイサービス)	178
コペルプラス東伏見教室 (児童発達支援・保育所等訪問 支援)	174,181
個別支援付き居住 “住みよし”	162
ごみ／ごみ袋	74,132
コミュニケーションボード	表紙 (裏)
コミュニティバス	100
コミュニティルーム友訪 (就労継続支援 B 型)	155

さ

さーくる縁	192
災害	49,68
在宅重度心身障害者 (児) 入浴サービス	54
サポートステッカー	表紙 (裏)
サンウェルズ西東京ヘルパーステーション	170
産科医療補償制度	87
サンワーク (グループホーム)	162
サンワーク田無 (就労継続支援 B 型)	157

し

しいの木 (グループホーム)	161
JR 線	97
施設入所支援	29,163
児童デイ 月のうさぎ (放課後等デイサービス)	177
児童育成手当 (育成手当) (都の制度)	82
児童育成手当 (障害手当) (都の制度)	83
自動車	76,103,104,105,108,130,131
児童相談所	17
児童発達支援 (居宅訪問型)	31
児童発達支援センターひいらぎ (児童発達支援)	16,18,20,146,174
児童発達支援事業みらい	174
児童発達支援・放課後等デイサービス りぼん	181
児童扶養手当 (国の制度)	82
芝久保どろっぶす (グループホーム)	161
市民活動センター	21
社会福祉協議会	21,22
重症心身障害児 (者) 等在宅レスパイト事業	41
重症心身障害者	187
住宅／住居	53,63,64,65,75,76
重度障害者等包括支援	27
重度心身障害者手当 (都の制度)	79
重度身体障害者救急代理通報等システム (都・市の制度)	66
重度身体障害者パソコン講習事業 (IT 技術者在宅養成講座)	122
重度脳性麻痺者介護	54
重度訪問介護	27



就労移行支援	29,159
就労継続支援 A 型・B 型	29,155
就労支援センター	152
就労支援つむぎ武蔵野ルーム	158
就労選択支援	29
就労定着支援	29,160
宿泊型自立訓練	29
シュプロスひばりヶ丘教室（放課後等デイサービス）	175
シュプロスひばりヶ丘教室Ⅱ（放課後等デイサービス）	175
手話	59,60,62,118,124,125
障害児入所支援（福祉型・医療型）	32
障害児福祉手当（国の制度）	78
障害者虐待防止センター（障害福祉課）	20
障害者芸術文化活動支援センター	114
障害者サポーター養成講座	124
障害者 GH ぱれっと	162
障害者就労支援センター 一歩	10,138,152
障害者総合支援センター フレンドリー	9
障害者総合支援法	26,44
障害者団体	192
障害福祉課	8
小児精神病医療費助成制度	94
小児慢性特定疾病の医療費助成	94
助成	49,103,104,105
自立訓練（機能訓練・生活訓練）	29,160
自立支援医療（育成医療）	91
自立支援医療（更生医療）	91
自立支援医療（精神通院医療）	90
自立生活援助	29
自立生活企画	169,183,188,191
自立生活企画生活寮（グループホーム）	161
心身障害者医療費助成（マル障）	88
心身障害者（児）施設緊急一時保護	39
心身障害者福祉手当	80
心身障害者扶養共済制度	86
身体障害者手帳	23

す

水道	133
スポーツ	110,111,112,113

せ

生活援助為センター	166,184
生活介護	28,152
生活介護ルーモ（生活介護）	154
精神障害者グループホーム	162
精神障害者保健福祉手帳	25
製造たばこ	139
税	126,127,128,129,130,131
全国重症児デイサービス・ネットワーク	193
全国障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）	21

そ

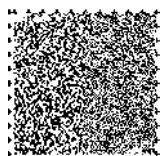
総合窓口	8
相談支援事業	34
相談支援事業所	11,188,191
相談支援事業所ポラリス	18,190,192
相談支援センターさくら	188,191
相談支援センターたなし	189
相談室 ところ	18,189,191

た

タクシー	103
タクトホームこもれび GRAFARE ホール	115
たなし工房（就労継続支援 B 型）	157
田無寮（グループホーム）	161
多摩六都科学館	115
短期入所	28,163
たんぼぼ（生活介護・施設入所支援・短期入所）	152,163

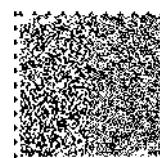
ち

地域活動支援センター	10,40,150
地域活動支援センター ハーモニー	10,11,150,188
地域活動支援センター ブルーム	11,151,188,191
地域生活支援事業	36,182
知的障害者グループホーム	161
駐車／駐車場	106,132,134,135
中等度難聴	49
中途失聴者	118
中途失明者緊急生活訓練事業	120



つ	
通級指導学級	144
通訳	59,60,109,124,125
て	
手当	78
手づくり工房 めえ (就労継続支援 B 型)	156
点字／点訳	55,57,58,59,117
電話	62,137
と	
東京障害者職業センター	140
東京障害者職業能力開発校	140
東京都医療的ケア児支援センター	18
東京都ガイドセンター	56
東京都小平児童相談所	17
東京都手話通訳者等養成講習会	125
東京都障害者休養ホーム	114
東京都障害者サービス情報	193
東京都障害者スポーツセンター	111
東京都障害者スポーツ大会	112
東京都障害者福祉会館	21
東京都心身障害者福祉センター	11,24
東京都多摩小平保健所	12
東京都多摩難病相談・支援室	14,15
東京都難病相談・支援センター	14,15
東京都難病ピア相談室	15
東京都発達障害者支援センター	13
東京都盲ろう者支援センター	123
東京都要約筆記者養成講習会	125
東京都立多摩総合精神保健福祉センター	12
とうきょうユニバーサルデザインナビ	193
同行援護	28
投票	116,117
都営住宅の募集と使用料特別減額	63
特殊医療費等助成制度	92
特定相談支援事業所 ワン・ストップ	190,192
特別支援教室／特別支援学級／特別支援学校	143,144,145
特別児童扶養手当 (国の制度)	83
特別障害給付金	85
特別障害者手当 (国の制度)	78

読話講習会	118
図書／図書館	55,56,57,62,192
ととろクラブ相談室	189,191
ととろキッズ (放課後等デイサービス)	178
ととろクラブ (放課後等デイサービス等)	170,178,183
戸山サンライズ (全国障害者総合福祉センター)	21
どろんこ作業所 (生活介護)	153
な	
難病医療相談会	15
難病医療費等助成制度	92
難病者福祉手当 (市の制度)	81
難病	44
に	
西東京市視覚障害者協会	192
西東京市障がい者福祉をすすめる会	192
西東京市身体障害者福祉協会	192
西東京市精神障害者家族会「小鳩会」	192
西東京市聴覚障害者協会	192
西東京市手をつなぐ親の会	192
ニチイケアセンター 田無みなみ	166
ニチイケアセンター ひばりが丘	164
日常生活用具	50
日中一時支援	38
ね	
年金	84,86
は	
ハーモニー	10,11,150,188
バス	98,99,100
パソコン	122,123
パッソ西東京 (就労継続支援 B 型)	156
発達支援つむぎ田無ルーム	180,182
発達支援つむぎ武蔵野ルーム	175
はなバス	100
ハピネス (計画相談支援事業所)	190,192
ハローワーク (公共職業安定所)	138



ひ

B型・C型ウイルス肝炎治療医療費助成制度	93
P・F・P・Cはたらきば（生活介護）	153
ひいらぎ(西東京市児童発達支援センター) (児童発達支援)	16,18,20,146,174
Pippi	184
ピッピ（グループホーム）	161
ひとり親家庭等医療費助成制度（都の制度）	95
避難／避難所	68,69,70,71,72
119番ファクシミリ通報	66
110番アプリシステム	67
Pur aile ひばりが丘（放課後等デイサービス）	175
ピュルエルワーク西東京（就労移行支援）	159

ふ

福ナビ（とうきょう福祉ナビゲーション）	193
富士町作業所（就労継続支援B型）	157
船／フェリー	101
ブルーム	11,151,188,191
ふれあい収集（ごみの戸別訪問収集）	74
フレンドリー	9
文化教養講座	119

へ

ペアレントメンター	20
Basic あいおん（放課後等デイサービス・児童発達支援）	176
ヘルプカード	表紙（裏）

ほ

保育所等訪問支援	31,181
放課後等デイサービス	31
放課後等デイサービスウィズユー東伏見	180
放課後等デイサービス 希歩	176
放課後等デイサービス・ペヤール（放課後等デイサービス）	178
訪問系サービス	164
訪問サービスいずみ	167,182

ほうやおもちゃ図書館	192
保谷こもれびホール	115
保谷障害者福祉センター	10,39,40,150
ぽかぽかハウス	161,162

保健所	12
補助犬	52
補装具	48
ほっとルーム	17
ほほえみ	159
ボランテ	164
ボランティア	21

ま

マーク	裏表紙（裏）
マカナ訪問介護事業所	169
マル障	88

み

みどり西東京（生活介護）	154
ミモザ	188
ミモザハウス（グループホーム）	162

め

免除	134,135
----	---------

も

盲青年等社会生活教室開催事業	120
盲ろう者への通訳・介助者の派遣、支援	109

や

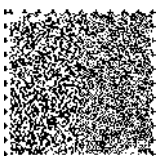
家賃助成	42
------	----

ゆ

ゆいまーる	190
UR賃貸	65
優遇制度	65
ユースタイルホーム 西東京 共同生活援助	162
ゆうパック	135
ゆうメール	136
郵便	116,135
有料道路	102
夢スユア（短期入所等）	164,166,185

よ

要約筆記者	59,125
-------	--------



ら

らいおんハート遊びリテーション児童デイらぶあ田無 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	179
らいおんハート遊びリテーション児童デイらぶあ西東京 (児童発達支援・放課後等デイサービス)	179
ライフサービス ぱーとなー	167,185
Life Design あくと (生活介護・重症心身障害児 (者) 通所事業)	10,153,187
Life Design ういーる (放課後等デイサービス)	179
Life Design きゃりあ (就労継続支援B型等)	155,184
Life Design ほとり (グループホーム)	161
Life Design ゆにぞん (就労継続支援B型)	158
Life Design らいみ (グループホーム)	161
Life Design らぶ (生活介護・重症心身障害児 (者) 通所事業)	154,187
ラヴィータ柳沢	165,186
ラシーネ西東京 (生活介護・就労継続支援B型)	153

り

LITALICO ジュニア西武柳沢教室	180,181
りぼんU (放課後等デイサービス)	177
療養介護	28

る

ルーモ (生活介護)	154
------------	-----

わ

YL ひばりが丘カレッジ (生活訓練)	160
YL ひばりが丘工房 (就労継続支援B型)	155
YL ひばりが丘事業所 (グループホーム)	162
YL ひばりが丘相談所	189,191
わたげ荘	162
WAMNET (ワムネット)	193
割引	97,98,99,100,101,102,103,132,134
わんど (グループホーム)	162

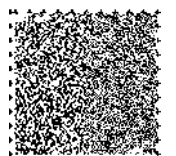
表紙 作品名：宝物がいっぱい

作者：横田 温大さん

裏表紙 作品名：荒馬

作者：木賀沢 元さん

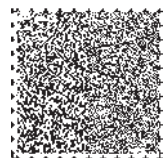
令和7年度多摩六都事業パラアート制作ワークショップ及び一般応募作品より選出



障害者に関するマーク

障害者に関するマークは、国際的に定められたものや法律に基づいているものの他、障害者団体等が独自に提唱しているものもあります。そのうち、代表的なものを紹介します。各マークの詳細・使用方法等は、各関係団体にお問い合わせください。

	<p>障害者のための国際シンボルマーク 障害のある方が利用しやすい建築物や公共輸送機関であることを示す、世界共通のマークです。車いすを利用する方だけでなく、障害のあるすべての方のためのマークです。</p>	公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会 電話 (03)5273-0601 FAX (03)5273-1523
	<p>盲人のための国際シンボルマーク 世界盲人連合で1984年に制定された世界共通のマークで、視覚障害者の安全やバリアフリーに考慮された建物・設備・機器などにつけられています。信号や音声案内装置、国際点字郵便物、書籍、印刷物などに使用されています。</p>	社会福祉法人 日本盲人福祉委員会 電話 (03)5291-7885 FAX (03)5291-7886
	<p>身体障害者標識（身体障害者マーク） 肢体不自由であることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割り込み」をした場合には、道路交通法違反となります。</p>	各警察署
	<p>聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク） 政令で定める程度の聴覚障害のあることを理由に運転免許に条件を付された方が車に表示するマークです。危険防止のためやむを得ない場合を除き、進行している当該車両へ「側方に幅寄せ」や「割り込み」をした場合には、道路交通法違反となります。</p>	各警察署
	<p>耳マーク 聴覚に障害があることを示し、コミュニケーション方法に配慮を求める場合などに使用されているマークです。また、自治体、病院、銀行などが、聴覚障害者に援助することを示すマークとしても使用されています。</p>	一般社団法人全日本難聴者・中途失聴者団体連合会 FAX (03)3354-0046 E-mail zennancho@zennancho.or.jp
	<p>手話マーク・筆談マーク 聴覚に障害のある方が、手話や筆談での対応を求めるときに提示したり、窓口等で手話や筆談対応ができることを知らせるために作成されたマークです。</p>	一般財団法人 全日本ろうあ連盟 電話 (03)3268-8847 FAX (03)3267-3445
	<p>ほじょ犬マーク 身体障害者補助犬法で定められた補助犬（盲導犬・介助犬・聴導犬）を受け入れる店の入口などに貼るマークです。不特定多数の方が利用する施設（デパートや飲食店など）では、補助犬の受け入れが義務付けられています。</p>	東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 (03)5320-4147 FAX (03)5388-1413
	<p>ヘルプマーク 義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など援助や配慮を必要としていることが外見からは分からない方々が周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるよう作成したマークです。すべての都営交通で、優先席を利用しやすくなるため、車両内の優先席にステッカーを標示する取組を行っています。</p>	東京都福祉局障害者施策推進部企画課 電話 (03)5320-4147 FAX (03)5388-1413
	<p>ハート・プラスマーク 身体内部に障害のある方を表しています。心臓疾患などの内部障害・内臓疾患は外見からは分かりにくいいため、様々な誤解を受けることがあります。そのような方の存在を視覚的に示し、理解と協力を広げるために作られたマークです。</p>	特定非営利活動法人 ハート・プラスの会 電話 (080)4824-9928 E-mail info@heartplus.org
	<p>オストメイトマーク オストメイト（人工肛門・人工膀胱を造設した方）を示すシンボルマークです。オストメイト対応のトイレ等の設備があることを示す場合などに使用されています。</p>	公益社団法人 日本オストミー協会 電話 (03)5670-7681 FAX (03)5670-7082
	<p>「白杖 SOS シグナル」 普及啓発シンボルマーク 白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障害のある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖 SOS シグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。</p>	岐阜市福祉部福祉事務所 障がい福祉課 電話 (058)214-2138 FAX (058)265-7613





西東京市では次のような取組をおこなっています

コミュニケーションボード



西東京市障害福祉課では普及啓発の取組を通じて障害や障害者理解を深め、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし、一人ひとりが輝けるまちづくりを進めていきます。

ヘルプカード



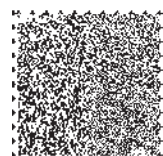
サポートステッカー



サポートリストバンド (上)

サポートキーホルダー (左)

※各詳細については、表紙裏をご参照ください。



リサイクル適性

この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。



この冊子は環境に配慮し、植物油インキを使用しています。